第一六二回

閣第一二号

所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 目次中「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第七条第一項第五号中「掲げるもの」の下に「(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百四十一条第四号(国内に恒久的施設を有しない外国法人)に掲げる外国法人については、第百六十一条第一号の二に掲げるものを除く。)」を加える。

第十三条第一項中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削る。

第二編第二章第二節第三款中第四十四条の次に次の一条を加える。

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)

第四十四条の二 居住者が第九十五条第一項から第三項まで(外国税額控除)の規定 の適用を受けた年の翌年以後の各年においてこれらの規定による控除をされるべき 金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合 には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分にお ける同条の規定による外国税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で 定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得 の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。こ の場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、 その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第七十八条第一項中「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえる金額」を「超える金額」に改め、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に、「こえる場合」を「超える場合」に改める。

第九十五条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第 三項の次に次の一項を加える。

4 居住者が納付することとなつた外国所得税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

第百二十条第三項中「掲げる書類」を「定める書類」に、「添付し」を「添付し、」に改め、同項第一号中「医療費控除」の下に「、社会保険料控除(第七十四条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。)」を加える。

第百六十一条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 国内において民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約 (これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。) に基づいて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるものの うち政令で定めるもの

第百六十四条第一項第四号イ中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第百七十四条第七号中「本邦通貨」の下に「又は当該外国通貨以外の外国通貨」を加える。

第百七十八条中「国内源泉所得(」の下に「その外国法人が法人税法第百四十一条 第四号(国内に恒久的施設を有しない外国法人)に掲げる者である場合には第百六十 一条第一号の三から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるものに限るもの とし、」を加える。

第百七十九条第二号中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一号の三」に改める。

第百八十条第一項第一号中「該当する法人」を「該当する法人(第百六十一条第一号の二(国内源泉所得)に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。)である法人(以下この項において「組合員である法人」という。)にあつては、政令で定めるものに限る。)」に改め、「(国内源泉所得)」を削り、「同条第一号の二」を「同条第一号の三」に改め、同項第二号及び第三号中「該当する法人」を「該当する法人(組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。)」に改める。

第百九十条第二号ロ中「記載されたもの(」の下に「第百九十六条第二項(保険料等の支払を証する書類の提出等)に規定する社会保険料の金額及び」を加え、「第百九十六条第二項(保険料等の支払を証明する書類の提出等)」を「同項」に改める。

第百九十六条第二項中「同項第二号」を「支払つた同項第二号に規定する社会保険料(第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。)の金額若しくは前項第二号」に、「提出し」を「提出し、」に改める。

第二百十二条第一項中「政令」を「その非居住者が第百六十四条第一項第四号(国内に恒久的施設を有しない非居住者)に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、政令」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「第百八十条第一項」を「その外国法人が法人税法第百四十一条第四号(国内に恒久的施設を有しない外国法人)に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第百八十条第一項」に改め、「該当するもの」の下に「及び政令で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第百六十一条第一号の二に規定する配分を受ける同号に掲げる国内源泉所得については、同号に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で

定めるものを含む。)である非居住者又は外国法人が当該組合契約に定める計算期間その他これに類する期間(これらの期間が一年を超える場合は、これらの期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)。以下この項において「計算期間」という。)において生じた当該国内源泉所得につき金銭その他の資産(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受ける場合には、当該配分をする者を当該国内源泉所得の支払をする者とみなし、当該金銭等の交付をした日(当該計算期間の末日の翌日から二月を経過する日までに当該国内源泉所得に係る金銭等の交付がされない場合には、同日)においてその支払があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第二百十三条第一項第二号中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一号の三」に改める。

第二百十四条第一項第一号中「該当する者」を「該当する者(第百六十一条第一号の二(国内源泉所得)に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。)である者(以下この項において「組合員である者」という。)にあつては、政令で定めるものに限る。)」に、「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一号の二、第二号」に改め、「(国内源泉所得)」を削り、同項第二号及び第三号中「該当する者」を「該当する者(組合員である者にあつては、政令で定めるものに限る。)」に改める。

第二百二十五条第一項中「及び第八号」を「並びに第八号」に、「配当等に」を「配当等及び第百六十一条第一号の二(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に」に改め、同項第八号中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一号の二若しくは第二号」に改め、「(国内源泉所得)」を削る。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

(有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書)

第二百二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第

号)第三条第一項(有限責任事業組合契約)に規定する有限責任事業組合契約(以下この条において「組合契約」という。)によつて成立する同法第二条(定義)に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項(会計帳簿の作成及び保存)に規定する組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有限責任事業組合に係る各組合員(当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。)に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十八条の三中「(信託に関する計算書)」の下に「、第二百二十七条の二 (有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書)」を、「記録した」の下に 「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に、「第二百二十七 条、」を「第二百二十七条、第二百二十七条の二、」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十八号の二ホ中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項(資産整理に伴う私財提供等」を「第五十九条第一項及び第二項(会社更生等による債務免除等」に改める。

第二十五条の見出しを「(資産の評価益の益金不算入等)」に改め、同条第一項中「(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えを除く。)」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 内国法人がその有する資産につき会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3 内国法人について民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産(政令で定めるものを除く。)の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十五条に次の三項を加える。

- 5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細(次項において「評価益明細」という。)の記載があり、かつ、財務省令で定める書類(次項において「評価益関係書類」という。)の添付がある場合(第三十三条第三項(資産の評価損の損金不算入等)に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合(次項において「評価損がある場合」という。)には、同条第五項に規定する評価損明細(次項において「評価損明細」という。)の記載及び同条第五項に規定する評価損関係書類(次項において「評価損関係書類」という。)の添付がある場合に限る。)に限り、適用する。
- 6 税務署長は、評価益明細(評価損がある場合には、評価益明細又は評価損明細) の記載又は評価益関係書類(評価損がある場合には、評価益関係書類又は評価損関

係書類)の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当 該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の 規定を適用することができる。

7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第二項中「その他の債権」の下に「(次項において「預金等」という。)」を加え、「災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下ることとなつた」を「、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた」に改め、「までの金額」の下に「(これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合にあつては、その減額した部分の金額)」を加え、「当該事業年度」を「これらの評価換えをした日の属する事業年度」に改め、同条第三項中「同項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産(預金等その他政令で定める資産を除く。)の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十三条に次の三項を加える。

- 5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細(次項において「評価損明細」という。)の記載があり、かつ、財務省令で定める書類(次項において「評価損関係書類」という。)の添付がある場合(第二十五条第三項(資産の評価益の益金不算入等)に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合(次項において「評価益がある場合」という。)には、同条第五項に規定する評価益明細(次項において「評価益明細」という。)の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類(次項において「評価益関係書類」という。)の添付がある場合に限る。)に限り、適用する。
- 6 税務署長は、評価損明細(評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細) の記載又は評価損関係書類(評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関 係書類)の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当 該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の

規定を適用することができる。

7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条の見出しを「(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算人)」に改め、同条第一項を次のように改める。

内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (第三号において「会社更生法等」という。)の規定による更生手続開始の決定が あつた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、そ の該当することとなつた日の属する事業年度(以下この項において「適用年度」と いう。)前の各事業年度において生じた欠損金額(連結事業年度において生じた第 二条第十八号の二リ(定義)に規定する個別欠損金額を含む。)で政令で定めるも のに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額に達するまでの金額は、当 該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 当該更生手続開始の決定があつた時においてその内国法人に対し政令で定める 債権を有する者(当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除 く。)から当該債権につき債務の免除を受けた場合 その債務の免除を受けた金 額
- 二 当該更生手続開始の決定があつたことに伴いその内国法人の役員等(役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。次項第二号において同じ。)から金銭その他の資産の贈与を受けた場合 その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
- 三 第二十五条第二項(会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。)(資産の評価益の益金不算入等)に規定する評価換えをした場合 同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額(第三十三条第二項(会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。)(資産の評価損の損金不算入等)の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控除した金額)

第五十九条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に規定する」を「これらの規定に規定する欠損金額に相当する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたことその 他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が次の各号 に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度 (第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。以下この項において「適用年度」という。)前の各事業年度において生じた欠損金額(連結事業年度において生じた第二条第十八号の二リに規定する個別欠損金額を含む。)で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額(当該合計額がこの項(第三号に掲げる場合に該当する場合には、第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)及び前条第一項並びにこの項)の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 これらの事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者(当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。)から当該債権につき債務の免除を受けた場合 その債務の免除を受けた金額
- 二 これらの事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等から金銭その他の資産 の贈与を受けた場合 その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
- 三 第二十五条第三項又は第三十三条第三項の規定の適用を受ける場合 第二十五 条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される 金額から第三十三条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金 の額に算入される金額を減算した金額

第八十一条の十三第二項第四号中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項 (資産整理に伴う私財提供等」を「第五十九条第一項及び第二項(会社更生等による 債務免除等」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。 第五十九条第三項中「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ 等」を「光ディスク等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 第五条第十三号中「第五十号」を「第五十四号」に改める。

第十七条の二中「若しくは協同組合又は農事組合法人」を「その他の政令で定める者」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号の二」を「第二十二号」に改める。

附則第八条第三項から第六項までを削る。

別表第一第八号の次に次のように加える。

八の二 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記		
(一) 動産の譲渡の登記	申請件数	一件につき
		一万五千円

(\Box)	債権の譲渡又は質権の設定の登記	申請件数	一件につき
(=)	(一)又は(二)に掲げる登記の存続	申請件数	一万五千円
`	でででは、	中明计数	七千五百円
(四)	登記の抹消	申請件数	一件につき
			千円

別表第一第十九号の三の次に次のように加える。

十九の四 投資事業有限責任組合契約の登記		
(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任組合契約(以下この号において「組合契約」という。)につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記		
((三)に掲げる登記を除く。) イ 組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき
ローイ、八及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	三万円 一 件 に つ き 一万五千円
八 登記の更正の登記	申請件数	ー件につき 一万円
二 登記の抹消	申請件数	- 件につき 一 件 に つき 一 万 円
(二) 組合契約につきその組合の従たる事務 所の所在地においてする登記((三)に掲げ る登記を除く。)		,313
イ (一)イ及び口に掲げる登記	申請件数	一件につき 六千円
ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき
(三) 組合契約につきその組合の主たる事務 所又は従たる事務所の所在地においてする清 算に係る登記		
イ 清算人の登記	申請件数	一件につき 六千円
ロ イ、八及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき
八 清算結了の登記	申請件数	- 件につき 二千円
二 登記の抹消	申請件数	1 引 一件につき 六千円

別表第一第二十二号の二を削り、同表第二十八号(二)イ及びロ中「販売場の数」を「免許件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同表第二十九号(三)中「営業所の数」を「許可件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同表第二十九号の三を同表第二十九号の四とし、同表第二十九号の二の次に次のように加える。

二十九の三 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若 しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認 機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱 主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の 登録

登録		
(一) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六 十七号)第十二条の二第一項(登録認証機関	登録件数	一件につき 九万円
の登録)の登録(更新の登録を除く。) (二) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第十二条の八第一項(登録 検査機関の登録)の登録(更新の登録を除 く。)	登録件数	一 件 に つき 九万円
、。 (三) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第十二条の十(登録定期確 認機関の登録)の登録(更新の登録を除 く。)	登録件数	一件につき 九万円
(四) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第十八条第二項(登録運搬 方法確認機関の登録)の登録運搬方法確認機 関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(五) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第十八条第二項の登録運搬 物確認機関に係る登録(更新の登録を除 く。)	登録件数	一件につき 九万円
(六) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第十九条の二第二項(登録 埋設確認機関の登録)の登録(更新の登録を 除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(七) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第三十五条第二項(登録試 験機関の登録)の登録試験機関に係る登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一 件 に つ き 九万円
(八) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第三十五条第二項の登録資 格講習機関に係る登録(更新の登録を除 く。)	登録件数	一 件 に つ き 九万円
、。 (九) 放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律第三十六条の二第一項(登 録定期講習機関の登録)の登録(更新の登録 を除く。)	登録件数	一件につき 九万円

別表第一第二十九号の四の次に次のように加える。

二十九の五 登録水質検査機関又は登録簡易専用水道検査機関の登録		
(一) 水道法(昭和三十二年法律第百七十七	登録件数	一件につき
号)第二十条第三項(登録水質検査機関の登		九万円
録)の登録(更新の登録を除く。)		
(二) 水道法第三十四条の二第二項(登録簡	登録件数	一件につき

易専用水道検査機関の登録)の登録(更新の 登録を除く。)		九万円
	の登録又は食	L ≩品衛生管理者
に係る養成施設若しくは講習会の登録		
(一) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百	登録件数	一件につき
三十三号)第四条第九項(登録検査機関の登		十五万円
録)の登録(更新の登録を除く。)		
(二) 食品衛生法第四十八条第六項第三号	登録件数	一件につき
(養成施設の登録)の登録		十五万円
(三) 食品衛生法第四十八条第六項第四号の	登録件数	一件につき
登録 	L++=== A = =×	九万円
二十九の七 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又に		
(一) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に	登録件数	一件につき
関する法律(平成二年法律第七十号)第十二		十五万円
条第五項第三号(養成施設の登録)の登録	곳 ፟፟፟፟፟፟ ◇ ○ → ↑ ★ │	/# I= 0 =
(二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に	登録件数	一件につき
関する法律第十二条第五項第四号の登録 二十九の八 販売に供する食品の特別用途表示に係る	⋜⋜⋖⋛⋣⋵⋣⋐	九万円
		一件につる
健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十 六条第三項(登録試験機関の登録)の登録(更	豆球汁致	一 件 に フ 。 十五万円
ハボネニ頃(豆球山歌(機関の豆球)の豆球(史 新の登録を除く。)		1 71/111
	' ^녹 수쿤	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭	 登録件数	一件につる
和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項	크까미셨	九万円
第四号(登録研修機関の登録)又は第十九条第		707313
一項(登録研修機関の登録)の登録(更新の登		
録を除く。)		
二十九の十 指定管理医療機器等に係る登録認証機関	関の登録	I
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二	登録件数	一件につる
十三条の二第一項(登録認証機関の登録)の登		九万円
録(更新の登録を除く。)		
二十九の十一 建築物環境衛生管理技術者免状に係る	る登録講習機	関の登録
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	登録件数	一件につる
(昭和四十五年法律第二十号)第七条第一項第		九万円
一号(登録講習機関の登録)の登録(更新の登		
録を除く。)		
二十九の十二 高圧室内作業等に係る登録教習機関		
録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個 ************************************	別検定機関者	もしくは登録す
式検定機関の登録		<i>u</i> -
(一) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第	登録件数	一件につる
五十七号)第十四条(登録教習機関の登		九万円
録)、第六十一条第一項(登録教習機関の登		
録)又は第七十五条第三項(登録教習機関の		
登録)の登録(更新の登録を除く。)	조达 수크 // / ※/r	_ # = ~ =
(二) 労働安全衛生法第三十八条第一項(登)	登録件数	一件につる _{もも田}
録製造時等検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く		九万円
登録を除く。)		l

(三) 労働安全衛生法第四十一条第二項(登録性能検査機関の登録)の登録(更新の登録	登録件数	一件につき 九万円
を除く。) (四) 労働安全衛生法第四十四条第一項(登 録個別検定機関の登録)の登録(更新の登録	登録件数	一件につき 九万円
を除く。) (五) 労働安全衛生法第四十四条の二第一項 (登録型式検定機関の登録)の登録(更新の	登録件数	一件につき 九万円
登録を除く。) 二十九の十三 作業環境測定士に係る登録講習機関	 の登録又は作	 ■業環境測定機
関の登録		
(一) 作業環境測定法(昭和五十年法律第二	登録件数	一件につき
十八号)第五条(登録講習機関の登録)又は		九万円
第四十四条第一項(登録講習機関の登録)の		
登録(更新の登録を除く。)		
(二) 作業環境測定法第三十三条第一項(作	登録件数	一件につき
業環境測定機関)の作業環境測定機関の登録		九万円

別表第一第三十号の次に次のように加える。

三十の二 農産物検査に係る登録検査機関の登録				
(一) 農産物検査法(昭和二十六年法律第百	登録件数	一件につき		
四十四号)第二条第五項(登録検査機関の登		十五万円		
録)の登録(更新の登録を除く。)				
(二) 農産物検査法第十九条第一項(変更登	登録件数	一件につき		
録)の変更登録(同法第十七条第四項第四号		十五万円		
(登録事項)の登録の区分の増加に係るもの				
に限る。)				
(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登	登録件数	一件につき		
録(同法第十七条第四項第三号の農産物の種		三万円		
類又は同項第五号の区域の増加に係るものに				
限る。)				
三十の三 規格設定飼料の規格適合表示に係る登録	検定機関の登録	禄		
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法	登録件数	一件につき		
律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十七条		九万円		
第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の				
登録を除く。)				

別表第一第三十一号を次のように改める。

三十一 株式会社商品取引所の許可、組織変更の認 類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の		重特定商品市場
(一) 商品取引所法(昭和二十五年法律第二 百三十九号)第七十八条(株式会社商品取引 所の許可)の株式会社商品取引所の許可	許可件数	一件につき 十五万円
(二) 商品取引所法第百三十二条第一項(組 織変更の認可)の組織変更の認可	認可件数	一件につき 十五万円
(三) 商品取引所法第三百三十二条第一項 (第一種特定商品市場類似施設の開設の許 コンの第一種特定商品市場類似施設の開設の	許可件数	一件につき 十五万円
可)の第一種特定商品市場類似施設の開設の 許可		

(四) 商品取引所法第三百四十二条第一項	許可件数	一件につき
(第二種特定商品市場類似施設の開設の許		十五万円
可)の第二種特定商品市場類似施設の開設の		
許可		

別表第一第三十一号の次に次のように加える。

三十一の二 商品取引受託業務若しくは商品取引債	務引受業の評	F可又は委託者
保護基金の登録		
(一) 商品取引所法第百九十条第一項(商品	許可件数	一件につき
取引受託業務の許可)の商品取引受託業務の		十五万円
許可(許可の更新を除く。)		
(二) 商品取引所法第百六十七条(許可)の	許可件数	一件につき
商品取引債務引受業の許可		十五万円
(三) 商品取引所法第二百九十三条(委託者	登録件数	一件につき
保護業務の登録)の委託者保護基金の登録		十五万円

別表第一第三十三号の二を次のように改める。

三十三の二 揮発油販売業者の登録又は揮発油等に	系る分析機関の	の登録
(一) 揮発油等の品質の確保等に関する法律	登録件数	一件につき
(昭和五十一年法律第八十八号)第三条(登		三万円
録)の揮発油販売業者の登録		
(二) 揮発油等の品質の確保等に関する法律	登録件数	一件につき
第十六条の二第一項(揮発油販売業者に係る		九万円
分析機関の登録)、第十七条の三第二項(揮		
発油生産業者に係る分析機関の登録)(同法		
第十七条の八第一項(軽油生産業者に係る分		
析機関の登録)、第十七条の十第一項(灯油		
生産業者に係る分析機関の登録)又は第十七		
条の十二第一項(重油生産業者に係る分析機		
関の登録)において準用する場合を含む。)		
又は第十七条の四第三項(揮発油輸入業者等		
に係る分析機関の登録)(同法第十七条の八		
第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項		
若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若		
しくは第三項において準用する場合を含		
む。)の登録(更新の登録を除く。)		

別表第一第三十三号の二の次に次のように加える。

三十三の三 特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号) 第四十七条第一項(検査機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。以下この号において単に 「登録」という。)		一件に一件に一万日一月一月一月十円十円十円

別表第一第三十四号中「又はガス」を「、ガス」に改め、「若しくは供給地点の変更の許可」の下に「又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る

検査機関の登録」を加え、同号に次のように加える。

(三) ガス事業法第三十六条の二の二第一項 (登録ガス工作物検査機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。)		一件につき 九万円
(四) ガス事業法第三十九条の十一第一項 (検査機関の登録)の登録(更新の登録を除 く。)	申請件数	一件に一件に一方(げ受者につしでででのででのででのでででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで

別表第一第三十四号の三を次のように改める。

三十四の三 特定電気事業の許可若しくは電気の供給地点の変更の許可又は電		
気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録	禄調査機関の	登録
(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第百七	許可件数	一件につき
十号)第二条第一項第五号(定義)に規定す		一万五千円
る特定電気事業に係る同法第三条第一項(事		
業の許可)の許可又は同法第八条第一項(供		
給区域等の変更)の供給地点の変更の許可		
(供給地点の増加に係るものに限る。)		
(二) 電気事業法第五十条の二第三項(登録	登録件数	一件につき
安全管理審査機関の登録)、第五十二条第三		九万円
項(登録安全管理審査機関の登録)又は第五		
十五条第四項(登録安全管理審査機関の登		
録)の登録(更新の登録を除く。)		
(三) 電気事業法第五十七条の二第一項(登	登録件数	一件につき
録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除		九万円
⟨。)		

別表第一第三十四号の三の次に次のように加える。

三十四の四 特定電気用品に係る検査機関の登録		
電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十	申請件数	一件につき
四号)第九条第一項(検査機関の登録)の登録		九万円(既
(更新の登録を除く。以下この号において単に		に登録を受
「登録」という。)		けている者
		について
		は、一万五
		千円)
三十四の五 特別特定製品に係る検査機関の登録		
消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三	申請件数	一件につき
十一号)第十二条第一項(検査機関の登録)の		九万円(既
登録(更新の登録を除く。以下この号において		に登録を受
単に「登録」という。)		けている者
		について
		は、一万五
		千円)

三十四の六 日本工業規格への適合の表示に係る登録をに係る対象を表示しては外国対象を表示して)登録又は製品
試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の (一) 工業標準化法(昭和二十四年法律第百 八十五号)第十九条第一項若しくは第二項 (登録認証機関の登録)、第二十条第一項 (登録認証機関の登録)又は第二十三条第一 項から第三項まで(登録認証機関の登録)の 登録(更新の登録を除く。)	申請件数	ー件について 一件に一角で に は で は で は は は は は は は は は は は は は は
(二) 工業標準化法第五十七条第一項(試験 事業者の試験所の登録)の試験事業者の登録 (更新の登録を除く。)	申請件数	て 五 千 円 に 円 に に に に に に に に に に に に に
(三) 工業標準化法第六十五条第一項(外国 試験事業者の試験所の登録)の外国試験事業 者の登録(更新の登録を除く。)	申請件数	る者につい て 五千円) 一件に円) た 九 に に は に に に に に に に に に に に に に
三十四の七 計量器の校正等に係る事業者の登録 計量法(平成四年法律第五十一号)第百四十三	申請件数	を受けている者については、一万五千円) 一件につき
条第一項(登録)の計量器の校正等に係る事業者の登録(更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。)		九万円 (既 に登録を者 けている につい 五 につい 五 大円)
三十四の八 回路配置利用権の設定登録等事務に係	 る登録機関ので	
半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二十八条第一項(登録機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
三十四の九 工業所有権に関する手続に係る登録情 又は特定登録調査機関の登録	「報処理機関、	登録調査機関
(一) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第九条第 一項(登録情報処理機関の登録)の登録(更 新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円

(三) 工業所有権に関する手続等の特例に関 登録件数 一件につきする法律第三十九条の二(特定登録調査機関 九万円の登録)の登録(更新の登録を除く。)

別表第一第三十五号(一)中「路線の数」を「許可件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るもの」に改め、同号(三)中「路線の数」を「特許件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るもの」に改め、同表第四十号(一)及び(二)中「港湾の数」を「許可件数」に、「一港湾」を「一件」に改め、同号(三)中「及び港湾の数」及び「一港湾」を削り、同表第四十一号の前に次のように加える。

四十の三船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認	忍機関、船級	と協会又は登録
検査機関の登録		
	登録件数	一件につき
第六条ノ四第一項(登録検定機関の登録)の		九万円
登録(更新の登録を除く。)		
	登録件数	一件につき
機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		九万円
()	登録件数	一件につき
登録(更新の登録を除く。)		九万円
	登録件数	一件につき
機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		九万円
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	登録件数	一件につき
書の発給を行う船級協会の登録)の登録(更		九万円
新の登録を除く。)		
四十の四 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状勇		
職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る	5登録小型船	船教習所若し
くは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る	電子通信移行	亍講習の登録
(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条 📑	登録件数	一件につき
第二項(海技免許講習の登録)の登録(更新		九万円
の登録を除く。)		
· /	登録件数	一件につき
の二第三項第三号(海技免状更新講習の登		九万円
録)の登録(更新の登録を除く。)		
· /	登録件数	一件につき
条の二第一項(登録船舶職員養成施設の登		九万円
録)の登録(更新の登録を除く。)		
	登録件数	一件につき
三条の十第一項(登録小型船舶教習所の登		九万円
録)の登録(更新の登録を除く。)		
	登録件数	一件につき
三条の十一(操縦免許証更新講習の登録)に		九万円
おいて準用する同法第七条の二第三項第三号		
の登録(更新の登録を除く。)		
(六) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改	登録件数	一件につき
正する法律(平成三年法律第七十五号)附則		九万円

第三条(電子通信移行講習の登録)の登録 (更新の登録を除く。)		
四十の五 海洋汚染等の防止に係る登録確認機関、 の登録	船級協会又は	は登録検定機関
(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第 九条の二第四項(登録確認機関の登録)の登録 録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(四)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する 法律第十九条の四十九第一項(船舶安全法の 準用)において準用する船舶安全法第六条ノ 四第一項(登録検定機関の登録)の登録(更 新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円
四十の六 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の	登録	_
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十条第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円

別表第一第四十一号の二の次に次のように加える。

四十一の三 自動車の登録に係る登録情報処理機関の	の登録	
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五	登録件数	一件につき
号)第七条第四項(登録情報処理機関の登録)		九万円
の登録(更新の登録を除く。)		

別表第一第四十二号中「又は旅館」を「若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関」に改め、同号に次のように加える。

(三) 国際観光ホテル整備法第三条又は第十 登録件数 一件につき 八条第一項の登録実施機関に係る登録(更新 九万円 の登録を除く。)

別表第一第四十三号中「又は旅行業者代理業の登録又は変更登録」を「若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録」に改め、同号に次のように加える。

(三) 旅行業法第十二条の十一第一項(登録	登録件数	一件につき
研修機関の登録)の登録(更新の登録を除		九万円
<.)		

別表第一第四十三号の二から第四十五号までを次のように改める。

別衣第 第四十二号の二かり第四十五号よくを入のよ	プロスのも。		
四十三の二 予報業務の許可又は気象測器に係る登録検定機関の登録			
(一) 気象業務法(昭和二十七年法律第百六	許可件数	一件につき	
十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)		九万円	
の予報業務の許可			
(二)気象業務法第九条(登録検定機関の登	登録件数	一件につき	
録)の登録(更新の登録を除く。)		九万円	
四十四 建設業の許可又は監理技術者に係る講習の	登録若しくは	は建設業者に係	
る登録経営状況分析機関の登録			
(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)			
第三条第一項(建設業の許可)の国土交通大			
臣がする建設業(同法別表第一の下欄に掲げ			
る建設業をいう。以下(一)において同			
じ。)の許可(許可の更新及び次の区分ごと			
に他の建設業について既に国土交通大臣の許			
可がされている場合における許可を除くもの			
とし、二以上の建設業について同時に国土交			
通大臣の許可がされる場合には、次の区分ご			
とにこれらの許可を一の許可とみなす。)			
イ 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者	許可件数	一件につき	
に係る同項の許可		十五万円	
ロ 建設業法第三条第一項第二号に掲げる者	許可件数	一件につき	
に係る同項の許可		十五万円	
(二) 建設業法第二十六条第四項(講習の登	登録件数	一件につき	
録)の登録(更新の登録を除く。)		九万円	
(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項	登録件数	一件につき	
(登録経営状況分析機関の登録)の登録(更		九万円	
新の登録を除く。)			
四十五 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主	任者に係る登	登録講習機関の	
登録			
(一) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律	免許件数	一件につき	
第百七十六号)第三条第一項(免許)の国土		九万円	
交通大臣がする宅地建物取引業の免許(更新			
の免許を除く。)			
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項(登	登録件数	一件につき	
録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除		九万円	
⟨。)			
別表第一第四十五号の三及び第四十六号を次のように	改める。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

mich half a so a control of the cont	- DA - D - O	
四十五の三 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講		
習機関の登録		
(一) マンションの管理の適正化の推進に関	登録件数	一件につき
する法律第四十四条第一項(登録)のマンシ		九万円
ョン管理業者の登録(更新の登録を除く。)		
(二) マンションの管理の適正化の推進に関	登録件数	一件につき
する法律第四十一条(登録講習機関の登録)		九万円
の登録(更新の登録を除く。)		
(三) マンションの管理の適正化の推進に関	登録件数	一件につき

する法律第六十条第二項(登録講習機関の登		九万円
録)の登録(更新の登録を除く。)		
四十六 測量業者の登録又は測量士に係る登録養成	施設の登録	_
(一) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八	登録件数	一件につき
号)第五十五条第一項(測量業者の登録)の		九万円
測量業者の登録(更新の登録を除く。)		
(二) 測量法第五十条第三号又は第四号(登	登録件数	一件につき
録養成施設の登録)の登録(更新の登録を除		九万円
⟨。)		

別表第一第四十六号の次に次のように加える。

四十六の二 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録		
屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九	登録件数	一件につき
号)第十条第二項第三号イ(登録試験機関の登		十五万円
録)の登録		
四十六の三 不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録	渌	
不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二	登録件数	一件につき
(実務修習機関の登録)の登録(更新の登録を		九万円
除く。)		
四十六の四 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価	i機関若しくに	は登録講習機関
の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は	(住宅の特別部	F価方法認定に
係る登録試験機関の登録		
(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律	登録件数	一件につき
(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項		九万円
(登録住宅性能評価機関の登録)の登録(更		
新の登録を除く。)		
(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律	登録件数	一件につき
第十三条(登録講習機関の登録)の登録(更		九万円
新の登録を除く。)		
(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律	登録件数	一件につき
第三十一条第一項(登録住宅型式性能認定等		九万円
機関の登録)又は第三十三条第一項(登録住		
宅型式性能認定等機関の登録)の登録(更新		
の登録を除く。)		
(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律	登録件数	一件につき
第五十九条第一項(登録試験機関の登録)の		九万円
登録(更新の登録を除く。)		

別表第一第四十七号の二及び第四十八号を次のように改める。

四十七の二 電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録		
(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第	登録件数	一件につき
八十六号)第九条(電気通信事業者の登録)		十五万円
の電気通信事業者の登録		
(二) 電気通信事業法第八十六条第一項(登	登録件数	一件につき
録認定機関の登録)の登録認定機関の登録		九万円
(更新の登録を除く。)		

四十八 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは 外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周 波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録 (一) 電波法(昭和二十五年法律第百三十一 無線局の 一局につき 号)第四条(無線局の開設)の無線局の免許 三万円(電 数 (再免許及び同法第五条第二項第一号(欠格 波法第五条 事由)に規定する実験無線局その他政令で定 第四項の放 める無線局の免許を除く。) 送をする無 線局につい ては、十五 万円) 一局につき (二) 電波法第二十七条の十八第一項(登 | 無線局の 録)の無線局の登録(再登録その他政令で定 三万円 数 める登録を除く。) (三) 電波法第二十四条の二第一項(点検事 登録件数 一件につき 業者の登録)の点検事業者の登録 九万円 一件につき (四) 電波法第二十四条の十三第一項(外国 登録件数 点検事業者の登録)の外国点検事業者の登録 九万円 (五) 電波法第三十八条の二第一項(登録証 一件につき 登録件数 明機関の登録)の登録証明機関の登録(更新 九万円 の登録を除く。) (六) 電波法第七十一条の三の二第一項(登 登録件数 一件につき 録周波数終了対策機関の登録)の登録(更新 九万円 の登録を除く。)

別表第一第四十八号の三の次に次のように加える。

四十八の四 消防の設備等に係る登録検定機関の登録		
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十	登録件数	一件につき
七条の二第一項(登録検定機関の登録)又は第		十五万円
二十一条の三第一項(登録検定機関の登録)の		
登録(更新の登録を除く。)		

別表第一に次のように加える。

五十一 国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録		
(一) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の	登録件数	一件につき
保存に関する法律(平成四年法律第七十五		九万円
号)第二十三条第一項(登録機関の登録)の		
登録		
(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の	登録件数	一件につき
保存に関する法律第三十三条の八第一項(認		九万円
定機関の登録)の登録		
五十二 遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物	登録件数	一件につき
の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律		九万円
第九十七号)第十七条第一項(登録検査機関の		
登録)の登録		
五十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録		
商法第四百五十七条(調査機関の登録)の登録	登録件数	一件につき

(更新の登録を除く。)		九万円
五十四 警備員等に係る登録講習機関の登録		
警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二	登録件数	一件につき
十三条第三項(登録講習機関の登録)の登録		九万円
(更新の登録を除く。)		

(租税特別措置法の一部改正)

- 第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 目次中「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四 第四十条の六)」を
- 「 第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四 第四十条の六)

第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第四十条の七 第 四十条の九)

- に、「第六十五条の十五」を「第六十六条の二」に改め、「第六節の二 現物出資の場合の課税の特例(第六十六条・第六十六条の二)」を削り、「第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条の六 第六十六条の九)」を
- 「 第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条 の六 第六十六条の九)

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第六十六条の九の二 第六十六条の九の五)

- に、「第二十節 連結法人の現物出資の場合の課税の特例(第六十八条の八十六)」を「第二十節 削除」に、「第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の 課税の特例(第六十八条の九十 第六十八条の九十三)」を
- 「 第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十八条 の九十 第六十八条の九十三)

第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第六十八条の九十三の二 第六十八条の九十三の五) に改める。

第五条の二第五項第二号中「次号」の下に「及び第七号」を加え、同項第三号を次のように改める。

- 三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するもの(外国間接口座管理機関に該当する者を除く。)をいう。
 - イ 特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により 口座を開設した者
 - ロ イ又は八の規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に 関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者
 - ハ 口の規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する

法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者 第五条の二第五項第七号を次のように改める。

- 七 外国再間接口座管理機関 口座管理機関(社債等の振替に関する法律第四十四条 第一項第十五号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。次号 において「外国口座管理機関」という。)のうち、次のいずれかに該当するものを いう。
 - イ 外国間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定に より口座を開設した者
 - ロ イ又は八の規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替 に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者
 - ハ ロの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する る法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

第五条の二第十五項中「特定振替機関等による」の下に「非課税適用申告書又は」 を加える。

第九条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に 改め、同条第二項中「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項」に改める。 第九条の七第二項中「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項」に改め る。

第十条の三第四項中「又は第十条の六第四項」を「、第十条の六第四項又は第十条の七」に改める。

第十条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に 改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

- 六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人(前各号に掲げる個人に該当する者を除く。) 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置
- 七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる個人に該当する者を除く。) 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置第十条の四第一項に次の一号を加える。
- 八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの(前各号に掲げる個人に該当する者を除く。) 当該事業の用に供される機械及び装置

第十条の四第四項中「又は第十条の六第四項」を「、第十条の六第四項又は第十条の七」に改める。

第十条の五第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第四項中「次条第四項」の下に「又は第十条の七」を加える。

第十条の六第四項中「場合に限る」の下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)

- 第十条の七 青色申告書を提出する個人の平成十八年から平成二十年までの各年(平成十八年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)及びその事業を廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。)の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が当該個人の比較教育訓練費の額を超える場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。
- 2 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものの平成十八年から平成二十年までの各年において、その年分(前項の規定の適用を受ける年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該教育訓練費の額の百分の二十(教育訓練費増加割合(当該年分の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合をいう。)が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。)に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教育訓練費 個人が当該個人のその事業に係る使用人(当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。
- 二 比較教育訓練費の額 前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする年(第 六項において「適用年」という。)前二年以内の各年(事業を開始した日の属す る年以後の年に限る。以下この号において同じ。)の年分の事業所得の金額の計 算上必要経費に算入される教育訓練費の額(当該各年のうちに事業を開始した日 の属する年がある場合には、当該年については、当該年の教育訓練費の額に十二 を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金 額)の合計額を当該各年の数で除して計算した金額をいう。
- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを 一月とする。
- 5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。
- 6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する個人がこれらの規定に 規定する事業所得を生ずべき事業を適用年の二年前の年以後に相続又は包括遺贈に より承継した者である場合における当該適用年の前年分又は前々年分の事業所得の 金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適 用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における 所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中 「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置 法第十条の七(教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)」とする。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び機械その他の設備」及び「(以下この号において「外航船舶」という。)」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶を除く。)については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶に限る。)については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第十一条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「(以下この項において「地震防災対策強化地域」という。)その他」を「その

他の」に、「百分の九(当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八)」を「百分の八」に改める。

第十一条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十一条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日 (同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日)」に改め、 同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改める。

第十一条の七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「第六条第一号」を「第六条」に、「同条に規定する認定計画のうち政令で定めるもの」を「同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画」に改める。

第十一条の八第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

第十二条第一項の表の第一号中「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。

第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第三項並びに第十三条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十三条の二の見出しを「(経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、適用年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者に該当し、かつ、当該適用年において同項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合には、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備(以下この条において「機械設備等」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十七に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第十三条の三第一項中「、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、」 を削り、「百分の十二とする。」を「、百分の十二」に改め、同項第一号及び第二号 中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「百分の百二十一」を「百分の百十五」に、「百分の百二十八」 を「百分の百二十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を 「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「次項第三号」を「次項第二号又は第三号」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定めるもの

第十四条の二第二項第五号中「貯留する」を「貯留し、又は浸透する」に改める。

第十五条第一項中「提出する個人」を「提出する個人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第 号)第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたもの」に改め、「もの(」の下に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで 削除

第十九条第一号中「第十条の二」の下に「から第十条の六まで、第十一条」を加える。

第二十条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」 に改める。

第二十条の五を削る。

第二十五条第一項中「平成十七年」を「平成二十年」に改める。

第二十六条第二項第一号中「、身体障害者福祉法」及び「、育成医療の給付」を削り、同項に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十七条の次に次の一条を加える。

(有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例)

第二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第 号)

第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約(以下この条において「組合契約」という。)を締結している組合員である個人が、各年において、当該組合契約に基づいて営まれる事業(以下この条において「組合事業」という。)から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合において当該組合事業によるこれらの所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額のうち当該組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

- 2 組合契約を締結している組合員である個人で確定申告書を提出するものは、確定申告書に当該個人の前項に規定する出資の価額を基礎として計算した金額に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該書類の提出があったときは、この限りでない。
- 3 組合契約を締結している組合員である個人は、前項の確定申告書を提出する場合 を除き、財務省令で定めるところにより、その年中の組合事業による不動産所得、 事業所得又は山林所得に係る同項の書類を、その年の翌年三月十五日までに、税務 署長に提出しなければならない。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項第三号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第三十条の二第一項中「平成十七年」を「平成十九年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第十五号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「又は第十号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「又は第十号」を「、第七号又は第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「又は第六号」を「、第六号若しくは第七号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号中「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」を「、第十四条第一項若しくは第三項書しては第一項若しくは第一項書しては第三項若しては第十一号とし、同項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前二号、第

十号又は第十二号から第十五号まで」を「前三号、第十一号又は第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業(当該認定整備事業計画に定められた建築物(その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。)の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)の同法第六十五条に規定する認定整備事業者(当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの(第三号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

第三十一条の二第三項中「前項第十号から第十五号まで」を「前項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第二項第十一号から第十五号まで」を「第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第二項第十号から第十五号まで」を「第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

第三十三条第一項第三号中「取得するとき」の下に「(政令で定める場合に該当する場合を除く。)」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「、公営住宅法」を「又は公営住宅法」に改め、「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で政令で定めるものの用に供するために買い取られる場合」を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体又は景観法(平成十六年法律第百十号)第九十二条第一項に規定する景観整備機構(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第三十四条の二第二項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「取得するとき」の下に「(政令で定める場合に該当する場合を除く。)」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同項第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十五号」を「前条第二項第二十四号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等(農業経営基盤強化促進法第六条第二項第五号イに規定する要活用農地で同法第二十七条の二第一項の規定による通知に係るものに限る。)を農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により同条第二項に規定する特定農業法人で当該勧告を行つた市町村の長が同項の規定により当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第三十七条の九の二第一項中「個人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「(昭和六十二年法律第六十二号)」を加え、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第一項中「次項、次条、第三十七条の十一の二」を「次条から第三十七条の十一の二まで」に、「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「及び次条」を「及び第三十七条の十一」に、「第七項第五号」を「第六項第五号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第五号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第五号中「証券取引所」の下に「(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三十七条の十一第一項において同じ。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。

第三十七条の十の次に次の一条を加える。

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、その有する特定管理株式(当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の開設する特定口座(第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。)に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等が

上場株式等(次条第一項に規定する上場株式等をいう。以下この項において同じ。)に該当しないこととなつた内国法人の株式につき、当該上場株式等に該当しないこととなつた日以後引き続き当該特定口座を開設する証券業者等(同号に規定する証券業者等をいう。)に開設される特定管理口座(当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなつた内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他の財務省令で定める要件を満たす口座をいう。以下この条において同じ。)において保管の委託がされている当該内国法人の株式をいう。以下この条において同じ。)が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

- 一 当該特定管理株式を発行した株式会社が解散(合併による解散を除く。)をし、 その清算が結了したこと。
- 二 前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの
- 2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等(前条第二項に規定する株式等をいう。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 3 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 4 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第五項」を「同条第四項」に、「投資口の払戻し」を「同条第二十一項に規定する投

5 第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第三十七条の十一第一項中「前条第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「同条 資口の払戻し」に、「投資口に係る」を「同項に規定する投資口に係る」に、「投資 口に限る」を「同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る」に改め、「(これに 類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五ま で、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三におい て同じ。)」を削り、「前条第一項前段」を「第三十七条の十第一項前段」に改め、 「及び次項」を削り、「(第五項」を「(第三項」に改め、同項第一号中「証券業 者」の下に「(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関す る法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この条及び第三十七条の十 一の三第三項第一号において同じ。)」を加え、同項第三号中「登録金融機関」の下 に「、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵 政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第八条第一項に 規定する登録郵政公社」を加え、同項第四号中「前条第四項各号又は第五項」を「第 三十七条の十第三項各号又は第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前 項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第 四項中「前条第七項」を「第三十七条の十第六項」に改め、同項を同条第三項とする。 第三十七条の十一の二第二項第三号中「第三十七条の十第四項第一号」を「第三十 七条の十第三項第一号」に改める。

第三十七条の十一の三第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同条第三項第一号中「又は登録金融機関」を「、登録金融機関」に、「(以下この条及び次条において「証券業者等」という」を「又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。)(以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する」に、「国内にあるものに限る」を「国内にある営業所又は事務所(郵便局を含む。)をいう」に改め、同条第八項中「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改める。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「第三十七条の十第七項第五号」を「第三十七条の十第六項第五号」に改め、同条第四項中「第三十七条の十第四項及び第七項」を「第三十七条の十第三項及び第六項」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に改める。

第三十七条の十二の二第四項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「前条第一項前段」を「第三十七条の十第一項前段」に改める。

第三十七条の十三第一項第一号中「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時 措置法第七条の二に規定する特定中小企業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進 に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者」に改め、同項第三号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 内国法人のうち、地域再生法(平成十七年法律第 号)第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第一号に規定する事業を行う同法第十二条第一項に規定する特定地域再生事業会社であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社 当該株式会社により発行される株式

第三十七条の十三の二第一項中「第三十七条の十第二項に規定する上場等の日」を「上場等の日(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場された日その他の政令で定める日をいう。)」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三項及び第五項」を「次項及び第四項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十第二項」を「前条第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第四項とする。

第三十七条の十四の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三十七条の十第四項各号又は第五項」を「第三十七条の十第三項各号又は第四項」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「第三十七条の十第三項第三号」を「第三十七条の十第二項第三号」に改める。

第二章第四節の二の節名を次のように改める。

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第二章第四節の二中第四十条の四の前に次の款名を付する。

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第四十条の四第一項中「もの(以下この節」を「もの(以下この款」に、「事業年度において」を「事業年度(第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)において」に、「(その」を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその」を「の請求権(」に、「権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等(以下この項及び次項において「請求権のない株式等」という。)に係るものを除く。以下この項において同じ。)に対応するものとして」を「権利をいう。以下この項において同じ。)の内容を勘案して」に、「金額(以下この節」を「金額(次条」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「(請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等(以下

この号及び次項において「請求権のない株式等」という。)に係るものを除く。次号において同じ。)」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

- 一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額(その有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者(以下この号において「特殊関係非居住者」という。)が有し、並びに特定信託(法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合(当該外国法人が次のイから八までに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイから八までに定める割合のいずれか多い割合)が百分の五十を超えるものをいう。
 - イ 議決権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。) その 発行済株式の総数又は出資金額(議決権のない株式等及び当該外国法人が有す る自己の株式等を除く。)のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が 有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有 する直接及び間接保有の株式等(議決権のない株式等に係るものを除く。)の 合計数又は合計額の占める割合
 - 口 請求権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。) その 発行済株式の総数又は出資金額(請求権のない株式等及び当該外国法人が有す る自己の株式等を除く。)のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が 有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有 する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式等に係るものを除く。)の 合計数又は合計額の占める割合
 - ハ 議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人 イ又は口 に定める割合のいずれか多い割合

第四十条の四第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号中「他の外国法人」を「他の外国法人又は第四十条の七第二項第一号に規定する外国信託」に、「総数」を「合計数」に改め、同項第四号中「場合」を「もの」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る前項に規定する特定 外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設 を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の 各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当すると きは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額につ いては、適用しない。

第四十条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等(株式(出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第四十条の五第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払(同号」を「支払(第二号」に、「場合に」を「場合又は当該居住者に係る第四十条の七第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払(第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)につき第四号に掲げる事実が生じた場合に」に、「又は外国関係会社」を「若しくは外国関係会社」に、「又は剰余金の分配の額(」を「若しくは剰余金の分配の額又は外国関係信託から受ける収益の分配の額(」に、「第二十五条の」を「第二十五条第一項の」に、「この節」を「この条及び次条」に改め、同項第一号中「額の支払」を「支払」に改め、同項第二号中「利益積立金額」の下に「(第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。次号において同じ。)」を加え、同項第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該居住者に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

第四十条の五第二項及び第三項中「又は外国関係会社」を「、外国関係会社又は外国関係信託」に改める。

第四十条の六中「につき納付する」を「に係る」に、「外国所得税の処理」を「控除限度額の計算」に改め、第二章第四節の二中同条の次に次の一款を加える。

第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例

(居住者に係る特定外国信託の留保金額の総収入金額算入)

第四十条の七 次に掲げる居住者に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は 地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法第二条第 二十九号の三に規定する特定信託(以下この条において「特定信託」という。)の 各計算期間(同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。)の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの(以下この款において「特定外国信託」という。)が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間(外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。)において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額(以下この項において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(次条第一項及び第二項において「課税対象留保金額」という。)に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である居住者
- 二 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する居住者(前号に掲げる居住者を除く。)
- 2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 外国関係信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち特定信託に類するものとして政令で定めるもの(以下この項において「外国信託」という。)で、その受益権の総口数のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の受益権の合計数の占める割合が百分の五十を超えるものをいう。
 - 二 未処分所得の金額 特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。
 - 三 直接及び間接保有の受益権 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国信託の

受益権の口数(当該外国信託が収益の分配、財産の分配その他の経済的な利益の 給付を請求する権利(以下この号において「分配請求権」という。)が異なる受 益権又は実質的に分配請求権が異なると認められる受益権のある信託である場合 には、受益権の口数及びその分配請求権の内容を勘案して政令で定めるところに より計算した数。以下この号において同じ。)及び他の外国信託又は外国法人を 通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国信託の受益権の口数の合計 数をいう。

- 四 同族受益者グループ 外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人(当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。)及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。
- 3 第一項各号に掲げる居住者は、その者に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対 照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了の日の翌 日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。
- 第四十条の八 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受 ける居住者に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該居住 者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国信託から収益の 分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び 次項において同じ。)につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係 る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社(当該特定外国信託から収益 の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及 び次項において同じ。)につき第三号に掲げる事実が生じた場合において、当該各 号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとし て政令で定めるところにより計算した金額(以下この項及び次項において「課税済 分配等の額」という。)が含まれているときは、その課税済分配等の額に相当する 金額は、政令で定めるところにより、その者のこれらの事実の生じた日の属する年 分の特定外国信託若しくは外国関係信託から受ける収益の分配の額又は外国関係会 社から受ける利益の配当若しくは剰余金の分配の額(所得税法第二十五条第一項の 規定により当該外国関係会社からの利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる 金額を含む。次項及び次条において「収益の分配等の額」という。)に係る配当所 得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税 対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。
 - 一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
 - 二 当該居住者に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

- 三 当該居住者に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益 の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額(第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。)に相当する金額
- 2 前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済分配等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済分配等の額」という。)がある場合には、当該控除未済分配等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年分の特定外国信託、外国関係信託又は外国関係会社から受ける収益の分配等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。
- 3 第四十条の五第三項及び第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について 準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の五第三項	第一項又は前項の規定 は、第一項	第四十条の八第一項又は 第二項の規定は、同条第 一項
	以後前項	以後同条第二項
	提出する第一項	提出する同条第一項
	同項又は前項	同項又は同条第二項
	第一項又は前項に規定す	同条第一項又は第二項に
	る特定外国子会社等、外	規定する特定外国信託、
	国関係会社又は外国関係	外国関係信託又は外国関
	信託から受ける配当等の	係会社から受ける収益の
	額	分配等の額
	、第一項又は前項	、同条第一項又は第二項
第四十条の五第四項	第一項	第四十条の八第一項
	前項	同条第三項において準用
		する第四十条の五第三項

第四十条の九 居住者が第四十条の七第一項各号に掲げる者に該当するかどうかの判定に関する事項、居住者がその者に係る特定外国信託から受ける収益の分配等の額に係る所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額の計算その他前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の四の次に次の一条を加える。

(特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例)

第四十一条の四の二 特定組合員(組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)のうち、組合事業に係る

重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいう。)に該当する個人が、平成十八年以後の各年において、組合事業から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上当該組合事業による不動産所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 組合契約 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約(政令で定めるものを含む。)をいう。
 - 二 組合事業 各組合契約に基づいて営まれる事業をいう。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の八第二項中「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「退 所した者」の下に「又はハンセン病の患者であつた者(国立ハンセン病療養所等に入 所したことがない者で財務省令で定めるものに限る。)」を加える。

第四十一条の十二第一項中「(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」を「(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項」に改め、同条第二十項中「又は第六十七条の十七第八項」を削り、同条第二十三項中「支払をする法人」を「支払をする者」に改め、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第四十一条の十四第一項に次の一号を加える。

三 平成十七年七月一日以後に行う金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引(以下この号、第三項及び第四項において「金融先物取引」という。) 当該金融先物取引の決済(当該金融先物取引に係る同条第八項に規定する通貨等の受渡しが行われることとなるものを除く。)

第四十一条の十四第三項中「又は証券業者等」を削り、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 委託により金融先物取引をした場合 当該金融先物取引の委託を受けた金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。以下この号において同じ。)の営業所又は事務所(以下この号において「営業所等」という。)の長(金融先物取引の委託の取次ぎにより当該金融先物取引業者

に当該金融先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融先物取引業者の営業所等の長)

第四十一条の十四第四項中「又は証券業者等」を削り、「又は有価証券先物取引等に」を「、有価証券先物取引等又は金融先物取引に」に、「又は有価証券先物取引等の種類」を「、有価証券先物取引等の種類」に改め、「約定数値をいう。)」の下に「又は金融先物取引の種類、数量及び対価の額若しくは約定数値(金融先物取引法第七十一条第一項の約定数値をいう。)」を加え、「又は有価証券先物取引等の差金等決済」を「、有価証券先物取引等又は金融先物取引の差金等決済」に改め、同条第五項中「又は証券業者等」を削り、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第四十一条の十八第二項中「百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五」を「百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「第二十五条」を「第十条の七、第二十五条」に改める。

第四十二条の四第一項及び第四十二条の五第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の六第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第三項中「又は第四十二条の十一第七項」を「、第四十二条の十一第七項又は第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

- 六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経 営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同 条第一項に規定する中小企業者(同項第八号に掲げる者を除く。)に該当する法 人(大規模な法人の子会社として政令で定めるもの(次号及び第八号において 「大規模法人子会社」という。)及び前各号に掲げる法人に該当するものを除 く。) 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置
- 七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定 異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携 新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者(同項第八 号に掲げる者を除く。)に該当する法人(大規模法人子会社を除く。)で同法第 十五条第二項に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる法人に該当するもの を除く。) 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

第四十二条の七第一項に次の一号を加える。

八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者(同項第八号に掲げる者を除く。)に該当する法人(大規模法人子会社を除く。)で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの(当該法人が連結子法人である場合には当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである場合に限り、前各号に掲げる法人に該当するものを除く。) 当該事業の用に供される機械及び装置

第四十二条の七第二項中「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に、「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第三項中「又は第四十二条の十一第七項」を「、第四十二条の十一第七項又は第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十 一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の十第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条」を「同項」に、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」に改め、同条第二項中「並びに次条第六項」を「、次条第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第三項中「次条第七項」の下に「又は第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の十一第六項中「並びに前条第二項」を「、前条第二項」に、「並びに 法人税法」を「並びに次条並びに法人税法」に改め、同条第七項中「場合に限る」の 下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の 次に次の一条を加える。

(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の十二 青色申告書を提出する法人の平成十七年四月一日から平成二十年 三月三十一日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度等を除く。)の所得の 金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てるため 他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支 払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同 じ。)が当該法人の比較教育訓練費の額を超える場合には、当該事業年度の所得に 対する法人税の額(この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び 第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の 七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十第

- 二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)から、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。
- 2 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(前項の規定の適用を受ける事業年度及び設立事業年度等を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該教育訓練費の額の百分の二十(教育訓練費増加割合(当該事業年度の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合をいう。)が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。)に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 設立事業年度等 設立(合併による設立を除く。)の日(法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。)を含む事業年度(政令で定める事業年度を除く。)、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。
 - 二 教育訓練費 法人がその使用人(当該法人の役員(法人税法第二条第十五号に 規定する役員をいう。以下この号において同じ。)と政令で定める特殊の関係の ある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。)の職務に必要 な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定める ものをいう。
 - 三 比較教育訓練費の額 前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする事業年

度(以下この号及び第六項において「適用年度」という。)開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(当該適用年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度(以下この号において「二年以内連結事業年度」という。)にあつては当該二年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各事業年度の月数(二年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該二年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。)と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。)の合計額を当該二年以内に開始した各事業年度の数(二年以内連結事業年度の数を含む。)で除して計算した金額をいう。

- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを 一月とする。
- 5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する法人が合併法人、分割 法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法 人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度開始の日前二年以内に開始 した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の計算 その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二条の十二第一項若しくは第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第四十二条の十二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」とする。

第四十三条第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び機械その他の設備」及び「(以下この号において「外航船舶」という。)」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶を除く。)については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶に限る。)については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第四十三条の三を次のように改める。

(保全事業等資産の特別償却)

第四十三条の三 青色申告書を提出する法人で山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十二条第五項に規定する認定法人(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。)であるものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同条第一項の認定(同条第五項の認定を含む。)を受けた同条第一項に規定する保全事業等の計画(以下この項において「保全事業等の計画」という。)に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの(以下この項において「保全事業等資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該保全事業等資産の取得価額の百分の十三(建物及びその附属設備については、百分の六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。 第四十四条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「(以下この項において「地震防災対策強化地域」という。)その他」を「その他の」に、「百分の九(当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八)」を「百分の八」に改める。

第四十四条の二第一項中「新事業創出促進法」を「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第四条の規定による廃止前の新事業創出促進法」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、

「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十四条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十四条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日 (同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日)」に改め、 同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第二号中「百分の十 五」を「百分の十二」に改める。

第四十四条の七第一項中「平成十七年三月三十一日(同表の第五号の上欄」を「平成十九年三月三十一日(同表の第四号の上欄」に、「及び同表の第五号の上欄」を「及び同表の第四号の上欄」に改め、同項の表の第一号中「第六条に規定する認定計画(次号において「認定計画」という。)のうち政令で定めるもの」を「第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画(次号において「認定商店街整備計画」という。)」に改め、同表の第二号中「第六条第一号」を「第六条」に、「認定計画のうち政令で定めるもの」を「認定商店街整備計画」に改め、同表の第三号中「に規定する認定を受けた振興計画」を「の認定を受けた同項に規定する振興計画」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とする。

第四十四条の八の見出しを「(製造過程管理高度化設備等の特別償却)」に改め、 同条第一項を削り、同条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三 十一日」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改め、 同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二 項とする。

第四十五条第一項の表の第一号中「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第 三号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。 第四十五条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

- 一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(次号又は第三号に掲げるものを除く。) 百分の十四
- 二 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二

三 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

第四十五条の二第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「、次の各号に」を「、次に」に、「に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の八に相当する」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 介護保険法第七条第二十三項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等(同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。)のうち政令で定める病床に 入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備
- 二 病院又は診療所のうち医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備

第四十五条の二第四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十六条の見出しを「(経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の 割増償却)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一 日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に 規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業 者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号に掲げる者 を除く。)に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十 七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを 主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合には、当該適用事業年度 終了の日において当該法人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令 で定める建物及びその附属設備に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法 第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合に は、同条の規定を含む。)にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額(第五十 二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で 定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金 額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第 一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に 相当する金額を加算した金額)とする。

第四十六条第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「百分の二十一」を「百分の十五」に、「百分の二十八」を「百分の二十」に改め、同条第三項及び第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平

成十九年三月三十一日」に改める。

第四十七条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改め、同条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定めるもの

第四十七条の二第三項第五号中「貯留する」を「貯留し、又は浸透する」に改める。 第四十八条第一項中「提出する法人」を「提出する法人で、流通業務の総合化及び 効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条 第一項に規定する確認を受けたもの」に改め、「もの(」の下に「流通業務の総合化 及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載さ れた同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十一条まで削除

(植林費の損金算入の特例)

- 第五十二条 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者 に該当するものが、昭和五十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、 その有する山林につき同法第十一条第四項(同法第十二条第三項において準用する 場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み 替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に よる市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲 げる場合の区分に応じ当該各号に定める者)の認定を受けた同法第十一条第一項に 規定する森林施業計画(同条第四項第二号口に規定する公益的機能別森林施業を実 施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供 給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたもの を除く。)に基づき、造林(植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下 この項において同じ。)をするための植林費(種苗費、植栽費及び地ごしらえ費そ の他造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要 した金額とされるべき費用を除く。)を支出した場合には、その支出した日を含む 事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で 当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額 に算入する。
- 2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する 申告の記載がない場合には、適用しない。

第五十二条の三第一項中「、各特別償却に関する規定」を「、各特別償却対象資産

別に各特別償却に関する規定」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第 二項中「、その満たない金額(」を「、各特別償却対象資産別にその満たない金額 (」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第三項中「おいて、当該」を 「おいて、各特別償却対象資産別に当該」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削 り、同条第十一項及び第十二項中「時として」の下に「各特別償却対象資産別に」を 加え、「各特別償却対象資産別に」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十」の下に「、第四十二条の十一、第四十三条」を加える。

第五十五条第四項中「適格現物出資」を「第三号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資」に、「第一号、第二号、第四号又は第六号」を「第一号から第三号まで、第五号又は第七号」に改め、同項第一号中「次号又は第三号」を「次号から第四号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は」を「前号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 適格現物出資により外国法人である被現物出資法人(第二項第二号に掲げる資源開発投資法人に該当するものを除く。)に第一号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合 その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該適格現物出資により当該被現物出資法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額)

第五十五条第九項中「被現物出資法人」の下に「(第四項第三号に規定する被現物 出資法人を除く。)」を加え、同条第十八項中「により被現物出資法人」の下に 「(外国法人である被現物出資法人を除く。)」を加える。

第五十五条の六第一項及び第九項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十六条を削る。

第五十六条の二第十二項、第十四項、第十六項及び第十八項中「第五十六条の二第 一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の二第四項」を「第五十六条第四 項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十六条の三第十項中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条の二第一項」に 改め、同条を第五十六条の二とする。

第五十七条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条の二 削除

第五十七条の三を次のように改める。

(使用済燃料再処理準備金)

- 第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第 号)第七条第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)において、同法第二条第一項に規定する使用済燃料(以下この条において「使用済燃料」という。)の同法第二条第四項に規定する再処理等(次項において「再処理等」という。)に要する費用の支出に充てるため、当該事業年度において同法第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額(同法第八条の規定により積み立てたものとみなされた金額(適格合併により移転を受けた金額を除く。)を含む。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 2 前項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の 五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立てている法人の各事業 年度に使用済燃料について生じた再処理等に要する費用の額で当該事業年度の所得 の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合において、原子力発電におけ る使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一 項の規定により同条第二項に規定する承認を受けた同項の取戻しに関する計画に従 つて使用済燃料再処理等積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日におけ る使用済燃料再処理準備金の金額(その日において第六十八条の五十三第一項の使 用済燃料再処理準備金の金額(以下この項において「連結使用済燃料再処理準備金 の金額」という。)がある場合には当該連結使用済燃料再処理準備金の金額を含む ものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は 算入されるべきこととなつた金額(同条第二項又は第三項の規定により益金の額に 算入された金額を含む。)がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下こ の条において同じ。)のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相 当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の 額に算入する。
- 3 第一項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条

の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立てている法人が次の 各号に掲げる場合(適格合併により使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を 移転する場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額 に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第二号イに掲げ る場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金 の額に算入する。

- 一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、原子力発電における使用済燃料 の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定に より使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部の取戻しをした場合 その取戻し をした日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取戻しをした使用済 燃料再処理等積立金の額に相当する金額
- 二 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に 関する法律第八条の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部を有し ないこととなつた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - イ 合併により合併法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転したことにより当該使用済燃料再処理等積立金を有しないこととなつた場合 そ の合併の直前における使用済燃料再処理準備金の金額
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 その有しないこととなつた日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその有しないこととなつた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額
- 三 解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における使用済燃料再処理準備金の金額
- 四 前項、前三号、次項及び第五項の場合以外の場合において使用済燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該使用済燃料再処理 準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 4 第一項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における使用済燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの

各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済燃料再処理準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

- 5 第一項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項及び第七項の規定は、適用しない。
- 6 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 7 第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の使用済燃料再処理準備金 (連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理 準備金を含む。)を積み立てている法人が適格合併により合併法人に使用済燃料を 移転した場合(第六十八条の五十三第六項に規定する場合を除く。)について準用 する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」と あるのは、「第六十八条の五十三第六項において準用する第六十八条の四十三第十 項」と読み替えるものとする。
- 8 第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に関し 必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の四第二項中「原子力基本法」の下に「(昭和三十年法律第百八十六号)」を加える。

第五十七条の九第二項、第六十一条第一項及び第六十一条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十二条第六項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」とす

第六十二条の三第四項第二号中「第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項 第十五号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改 め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第六号、第七号、第十号」を「第六 号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中 「又は第十号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又 は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中 「又は第十号」を「、第七号又は第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項 第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「又は第六号」を「、第六号若しくは第 七号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同 号口中「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」を「、第十四条第一項若しくは第 三項若しくは第五十一条の二第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号 中「前三号」を「第六号から前号まで」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十 三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前二号、第 十号又は第十二号から第十五号まで」を「前三号、第十一号又は第十三号から第十六 号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前号」を「前二号」に改め、 同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業(当該認定整備事業計画に定められた建築物(その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。)の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)の同法第六十五条に規定する認定整備事業者(当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの(第三号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

第六十二条の三第五項中「前項第十号から第十五号まで」を「前項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第四項第十一号から第十五号まで」を「同項第十一号から第十六号まで」に、「同項第十号から第十五号まで」を「同項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第八項中「第四項第十号から第十五号まで」を「第四項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第九項中「、第六十五条の七から」を「若しくは第六十五条の七から」に改め、「若しくは第六十六条」を削り、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の

十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条の三」とする。

第六十四条第一項第三号中「取得するとき」の下に「(政令で定める場合に該当する場合を除く。)」を加える。

第六十五条の四第一項第一号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「、公営住宅法」を「又は公営住宅法」に改め、「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で政令で定めるものの用に供するために買い取られる場合」を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第六十五条の四第一項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「取得するとき」の下に「(政令で定める場合に該当する場合を除く。)」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同項第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十五号」を「前条第一項第二十四号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内 にある土地等(農業経営基盤強化促進法第六条第二項第五号イに規定する要活用 農地で同法第二十七条の二第一項の規定による通知に係るものに限る。)を農業 経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により同条 第二項に規定する特定農業法人で当該勧告を行つた市町村の長が同項の規定によ り当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合(前二号に掲げる場合に該 当する場合を除く。)

第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄中「ある土地等」の下に「(農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人が譲渡をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で政令で定めるところにより譲渡をされるものに限る。)」を加え、同号の下欄中「土地等、当該」を「土地等(農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人が取得をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。以下この号において同じ。)、当該」に、「土地等又は」を「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等(同条第二項に規定する特定農業法人が取得をするものに限る。)又は」に改める。

第六十五条の十三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三章第六節の二の節名を削り、第六十六条及び第六十六条の二を次のように改める。

第六十六条及び第六十六条の二 削除

第三章第七節の四の節名を次のように改める。

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 第三章第七節の四中第六十六条の六の前に次の款名を付する。

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第六十六条の六第一項中「この節」を「この款」に、「(その」を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその」を「の請求権(」に、「権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等(以下この項及び次項において「請求権のない株式等」という。)に係るものを除く。以下この項において同じ。)の内容を勘案して」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「(請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等(以下この号及び次項において「請求権のない株式等」という。)に係るものを除く。次号において同じ。)」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額(その有する

自己の株式等を除く。)のうちに居住者(第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第四号において同じ。)及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者(以下この号において「特殊関係非居住者」という。)が有し、並びに特定信託(法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合(当該外国法人が次のイから八までに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイから八までに定める割合のいずれか多い割合)が百分の五十を超えるものをいう。

- イ 議決権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。) その 発行済株式の総数又は出資金額(議決権のない株式等及び当該外国法人が有す る自己の株式等を除く。)のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が 有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有 する直接及び間接保有の株式等(議決権のない株式等に係るものを除く。)の 合計数又は合計額の占める割合
- 口 請求権のない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。) その 発行済株式の総数又は出資金額(請求権のない株式等及び当該外国法人が有す る自己の株式等を除く。)のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が 有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有 する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式等に係るものを除く。)の 合計数又は合計額の占める割合
- ハ 議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人 イ又は口 に定める割合のいずれか多い割合

第六十六条の六第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号中「他の外国法人」を「他の外国法人又は第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国信託」に、「総数」を「合計数」に改め、同項第四号中「(第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「場合」を「もの」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる内国法人に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第六十六条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等(株式(出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。第六十六条の七第一項中「この節」を「この款」に改め、同条第三項中「課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十六条の八第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払(同号」を「支払(第二号」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該内国法人に係る第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払(第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に、「又は当該外国関係会社」を「、当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該内国法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

第六十六条の八第二項中「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第一項」を「第六十六条の六第二項第三号」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前五年内事業年度」を「合併前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「分割前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同項第三号中「分割等前五年内事業年度」を「分割等前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同条第四項中「分割前五年内事業年度又は分割等前五年内事業年度又は分割等前五年内事業年度」を「分割前五年内事業年度」を「分割等前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度」を「分割等前十年内事業年度」を「分割前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年

度」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に、「前五年以 内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に改める。

第三章第七節の四中第六十六条の九の次に次の一款を加える。

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例

(内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入)

- 第六十六条の九の二 次に掲げる内国法人に係る外国関係信託のうち、その信託され た国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法 第二条第二十九号の三に規定する特定信託(以下この条において「特定信託」とい う。)の各計算期間(同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間 をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。)の所得に対して課される 税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの (以下この款において「特定外国信託」という。)が、平成十七年四月一日以後に 開始する各計算期間(外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項ま での規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以 下この条において同じ。)において、その未処分所得の金額から留保したものとし て、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金 額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額(以下この項において 「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうち その内国法人の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するも のとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この款において「課税対象 留保金額」という。)に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該 各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度 の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である内国法人
 - 二 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する内国法人(前号に掲げる内国法人を除く。)
- 2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 外国関係信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち特定信託に類するものとして政令で定めるもの(以下この項において「外国信託」という。)で、その受益権の総口数のうちに居住者(第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第四号において同じ。)及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある第二条第一項第一号の二に規定する非居住者が有し、並びに特定信託の受託者

である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の受益権の合計数の占める割合が百分の五十を超えるものをいう。

- 二 未処分所得の金額 特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。
- 三 直接及び間接保有の受益権 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国信託の受益権の口数(当該外国信託が収益の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利(以下この号において「分配請求権」という。)が異なる受益権又は実質的に分配請求権が異なると認められる受益権のある信託である場合には、受益権の口数及びその分配請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した数。以下この号において同じ。)及び他の外国信託又は外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国信託の受益権の口数の合計数をいう。
- 四 同族受益者グループ 外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人(当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。)及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。
- 3 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国信託の各計算期間 の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了 の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書(法人税法第二条 第三十一号に規定する確定申告書をいう。)に添付しなければならない。
- 第六十六条の九の三 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税 (法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。)の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの(当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。)として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。)とみなして、同法第六十九条第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」

とあるのは「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の三第一項(内国法人における特定外国信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除)に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十八条の九十三の三第一項(連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除)に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで」とする。

- 2 内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の二 第一項に規定する特定外国信託の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する 金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年 度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国信託の所得に対し て外国法人税が課されるときは、当該特定外国信託の当該個別課税対象留保金額は 前項に規定する特定外国信託の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外 国信託の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国信託 の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用す る。
- 3 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の課税 対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一 項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けると きは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国 法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 第六十六条の九の四 第六十六条の九の二第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社(当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれらの事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度(以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。)において当該特定外国信託の課税対象留保

金額で第六十六条の九の二第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。)があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関係信託又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
- 二 当該内国法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
- 三 当該内国法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 2 第六十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

隔にはいる」では、これではいるというにいい日にもののこうも。		
第六十六条の八第二	前項各号	第六十六条の九の四第一
項		項各号
	第六十八条の九十二第一	第六十八条の九十三の四
	項	第一項
	前項の	第六十六条の九の四第一
		項の
	前十年以内の各事業年度	同項に規定する前十年以
	の課税済留保金額	内の各事業年度(以下こ
		の条において「前十年以
		内の各事業年度」とい
		う。)の同項に規定する
		課税済留保金額(以下こ
		の条において「課税済留
		保金額」という。)
第六十六条の八第三	特定外国子会社等の第六	第六十六条の九の二第一
項	十六条の六第二項第三号	項に規定する特定外国信
	に規定する直接及び間接	託の同条第二項第三号に
	保有の株式等(以下この	規定する直接及び間接保
	項において「直接及び間	有の受益権(以下この項
	接保有の株式等」	において「特定外国信託
		の直接及び間接保有の受
		益権」
	第一項の	第六十六条の九の四第一

第六十六条の八第三 特定外国子会社等の直接 投び間接保有の株式等に 対応する部分の金額として第六十六条の六第一項 に規定として第六十八条の九十三項 に規定として第六十八条の九十三項 において準用する第六十八条の九十三第三項 第一項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 第六十六条の九の四第一項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十三第三項 第六十六条の九の四第一項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三第三項 第六十八条の九十三の四第二項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項の 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の八第五項 第六十六条の八第五項 第六十六条の八第五項 第六十六条の八第二項 第六十六条の九の四第一項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二			TE CO
項第二号及び第三号 及び間接保有の株式等に 対応する部分の金額として第六十六条の六第一項 に規定する請求権の内容を勘案して 前項又は第六十八条の九十二第三項 第六十六条の九十三第三項 第一項の 第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 第一項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 第六十六条の九の四第一項の 同条第三項 第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三第三項の 第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項 第六十六条の八第二項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項			• • •
対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して 第六十六条の八第四項 前項又は第六十八条の九十二第三項 第一項の 前項の 前項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十二第三項の 前項の 同条第三項において準用する第六十八条の九十二第三項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十二第三項の 同条第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十六条の八第三項の 同条第三項 第六十六条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項。 第六十六条の八第五項 第六十六条の八第五項 第六十六条の八第六項			
T第六十六条の六第一項 に規定する請求権の内容を勘案して	項第二号及び第三号		
に規定する請求権の内容を勘案して		対応する部分の金額とし	する部分の金額として
# を勘案して		て第六十六条の六第一項	
第六十六条の八第四 前項又は第六十八条の九 第六十六条の九の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 第一項の 前項の 同条第二項において準用する第六十六条の九第三項の 同条第三項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十三の四第二項 第六十六条の八第五項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の八第六項 第一項 第六十六条の九の四第一項		に規定する請求権の内容	
項において準用する第六十六条の八第三項又は第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 第一項の 第六十六条の九の四第一項の 前項の 同条第二項において準用する第六十六条の八第三項の 同条第三項 第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 同条第一項 第六十八条の九十三の四第一項 第六十六条の八第五項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の八第六項 第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項		を勘案して	
十六条の八第三項又は第 六十八条の九十三の四第 二項において準用する第 六十八条の九十二第三項 第一項の	第六十六条の八第四	前項又は第六十八条の九	第六十六条の九の四第二
# 十六条の八第三項又は第	項	十二第三項	項において準用する第六
六十八条の九十三の四第 二項において準用する第 六十八条の九十二第三項 第一項の 第六十六条の九の四第一 項の 同条第二項において準用 する第六十六条の八第三 項の 同条第三項 第六十八条の九十三の四 第二項において準用する 第六十八条の九十二第三 項 同条第一項 第六十八条の九十三の四 第一項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一			
コ頂において準用する第 六十八条の九十二第三項 第一項の 第六十六条の九の四第一項の 前項の 同条第二項において準用 する第六十六条の八第三項の 同条第三項 第六十八条の九十三の四 第二項において準用する 第六十八条の九十二第三項 同条第一項 第六十八条の九十三の四 第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の八第六 項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項			
六十八条の九十二第三項 第一項の 第六十六条の九の四第一項の 同条第二項において準用 する第六十六条の八第三項の 同条第三項 第六十八条の九十三の四 第二項において準用する 第六十八条の九十二第三項 同条第一項 第六十八条の九十三の四 第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項			
第一項の 第六十六条の九の四第一項の 同条第三項において準用する第六十六条の八第三項の 同条第三項 第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項 同条第一項 第六十八条の九十三の四第一項 第六十六条の八第五項 第六十六条の八第六項 第一項 第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項			
項の		第一項の	
前項の),),),),),),),),),),),),),)	1
第六十六条の八第三項の同条第三項第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項同条第一項第六十八条の九十三の四第一項第六十六条の八第五項第六十六条の九の四第一項第六十六条の八第六項第六十六条の九の四第一項		前項の	* * .
項の		月15月(グ	
同条第三項			
第二項において準用する 第六十八条の九十二第三 項 同条第一項 第六十六条の八第五 項 第六十六条の八第五 項 第六十六条の八第六 項 第六十六条の八第六 項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の九の四第一 項		日夕竺一巧	***
第六十八条の九十二第三 項 同条第一項 第六十八条の九十三の四 第一項 第六十六条の八第五 第一項 第六十六条の九の四第一 項 第六十六条の八第六 第一項 第六十六条の九の四第一 項 項			
頃項同条第一項第六十八条の九十三の四第一項第六十六条の八第五項第六十六条の九の四第一項第六十六条の八第六項第六十六条の九の四第一項			
同条第一項第六十八条の九十三の四第一項第六十六条の八第五項第二項第六十六条の八第六項第二項第六十六条の八第六項第二項			1
第六十六条の八第五 項第一項 第六十六条の九の四第一項 項第六十六条の九の四第一項 第六十六条の九の四第一項			* *
第六十六条の八第五 項第一項第六十六条の九の四第一項第六十六条の八第六 項第一項第六十六条の九の四第一項		同条第一項	
項 項 第六十六条の八第六 第一項 第六十六条の九の四第一項			., ,,
第六十六条の八第六 第一項 第六十六条の九の四第一 項 項	第六十六条の八第五	第一項	第六十六条の九の四第一
項 項			.,
	第六十六条の八第六	第一項	第六十六条の九の四第一
前項 同条第二項において準用	項		項
		前項	同条第二項において準用
する第六十六条の八第五		1	l
項			する第六十六条の八第五

- 3 第六十六条の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の 規定により損金の額に算入された金額について準用する。
- 第六十六条の九の五 内国法人が第六十六条の九の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十六条の九の三第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「鉱工業技術研究組合法」の下に「(昭和三十六年法律第八十一号)」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第六十六条の十一第一項第三号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第六十六条の十二第一項中「次に掲げる事業年度」を「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十七条第二項又は第三項」を「第十七条第一項又は第二項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十七条第二項に」を「第十七条第一項に」に、「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削り、第六十七条の十三を第六十七条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)

- 第六十七条の十二 法人が特定組合員(組合契約に係る組合員(これに類する者で政 令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基 づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者と する。以下この項及び第四項において同じ。)のうち、組合事業に係る重要な財産 の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に 関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自 ら執行する組合員その他の政令で定める組合員以外のものをいう。第四項において 同じ。)に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を 弁済する責任の限度が実質的に組合財産(匿名組合契約等にあつては、組合事業に 係る財産)の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該法人の当 該事業年度の組合損失額(当該法人の当該組合事業による損失の額として政令で定 める金額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該法人の当該組合事業に係 る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の 金額(当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定め る場合に該当する場合には、当該組合損失額)に相当する金額(第三項第四号にお いて「組合損失超過額」という。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金 の額に算入しない。
- 2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業 (当該組合損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として政令で定め る金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算 入する。
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 組合契約 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約(政令で定めるものを含む。)並びに匿名組合契約等をいう。
- 二 匿名組合契約等 匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。)及び外国におけるこれに類する契約をいう。
- 三 組合事業 組合契約に基づいて営まれる事業(匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるもの)をいう。
- 四 組合損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の直前の事業年度(連結事業 年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において 「前事業年度等」という。)以前の各事業年度における組合損失超過額(連結事 業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規定する 連結組合損失超過額)のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を 受けた事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた 連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。)から前事業年度等ま で連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下この号におい て「確定申告書」という。)の提出(前事業年度等までの連結事業年度に該当す る事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三 十一号の三に規定する連結確定申告書(以下この号において「連結確定申告書」 という。)の提出)をしている場合(適用年度が前事業年度等である場合には、 当該適用年度の確定申告書の提出(当該適用年度が連結事業年度に該当する場合 には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)を している場合)における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額 (前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の 額に算入された金額(第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等ま での各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含 む。)がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額)を
- 4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併法人の組合契約に係る組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六十七条の十三 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限 責任事業組合契約を締結している組合員である法人の当該事業年度の組合事業(当 該有限責任事業組合契約に基づいて営まれる事業をいう。以下この条において同

- じ。)による損失の額として政令で定める金額が当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額(第三項において「組合損失超過額」という。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業 (当該組合損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として政令で定め る金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算 入する。
- 3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業 年度(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この 項において「前事業年度等」という。)以前の各事業年度における組合損失超過額 (連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の三第一項に規 定する連結組合損失超過額)のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適 用を受けた事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受け た連結事業年度。以下この項において「適用年度」という。)から前事業年度等ま で連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下この項において 「確定申告書」という。)の提出(前事業年度等までの連結事業年度に該当する事 業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号 の三に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」とい う。)の提出)をしている場合(適用年度が前事業年度等である場合には、当該適 用年度の確定申告書の提出(当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当 該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場 合)における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項の規定 により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された 金額(第六十八条の百五の三第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年 度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、 これらの損金の額に算入された金額を控除した金額)をいう。
- 4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に 規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における 同項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事 項は、政令で定める。

第六十七条の十五第九項中「政令で定める不動産(」を「不動産等(不動産その他の資産で政令で定めるものをいう。」に、「「不動産」」を「「不動産等」」に、「が不動産」を「が不動産等」に改め、同条第十一項中「が不動産」を「が不動産等」に改める。

第六十七条の十六第三項中「掲げるもの」の下に「(次項において「特定短期国債」という。)」を、「規定する償還差益」の下に「(次項において「償還差益」という。)」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第六十七条の十七を次のように改める。

(分離振替国債の課税の特例)

- 第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等(以下この条において「特定振替機関等」という。)又は第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者(以下この条において「適格外国仲介業者」という。)から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等(以下この条において「特定国外営業所等」という。)を通じて同項第六号に規定する振替記載等(以下この条において「振替記載等」という。)を受けている分離振替国債(社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。)の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。
- 2 外国法人が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額(以下この条において「損失額」という。)は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。
- 3 前二項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は 譲渡により生ずる所得及び損失額でその者の国内において行う事業に帰せられるも のについては、適用しない。
- 4 第一項及び第二項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人の当該外国投資信託の信託財産に属する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第六十八条の二第一項第一号中「新事業創出促進法第二条第三項」を「中小企業の

新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項」に改め、「中小企業者」の下に「(次号において「中小企業者」という。)」を加え、同項第二号中「新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定事業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認(同法第十条第一項の承認を含む。)を受けた中小企業者」に、「同項に規定する認定計画」を「同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画」に、「新事業分野開拓」を「経営革新」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「書類」の下に「(前項第三号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同号の割合の計算に関する明細書)」を加える。

第六十八条の三の七第一項中「特定信託をいう。第六十八条の三の十」を「特定信託をいう。以下第六十八条の三の十四」に、「(第六十八条の三の十」を「(以下第六十八条の三の九」に、「(請求権のない株式等(第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係るものを除く。以下この項において同じ。)に対応するものとして」を「に対応するものとしてその株式等(株式又は出資をいう。以下この項において同じ。)の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」に、「計算期間をいう。第六十八条の三の十」を「計算期間をいう。以下第六十八条の三の十四」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「(請求権のない株式等(第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この号において同じ。)に係るものを除く。次号において同じ。)」を加え、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第二項中「及びこの項」を削り、同項第一号を次のように改める。

- 一 外国関係会社 第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。 第六十八条の三の七第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。
 - 三 直接及び間接保有の株式等 第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等をいう。
 - 四 同族株主グループ 第六十六条の六第二項第四号に規定する同族株主グループ をいう。

第六十八条の三の七第四項中「第六十六条の六第四項」を「第六十六条の六第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項」を「前二項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額に

ついては、適用しない。

第六十八条の三の七第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。3 第一項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等(株式(出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第六十八条の三の八第一項中「留保金額の益金算入」を「課税対象留保金額に係る外国税額の控除」に改め、同条第二項中「課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十八条の三の九第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払(同号」を「支払(第二号」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の十一第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払(第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各計算期間」を「前十年以内の各計算期間」に、「同条第一項」を「第六十八条の三の七第一項」に、「又は当該外国関係会社」を「、当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

第六十八条の三の十の次に次の四条を加える。

(特定信託に係る特定外国信託の留保金額の益金算入)

第六十八条の三の十一 次に掲げる特定信託に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における特定信託の各計算期間の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの(以下第六十八条の三の十三までにおいて

「特定外国信託」という。)が、平成十七年四月一日以後に開始する各外国計算期間(外国関係信託について法人税法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。)において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額(以下この項において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下第六十八条の三の十三までにおいて「課税対象留保金額」という。)に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各外国計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外国関係 信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに 占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託
- 二 特定信託の信託財産につき、その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに当該特定信託の受託者である法人が属する場合における当該特定信託(前号に掲げる特定信託を除く。)
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 外国関係信託 第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託をい う。
 - 二 未処分所得の金額 特定外国信託の各外国計算期間の決算に基づく所得の金額 につき、法人税法及びこの法律による各計算期間の所得の金額の計算に準ずるも のとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところ により当該各外国計算期間開始の日前七年以内に開始した各外国計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。
 - 三 直接及び間接保有の受益権 第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接 及び間接保有の受益権をいう。
 - 四 同族受益者グループ 第六十六条の九の二第二項第四号に規定する同族受益者 グループをいう。
- 3 第六十六条の九の二第三項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人について準用する。この場合において、同条第三項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「計算期間の」とあるのは「外国計算期間(第六十八条の三の十一第一項に規定する外国計算期間をいう。以下この項において同じ。)

- の」と、「計算期間終了」とあるのは「外国計算期間終了」と、「各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」とあるのは「各計算期間(法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。)の特定信託確定申告書(同法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。
- 第六十八条の三の十二 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税(法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。)の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの(当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。)として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額(同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。)とみなして、同法第八十二条の七(同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、「額(租税特別措置法第六十八条の三の十二第一項(特定信託に係る特定外国信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除)に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。)の全部」とする。
- 2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託に係る同項 の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の 規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一 項から第三項まで(同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金 額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算 入する。
- 第六十八条の三の十三 第六十八条の三の十一第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該特定信託に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の七第二項第一号に規定する外国関係会社(当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託のこれらの事実が生じた日を含む計算期間開始の日前十年以内に開始した各計算期間(以下この項

において「前十年以内の各計算期間」という。)において当該特定外国信託の課税対象留保金額で第六十八条の三の十一第一項の規定により前十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(この項の規定により前十年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。)があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関係信託又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- ー 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
- 二 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
- 三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 2 第六十八条の三の九第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十八条の三の十三第一項」と、「同条第五項」とあるのは「第六十六条の八第五項」と、「第六十八条の三の九第一項」と読み替えるものとする
- 3 第六十八条の三の九第三項の規定は、第一項の規定の適用があつた特定信託の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。
- 第六十八条の三の十四 特定信託が第六十八条の三の十一第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の三の十二第一項の規定により特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十一項及び第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十第二項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十一第二項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「又は第六十八条の十五第七項」を「、第六十八条の十五第七項又は第六十八条の十五の二」に改める。

第六十八条の十二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

- 六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経 営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同 条第一項に規定する中小企業者(同項第八号に掲げる者を除く。)に該当する連 結法人(大規模な法人の子会社として政令で定めるもの(次号及び第八号におい て「大規模法人子会社」という。)及び前各号に掲げる連結法人に該当するもの を除く。) 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置
- 七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定 異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携 新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者(同項第八 号に掲げる者を除く。)に該当する連結法人(大規模法人子会社を除く。)で同 法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる連結法人に該当 するものを除く。) 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び 装置

第六十八条の十二第一項に次の一号を加える。

八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者(同項第八号に掲げる者を除く。)に該当する連結法人(大規模法人子会社を除く。)で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの(連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである場合に限り、前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。) 当該事業の用に供される機械及び装置

第六十八条の十二第二項中「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に、「並びに 第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の 下に「並びに第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「又は第六十八条の十五 第七項」を「、第六十八条の十五第七項又は第六十八条の十五の二」に改める。

第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十四第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条」を「同項」に、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」に改め、同条第二項中「並びに次条第六項」を「、次条第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「次条第七項」の下に「又は第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項」を「、前条第二項」に、「並びに 法人税法」を「並びに次条並びに法人税法」に改め、同条第七項中「場合に限る」の 下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の 次に次の一条を加える。

(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の二 連結法人の各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に 規定する連結親法人事業年度(次項及び第三項において「連結親法人事業年度」と いう。)が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するも のに限り、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業 年度を除く。)において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に 算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連 結子法人の教育訓練費の額(その教育訓練費に充てるため他の者(当該連結親法人 又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から 支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において 同じ。)の合計額が比較教育訓練費の合計額(当該連結親法人及びその各連結子法 人の比較教育訓練費の額を合計した金額をいう。以下この項及び次項において同 じ。)を超える場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(この 条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十 一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項 まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項 まで、第六項及び第七項並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項 並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算 した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。 以下この項及び次項において「調整前連結税額」という。)から、当該比較教育訓 練費の合計額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただ し、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税 額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分 の十に相当する金額を限度とする。

- 2 連結法人(その連結親法人が中小連結親法人(第六十八条の九第七項に規定する中 小連結親法人をいう。以下この項において同じ。)に該当するものに限る。)の各 連結事業年度(連結親法人事業年度が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十 一日までの間に開始するものに限り、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び 当該中小連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を 除く。)において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支 配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に 算入される教育訓練費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する 調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年 度の当該教育訓練費の額の合計額の百分の二十(教育訓練費増加割合(当該連結事 業年度の当該教育訓練費の額の合計額から比較教育訓練費の合計額を控除した金額 の当該比較教育訓練費の合計額に対する割合をいう。)が百分の四十未満であると きは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点 以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。)に相当する 金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得 に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受 ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。
 - 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 教育訓練費 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその使用人(当該連結親法人又はその連結子法人の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。)と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。
 - 二 比較教育訓練費の額 連結親法人又は適用年度(前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする連結事業年度をいう。以下この号及び第六項において同じ。)終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の二年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(当該期間内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度(以下この号において「二年以内事業年度」という。)にあつては当該二年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数(二年以内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の二年以内事業年度の月数)と当該適用年度の

月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれ を当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。)の合計額を当該二 年以内に開始した各連結事業年度の数(二年以内事業年度の数を含む。)で除し て計算した金額をいう。

- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを 一月とする。
- 5 第一項又は第二項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の 規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで (税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は租税特別措置 法第六十八条の十五の二第一項若しくは第二項(教育訓練費の額が増加した場合の 法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この 款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額 が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条 第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第 一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法 第六十八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税 額の特別控除)の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除され る金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八 十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十 八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特 別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計 算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第六十八条の十五の 二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と

第六十八条の十六第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及

び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び機械その他の設備」及び「(以下この号において「外航船舶」という。)」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶を除く。)については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶に限る。)については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第六十八条の十八を次のように改める。

(保全事業等資産の特別償却)

- 第六十八条の十八 連結親法人で山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人(地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。)であるものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同条第一項の認定(同条第五項の認定を含む。)を受けた同条第一項に規定する保全事業等の計画(以下この項において「保全事業等の計画」という。)に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの(以下この項において「保全事業等資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該保全事業等資産の取得価額の百分の十三(建物及びその附属設備については、百分の六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。
- 2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。 第六十八条の十九第一項中「その施設等」を「、その施設等」に、「平成十七年三 月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「(以下この項において「地震防災 対策強化地域」という。)その他」を「その他の」に、「百分の九(当該地震防災対 策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供さ れたものである場合には、百分の八)」を「百分の八」に改める。

第六十八条の二十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。 第六十八条の二十一第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。 第六十八条の二十三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日(同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日)」に 改め、同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第二号中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「平成十七年三月三十一日(同表の第五号の上欄」を「平成十九年三月三十一日(同表の第四号の上欄」に、「及び同表の第五号の上欄」を「及び同表の第四号の上欄」に改め、同項の表の第一号中「第六条に規定する認定計画(次号において「認定計画」という。)のうち政令で定めるもの」を「第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画(次号において「認定商店街整備計画」という。)」に改め、同表の第二号中「第六条第一号」を「第六条」に、「認定計画のうち政令で定めるもの」を「認定商店街整備計画」に改め、同表の第三号中「に規定する認定を受けた振興計画」を「の認定を受けた同項に規定する振興計画」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とする。

第六十八条の二十五の見出しを「(製造過程管理高度化設備等の特別償却)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四十四条の八第二項」を「第四十四条の八第一項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の二十九第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

- 一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(次号又は第三号に掲げるものを除く。) 百分の十四
- 二 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二 十
- 三 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

第六十八条の二十九第二項中「で医療保健業」を「で、医療保健業」に、「平成十

七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「に第四十五条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の八に相当する」に改め、同条第四項中「で医療保健業」を「で、医療保健業」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十の見出しを「(経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却)」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適 用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日まで の間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同 項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促 進に関する法律第二条第一項第八号に掲げる者を除く。)に該当し、かつ、当該適 用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する指定業種に属 する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定め る場合に該当する場合には、当該適用事業年度終了の日において当該連結親法人又 はその連結子法人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める 建物及びその附属設備に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一 条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法 第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合 には、同条の規定を含む。)にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額(第六 十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政 令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十七に相当す る金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、 同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不 足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第六十八条の三十第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二第一項第一号中「平成十七年三 月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四第一項中「百分の二十一」を「百分の十五」に、「百分の二十 八」を「百分の二十」に改め、同条第三項及び第五項中「平成十七年三月三十一日」 を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十 一日」に、「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改め、同条第三項第二 号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)により整備される建築物で政令で定めるもの

第六十八条の三十六第一項中「ある連結子法人」を「ある連結子法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたもの」に改め、「もの(」の下に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第六十八条の三十八第一項中「第五十条第一項」を「第五十二条第一項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十九を次のように改める。

第六十八条の三十九 削除

第六十八条の四十一第一項中「、各特別償却に関する規定」を「、各特別償却対象資産別に各特別償却に関する規定」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第二項中「、その満たない金額(」を「、各特別償却対象資産別にその満たない金額(」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第三項中「おいて、当該」を「おいて、各特別償却対象資産別に当該」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第十一項及び第十二項中「時として」の下に「各特別償却対象資産別に」を加え、「各特別償却対象資産別に」を削る。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四」の下に「、第六十八条の十五、第六十八条の十六」を加える。

第六十八条の四十三第四項中「適格現物出資」を「第三号に掲げる場合の適格現物 出資以外の適格現物出資」に、「第一号、第二号、第四号又は第六号」を「第一号から第三号まで、第五号又は第七号」に改め、同項第一号中「次号又は第三号」を「次 号から第四号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 適格現物出資により外国法人である被現物出資法人(第二項第二号に掲げる資源開発投資法人に該当するものを除く。)に第一号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合 その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該適格現物出資により当該被現物出資法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額)

第六十八条の四十三第八項中「被現物出資法人」の下に「(第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。)」を加え、同条第十五項中「により被現物出資法人」の下に「(外国法人である被現物出資法人を除く。)」を加える。

第六十八条の四十五第一項及び第八項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九

年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十七を次のように改める。

第六十八条の四十七 削除

第六十八条の四十八第一項中「第五十六条の二第一項に」を「第五十六条第一項に」に改め、同項第一号中「第五十六条の二第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第四項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十二項」を「第五十六条の二第十三項」を「第五十六条第十三項」に改め、同条第十三項中「第五十六条の二第十三項」を「第五十六条第十三項」に改め、同条第十五項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十五項中「第五十六条の二第十五項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十五項中「第五十六条の二第十五項」を「第五十六条第十五項」に改め、同条第十六項中「第五十六条の二第十五項」を「第五十六条第十五項」に改める。

第六十八条の四十九第一項中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条の二第一項」に改め、同条第二項中「第五十六条の三第二項」を「第五十六条の二第二項」に 改め、同条第三項から第五項までの規定中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条 の二第一項」に改め、同条第九項中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条の二第 一項」に、「第五十六条の三第十項」を「第五十六条の二第十項」に改める。

第六十八条の五十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十一及び第六十八条の五十二を次のように改める。

第六十八条の五十一及び第六十八条の五十二 削除

第六十八条の五十三を次のように改める。

(使用済燃料再処理準備金)

第六十八条の五十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各連結事業年度において、第五十七条の三第一項に規定する使用済燃料(以下この条において「使用済燃料」という。)の同項に規定する再処理等(次項において「再処理等」という。)に要する費用の支出に充てるため、当該連結事業年度において同法第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額(同法第八条の規定により積み立てたものとみなされた金額(適格合併により移転を受けた金額

- を除く。)を含む。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 2 前項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積 み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立てて いる連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度に使用済燃料について生じた 再処理等に要する費用の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額 に算入される金額がある場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等 のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により同条第二 項に規定する承認を受けた同項の取戻しに関する計画に従つて使用済燃料再処理等 積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備 金の金額(その日において第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金の金額 (以下この項において「単体使用済燃料再処理準備金の金額」という。)がある場 合には当該単体使用済燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までにこの 項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた 金額(同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)が ある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)のうち その取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額は、その取戻しを した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3 第一項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において 積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立て ている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により使 用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合を除く。)に該当するこ ととなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当すること となつた日を含む連結事業年度(第二号イに掲げる場合にあつては、同号イに規定 する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に 算入する。
 - 一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、原子力発電における使用済燃料 の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定に より使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部の取戻しをした場合 その取戻し をした日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取戻しをした使用済 燃料再処理等積立金の額に相当する金額
 - 二 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に 関する法律第八条の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部を有し

ないこととなつた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- イ 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人 税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第六項にお いて「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限 る。)により合併法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転し たことにより当該使用済燃料再処理等積立金を有しないこととなつた場合 そ の合併の直前における使用済燃料再処理準備金の金額
- ロ イに掲げる場合以外の場合 その有しないこととなつた日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその有しないこととなつた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額
- 三 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつては その解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。) その解散の日にお ける使用済燃料再処理準備金の金額
- 四 前項及び前三号の場合以外の場合において使用済燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該使用済燃料再処理準備金の金額の うちその取り崩した金額に相当する金額
- 4 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲 げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。
 - 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度 当該連結親法人
 - 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度 その解散した連結子法人
 - 三 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む連結事業年度 当該合併に係る被 合併法人である連結法人
- 5 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用 する。
- 6 第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の使用済燃料再処理準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に使用済燃料を移転した場合について準用する。
- 7 第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別 欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十九第二項及び第六十八条の六十四第一項中「平成十七年三月三十

一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第五項第二号を次のように改める。

二 第六十八条の九から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、第六 十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八 条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「並び に第六十八条の十五の二」とあるのは「、第六十八条の十五の二並びに第六十八 条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条」とあるのは「、 次条並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の二第一項中「並 びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第 六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十七第一項」 とする。

第六十八条の六十八第七項中「同条第四項第十号から第十三号までの造成又は同項 第十四号若しくは第十五号」を「同条第四項第十一号から第十四号までの造成又は同 項第十五号若しくは第十六号」に、「同条第四項第十号から第十五号まで」を「同条 第四項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第十号から第 十五号まで」を「同条第四項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第九項中「第 六十八条の八十六」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第十一項第二号を次 のように改める。

二 第六十八条の九から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、第六 十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八 条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「並び に第六十八条の十五の二」とあるのは「、第六十八条の十五の二並びに第六十八 条の六十八」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条 並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第 六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第六項から第 八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」とする。

第六十八条の七十五第二項及び第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号ま で又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第二十五号」を「第二十四号」に改める。 第六十八条の七十八第一項の表の第十四号を次のように改める。

において「農用地区域等」とい う。)内にある土地等(当該連 結親法人又はその連結子法人 で、農業経営基盤強化促進法第 二十三条第三項の認定に係る同 条第七項に規定する特定農用地 利用規程に定める同条第四項の 特定農業法人に該当するものが 譲渡をする場合にあつては、当

十四 次に掲げる区域(以下この号 | 農業振興地域の整備に関する法律第二 十三条に規定する勧告に係る協議、調 停若しくはあつせん若しくは当該あつ せんに準ずる農業委員会のあつせんに より取得をする農用地区域等内にある 土地等(当該連結親法人又はその連結 子法人で、農業経営基盤強化促進法第 二十三条第三項の認定に係る同条第七 項に規定する特定農用地利用規程に定 める同条第四項の特定農業法人に該当 該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で政令で定めるところにより譲渡をされるものに限る。)又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの

するものが取得をする場合にあつて は、当該特定農用地利用規程に定めら れた同条第二項第二号に掲げる農用地 利用改善事業の実施区域内にあるもの に限る。以下この号において同 じ。)、当該土地等の当該取得若しく は第六十五条第一項第二号に規定する 交換による取得に伴い農業委員会のあ つせんにより取得をされる果樹で当該 土地等に生立するもの、第六十五条の 五第一項第二号に規定する農用地利用 集積計画の定めるところにより取得を する農用地区域等内にある土地等、農 業経営基盤強化促進法第二十七条の三 第一項に規定する勧告に係る協議によ り取得をする農用地区域等内にある土 地等(当該連結親法人又はその連結子 法人で、同条第二項に規定する特定農 業法人に該当するものが取得をするも のに限る。)又は土地改良法第八十七 条の二第一項の規定により国が行う同 項第二号の事業により造成された埋立 地若しくは干拓地の区域内にある土地

- イ 農業振興地域の整備に関する 法律第八条第一項の農業振興地 域整備計画において同条第二項 第一号の農用地区域として定め られている区域
- 口 沖縄県の区域のうち農業振興 地域の整備に関する法律第四条 第一項の農業振興地域整備基本 方針において農業振興地域と て指定することを相当とする地域 くて定められている地域 (イに規定する農業振興地域整 備計画が定められたものを除 く。)内にある同法第三条の農 用地等の区域

第六十八条の八十四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十 一日」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

第二十節 削除

第六十八条の八十六 削除

第三章第二十四節の節名を次のように改める。

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例 第三章第二十四節中第六十八条の九十の前に次の款名を付する。

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第六十八条の九十第一項中「この節」を「この款」に、「この項及び第三項」を「この条」に、「(その」を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその利益の配当、剰余金の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等(以下この項において「請求権のない株式等」という。)に係るものを除く。以下この項において同じ。)に対応するものとして」を「の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「(請求権のない株式等(第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この号において同じ。)に係るものを除く。次号において同じ。)」を加え、同条第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第六十八条の九十第三項第二号中「第六十六条の六第三項第二号」を「第六十六条の六第四項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等(株式(出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第六十八条の九十一第一項中「この節」を「この款」に改め、同条第三項中「個別 課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十八条の九十二第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払(同号」を「支払(第二号」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該連結法人に係る第六十八条の九十三の二第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払(第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「第四項まで」を「以下この条」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に、「同条第一項」を「第六十八条の九十第一項」に、「又は当該外国関係会社」を「、当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該連結法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

第六十八条の九十二第二項中「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第一項」を「第六十六条の六第二項第三号」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に改め、同項第一号中「合併前五年内事業年度」を「合併前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「分割前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同項第三号中「分割等前五年内事業年度」を「分割等前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同条第四項中「分割前五年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同条第四項中「分割前五年内事業年度」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に改める。

第三章第二十四節中第六十八条の九十三の次に次の一款を加える。

第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例

(連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入)

第六十八条の九十三の二 次に掲げる連結法人に係る外国関係信託のうち、その信託 された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人 税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託(以下この条において「特定信託」 という。)の各計算期間(同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算 期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。)の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの(以下この款において「特定外国信託」という。)が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間(外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。)において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額(以下この項において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この款において「個別課税対象留保金額」という。)に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 一 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である連結法人
- 二 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する連結法人(前号に掲げる連結法人を除く。)
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 外国関係信託 第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託をい う。
 - 二 未処分所得の金額 特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。
 - 三 直接及び間接保有の受益権 第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接 及び間接保有の受益権をいう。
 - 四 同族受益者グループ 第六十六条の九の二第二項第四号に規定する同族受益者 グループをいう。
- 3 第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国 信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当 該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確 定申告書(法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。)に 添付しなければならない。

- 第六十八条の九十三の三 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受 ける場合には、当該連結法人に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人 税(法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同 じ。)の額のうち当該特定外国信託の個別課税対象留保金額に対応するもの(当該 個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。)として政令で定めるところ により計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別 控除対象外国法人税の額(同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外 国法人税の額をいう。以下この款において同じ。)とみなして、同法第八十一条の 十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用す る。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納 付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連 結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九 十三の三第一項(連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外 国税額の控除)に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額の うち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、 「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金 額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみな される部分の金額及び同法第六十六条の九の三第一項(内国法人における特定外国 信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除)に規定する特定外国信託の所得に 対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するも のとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第六 十九条第一項から第三項まで」とする。
- 2 内国法人が各事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)において当該内 国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国信託の同項に規定する 課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、 その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当 該特定外国信託の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国信託の 当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外国信託の個別課税対象留保金額と、 同条第一項に規定する特定外国信託の所得に対して課される当該外国法人税の額は 前項に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみ なして、同項の規定を適用する。
- 3 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の個別 課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、 第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用 を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金 額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金

の額に算入する。

- 第六十八条の九十三の四 第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用を受けた連結 法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該連結法人に 係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託(当該特定外国信託から収益の分配 の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において 同じ。)につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る第六十八 条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社(当該特定外国信託から収益の分配 の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において 同じ。)につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実 が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以 下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において当該特定外 国信託の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十 年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(こ の項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額 を除く。以下この項及び次条において「個別課税済留保金額」という。)があると きは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関 係信託又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに 該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留 保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当す る金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連 結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
 - ー 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
 - 二 当該連結法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
 - 三 当該連結法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 2 第六十八条の九十二第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合 について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二 第二項	前項各号	第六十八条の九十三の四 第一項各号
	第六十六条の八第一項	第六十六条の九の四第一 項
	前項の	第六十八条の九十三の四 第一項の
	前十年以内の各連結事業	同項に規定する前十年以

1	<u> </u>	
	年度の個別課税済留保金	内の各連結事業年度(以
	額	下この条において「前十
		年以内の各連結事業年
		度」という。)の同項に
		規定する個別課税済留保
		金額(以下この条におい
		て「個別課税済留保金
		額」という。)
第六十八条の九十二	特定外国子会社等の第六	第六十八条の九十三の二
第三項	十六条の六第二項第三号	第一項に規定する特定外
	に規定する直接及び間接	国信託の第六十六条の九
	保有の株式等(以下この	の二第二項第三号に規定
	項において「直接及び間	する直接及び間接保有の
	接保有の株式等」	受益権(以下この項にお
		いて「特定外国信託の直
		接及び間接保有の受益
	<u> </u>	権」
	第一項の	第六十八条の九十三の四
M	바다비티크스현쪼흐르늄	第一項の
第六十八条の九十二	特定外国子会社等の直接	特定外国信託の直接及び
第三項第二号及び第	及び間接保有の株式等に	間接保有の受益権に対応
三号	対応する部分の金額とし	する部分の金額として
	て第六十六条の六第一項	
	に規定する請求権の内容	
第二上 リタのカ 上 ニ	を勘案して	笠 シェルタのキュニの四
第六十八条の九十二 第四項	前項又は第六十六条の八 第三項	第六十八条の九十三の四
		第二項において準用する 第六十八条の九十二第三
		第八 八赤の九 二第三 項又は第六十六条の九の
		四第二項において準用す
		る第六十六条の八第三項
	第一項の	第六十八条の九十三の四
	第 項の	第一項の
	 前項の	
	רט אל הט	する第六十八条の九十二
		第三項の
	 同条第三項	第六十六条の九の四第二
	四水和二烷	現において準用する第六
		十六条の八第三項
	 同条第一項	第六十六条の九の四第一
		現
第六十八条の九十二	第一項	第六十八条の九十三の四
第八十八宗の九十二 第五項	71- TA	第一項
第六十八条の九十二	第一項	第六十八条の九十三の四
第八十八宗の九十二 第六項	^ * * * * * * * * * * * * * * * * * *	第八 八宗の九 二の四 第一項
71/ Y-X	 前項	<u> ポーセーーー</u> 同条第二項において準用
	רט יכן	する第六十八条の九十二
1		フ ゼガハIハホツルI—

第五項

- 3 第六十八条の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。
- 第六十八条の九十三の五 連結法人が第六十八条の九十三の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の九十三の三第一項の規定により連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十 一日」に改める。

第六十八条の百五の次に次の二条を加える。

(連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)

- 第六十八条の百五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が特定組合員(第六十七条の十二第一項に規定する特定組合員をいう。第四項において同じ。)に該当する場合で、かつ、その組合契約(同条第三項第一号に規定する組合契約をいう。第四項において同じ。)に係る組合事業(同条第三項第三号に規定する組合事業をいう。以下この条において同じ。)につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産(第六十七条の十二第一項に規定する組合財産をいう。)の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結組合損失額(当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額(当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該連結組合損失額)に相当する金額(第三項において「連結組合損失超過額」という。)は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 2 連結確定申告書等を提出する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 関係にある連結子法人が、各連結事業年度において連結組合損失超過合計額を有す る場合には、当該連結組合損失超過合計額のうち当該連結事業年度の当該連結親法 人又はその連結子法人の組合事業(当該連結組合損失超過合計額に係るものに限 る。)による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該連結事 業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 3 前項に規定する連結組合損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子法 人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度(連結事業年度に該当しない事業年度 にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。) 以前の各連結事業年度における連結組合損失超過額(連結事業年度に該当しない事 業年度にあつては、第六十七条の十二第一項に規定する組合損失超過額)のうち、 当該連結組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業年度(同条第 一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。以下この項にお いて「適用年度」という。)から前連結事業年度等まで連続して当該連結親法人又 はその連結子法人に係る法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書 (以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出(前連結事業年度等ま での連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確 定申告書(以下この項において「確定申告書」という。)の提出)をしている場合 (適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用年度の当該連結親法人又) はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出(当該適用年度が連結事業年度に該 当しない場合には、確定申告書の提出)をしている場合)における当該連結組合損 失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項の規定により前連結事業年度等 までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額(第六 十七条の十二第二項の規定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額 の計算上損金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの損金の額 に算入された金額を控除した金額)をいう。
- 4 前項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併法人の組合契約に係る第六十七条の十二第一項に規定する組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項、同項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六十八条の百五の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員であるものの当該連結事業年度の組合事業(当該有限責任事業組合契約に基づいて営まれる事業をいう。以下この条において同じ。)による損失の額として政令で定める金額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額(第三項において「連結組合損失超過額」という。)は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 2 連結確定申告書等を提出する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 関係にある連結子法人が、各連結事業年度において連結組合損失超過合計額を有す る場合には、当該連結組合損失超過合計額のうち当該連結事業年度の当該連結親法 人又はその連結子法人の組合事業(当該連結組合損失超過合計額に係るものに限 る。)による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該連結事 業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 3 前項に規定する連結組合損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子法 人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度(連結事業年度に該当しない事業年度 にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。) 以前の各連結事業年度における連結組合損失超過額(連結事業年度に該当しない事 業年度にあつては、第六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過額)のうち、 当該連結組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業年度(同条第 一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。以下この項にお いて「適用年度」という。)から前連結事業年度等まで連続して当該連結親法人又 はその連結子法人に係る法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書 (以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出(前連結事業年度等ま での連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確 定申告書(以下この項において「確定申告書」という。)の提出)をしている場合 (適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用年度の当該連結親法人又 はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出(当該適用年度が連結事業年度に該 当しない場合には、確定申告書の提出)をしている場合)における当該連結組合損 失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項の規定により前連結事業年度等 までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額(第六 十七条の十三第二項の規定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額 の計算上損金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの損金の額 に算入された金額を控除した金額)をいう。
- 4 前項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における同項の規定の適用に関する事項、同項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百九第一項中「その」を削り、同項第一号中「新事業創出促進法第二条第三項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項」に改め、「中小企業者」の下に「(次号において「中小企業者」という。)」を加え、「第三項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同項第二号中「新事業創出促進法第十一

条の三第二項に規定する認定事業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する 法律第九条第一項の承認(同法第十条第一項の承認を含む。)を受けた中小企業者」 に、「同項に規定する認定計画」を「同法第十条第二項に規定する承認経営革新計 画」に、「新事業分野開拓」を「経営革新」に改め、同条第二項を削り、同条第三項 を同条第二項とし、同条第四項中「第一項から前項まで」を「前二項」に改め、「書 類」の下に「(前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計 算に関する明細書)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第 三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中 「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。 第七十条の四第一項中「農地(特定市街化区域農地等に該当するもの」の下に「及 び農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地のう ち政令で定めるもの」を加え、同項第一号中「若しくは当該農地等」を「当該農地 等」に、「又は当該取得」を「若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について 農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する 計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。)をし、 又は当該取得」に、「若しくは設定」を「、設定若しくは耕作の放棄」に改め、同条 第十二項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第十六項第三号中「同項に」を「同日 又は同項に」に、「経過する日とする」を「経過する日のいずれか遅い日とする」に 改め、同条第十七項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第二十二項中「毎三年」を 「三年」に改め、同条第三十一項中「又は買取りの申出等」を「、その耕作の放棄 (農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上 の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことを いう。) 又は買取りの申出等」に改め、「あつせん」の下に「、通知」を、「当該転 用」の下に「、当該耕作の放棄」を加える。

第七十条の六第一項中「農地(特定市街化区域農地等に該当するもの」の下に「及び農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地のうち政令で定めるもの」を加え、「第三十五項第三号」を「第三十四項第三号」に、「第三十六項第五号」を「第三十五項第五号」に改め、同項第一号中「若しくは当該特例農地等」を「当該特例農地等」に、「又は当該取得」を「若しくは当該特例農地等につき耕作の放棄(農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。)をし、又は当該取得」に、「若しくは設定」を「、設定若しくは耕作の放棄」に改め、同条第五項中「第三十五項」を「第三十四項」に改め、同条第十四項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第二十項第三号中「同項に」を「同日又は同項に」に、「経過する日とする」を「経過する日のいずれか遅い日とする」に改め、同条第二十一項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第二十八項中「毎

三年」を「三年」に、「の届出書(」を「及び」に改め、「のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その適用を受けたい旨及び当該特例農地等」を削り、「届出書)」を「届出書」に改め、同条第三十項中「第三十五項」を「第三十四項」に、「第三十六項第一号」を「第三十五項第一号」に改め、同条第三十一項を削り、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十四項第一号中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項第五号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第六号中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十十項第六号中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項から第四十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七十条の七第三項中「同条第三十六項第一号」を「同条第三十五項第一号」に改める。

第七十一条の四第一項第一号を次のように改める。

一 当該事業協同組合等が高度化事業(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険 法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号。以下この号において 「廃止法」という。)第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成 十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」とい う。)第二十一条第一項第二号イ若しくはロ又は旧中小企業総合事業団法附則第 二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。 以下この号において「旧中小企業事業団法」という。)第二十一条第一項第二号 イ若しくは口の中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをい う。)に係る高度化資金貸付け(廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の 中小企業総合事業団(以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。) 若しくは旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企 業事業団(以下この号において「旧中小企業事業団」という。)又は都道府県の 旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又は旧中小企業事業団法第二 十一条第一項第二号イに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。)を受 け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲(旧中小企業総合事業団若しくは旧中 小企業事業団又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号ロ 又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号口に掲げる業務又は事業による 譲渡をいう。)の対価の額を賦払の方法により支払うこととして、当該土地等を 取得したこと。

第七十二条の二から第七十四条までの規定中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第七十六条の見出しを「(農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権

の移転登記の税率の軽減)」に改め、同条中「又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地」を削り、「これらの土地」を「当該農用地」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項の特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議により、政令で定める区域内において、当該協議に係る特定遊休農地(同法第二十七条の二第一項の特定遊休農地をいう。)の取得をした場合には、当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の見出しを「(利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)」に改め、同条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるもの」を「政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地」に、「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「同法第十九条」に改める。

第七十八条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。 第七十八条の二第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の二」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の一」を「千分の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、農業協同組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

第七十八条の二第六項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の二」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の一」を「千分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前項の場合において、森林組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

第七十八条の三第一項及び第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

第八十条の三の次に次の一条を加える。

(農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記の税率の軽減)

- 第八十条の四 農業信用基金協会が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に農業信用保証保険法第四十八条の九第三項に規定する主務大臣の認可を受けて同条第一項の規定により事業の譲渡を行つた場合には、当該事業の譲渡のうち保証事業(同法第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業をいう。次項において同じ。)の譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認可があった日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。
- 2 前項の場合において、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同項の認可があつたときは、当該認可に係る保証事業の譲渡に係る不動産の抵当権の移転の登記については、同項中「千分の一・五」とあるのは、「千分の一」とする。

第八十一条第四項中「前条第一項(」を「第八十条の三第一項(」に、「前条第一項第四号」を「第八十条の三第一項第四号」に改める。

第八十二条第三項を削る。

第八十三条を削る。

第八十三条の二の見出しを「(認定民間都市再生事業計画等に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)」に改め、同条第一項中「この条」を「第四項まで」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第八十三条とする。

- 5 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が、認定民間都市再生整備事業計画(民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。次項において「都市再生特別措置法等の一部改正法」という。)附則第一条ただし書に規定する日の翌日から平成十九年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第六十四条第一項又は第六十六条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第六十七条に規定する認定整備事業計画をいう。以下この条において同じ。)に基づき特定民間都市再生整備事業(同法第六十七条に規定する都市再生整備事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整備事業の同法第六十三条第二項第一号に規定する整備事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。
- 6 前項の場合において、都市再生特別措置法等の一部改正法附則第一条ただし書に

規定する日の翌日から平成十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生整備事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の八」とあるのは、「千分の七」とする。

- 7 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が、認定民間都市再生整備事業計画に基づき特定民間都市再生整備事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。
- 8 認定民間都市再生整備事業計画に係る特定民間都市再生整備事業の都市再生特別措置法第六十三条第二項第一号に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生整備事業計画に基づき、当該認定民間都市再生整備事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整備事業を実施する同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構(以下この項において「認定整備事業者等」という。)に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定整備事業者等から当該認定民間都市再生整備事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第八十三条の三を第八十三条の二とし、第八十三条の四を第八十三条の三とする。

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人奄美群島振興開発基金の項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項、独立行政法人海上災害防止センターの項、独立行政法人海洋研究開発機構の項、独立行政法人科学技術振興機構の項、独立行政法人環境再生保全機構の項、独立行政法人勤労者退職金共済機構の項、独立行政法人情報処理推進機構の項、独立行政法人情報通信研究機構の項及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の項を削り、同表の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人日本原子力研 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成 究開発機構 十六年法律第百五十五号)附則第二条第一項及 び第三条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人理化学研究所の項及び放送大学学園法 (平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園の項を削り、同条第 三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とす る。

第八十四条の四を次のように改める。

(動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例)

第八十四条の四 個人又は法人が、登録免許税法別表第一第八号の二の動産の譲渡 又は債権の譲渡若しくは質権の設定について次の各号に掲げる登記(第二号に掲げ る登記にあつては、同号の債権又は同号の質権の目的とされた債権の個数が五千個 以下であるものに限る。)を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、 同法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に 定める金額とする。

- 一 動産の譲渡の登記 一件につき七千五百円
- 二 債権の譲渡又は質権の設定の登記 一件につき七千五百円
- 三 前二号に掲げる登記の存続期間を延長する登記 一件につき三千円
- 2 前項の債権又は質権の目的とされた債権の個数の算定方法は、財務省令で定める。 第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を 「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の二第一項、第九十条の六の二第一項、第九十条の九第一項から第六項までの規定及び第九十一条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第九十一条の二を次のように改める。

(都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税)

第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第五十一条の五に規定する後期課程に限る。)、盲学校(同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。以下聾学校及び養護学校について同じ。)、聾学校及び養護学校並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校(同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。)をいう。以下この条において同じ。)の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの(政令で定めるものに限る。)が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。

第九十一条の四第一項及び第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第九十三条第二項第二号中「第七十条の六第三十四項第三号」を「第七十条の六第三十三項第三号」に改め、同条第四項中「第七十条の六第三十六項」を「第七十条の六第三十五項」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十三号八及び第十四号 二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」に、「第三十四条の二第 二項第十号及び第十二号」を「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」に、 「第六十二条の三第四項第十三号八及び第十四号二」を「第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に、「第六十五条の四第一項第十号及び第十二号」を「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に、「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第三十八項」に改める。(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第六条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第七条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する 法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保存」の下に「及び国税関係書類以外の書類の保存」を加える。 第十一条第三項を次のように改める。

- 3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 所得税法第百四十五条第一号(青色申告の承認申請の却下)(同法第百六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「帳簿書類)」とあるのは、「帳簿書類)又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか」とする。
 - 二 所得税法第百五十条第一項第一号(青色申告の承認の取消し)(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)及び法人税法第百二十三条第一号(青色申告の承認申請の却下)(同法第百四十六条第一項(青色申告)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十三条第一号中「帳簿書類)」とあるのは、「帳簿書類)又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか」とする。

- 三 法人税法第四条の三第二項第三号口(連結納税の承認の申請)の規定の適用については、同号口中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか」とする。
- 四 法人税法第四条の五第一項第一号(連結納税の承認の取消し等)及び第百二十七条第一項第一号(青色申告の承認の取消し)(同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか」とする。
- 五 法人税法第百二十七条第二項第一号(同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項、第五条各項若しくは第十条のいずれか」とする。(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正)
- 第八条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置 に関する法律(平成十一年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第七条及び第十二条第二項中「百分の二十」を「百分の十」に、「二十五万円」を「十二万五千円」に改める。

第十四条第二項中「百分の二十」を「百分の十」に、「二万八百五十円」を「一万四百五十円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 平成18年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第十一条 関係)

(-)

その月の社 控除後の給	会保険料等 5等の金額				扶養親族	1				Z	
		0人	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人								
以上	未満		税額								
円	円	円									円

87,000	門未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険の金額 ちゅう 6 %に相
	1									当する金額
87,000	88,000	150	0	0	0	0	0	0	0	5,500
88,000	89,000	240	0	0	0	0	0	0	0	5,500
89,000	90,000	330	0	0	0	0	0	0	0	5,500
90,000	91,000	420	0	0	0	0	0	0	0	5,600
91,000	92,000	510	0	0	0	0	0	0	0	5,600
92,000	93,000	600	0	0	0	0	0	0	0	5,700
93,000	94,000	690	0	0	0	0	0	0	0	5,800
94,000	95,000	780	0	0	0	0	0	0	0	5,800
95,000	96,000	870	0	0	0	0	0	0	0	5,900
96,000	97,000	960	0	0	0	0	0	0	0	6,000
97,000	98,000	1,050	0	0	0	0	0	0	0	6,100
98,000	99,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	6,100
99,000	101,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	6,200
101,000	103,000	1,450	0	0	0	0	0	0	0	6,400
103,000	105,000	1,630	0	0	0	0	0	0	0	6,500
105,000	107,000	1,810	0	0	0	0	0	0	0	6,600
107,000 109,000	109,000	1,990 2,170	0	0	0		0	0	0	6,700
111,000	111,000 113,000	2,170	0	0	0	0	0	0	0	6,900 7.000
113,000	115,000	2,530	0	0	0	0	0	0	0	7,100
115,000	117,000	2,710	0	0	0	0	0	0	0	7,100
117,000	119,000	2,890	0	0	0	0	0	0	0	7,200
119,000	121,000	3,070	220	0	0	0	0	0	0	7,500
121,000	123,000	3,250	400	0	0	0	0	0	0	7,600
123,000	125,000	3,430	580	0	0	0	0	0	0	7,800
125,000	127,000	3,610	760	0	0	0	0	0	0	8,000
127,000	129,000	3,790	940	0	0	0	0	0	0	8,200
129,000	131,000	3,970	1,120	0	0	0	0	0	0	8,300
131,000	133,000	4,150	1,300	0	0	0	0	0	0	8,500
133,000	135,000	4,330	1,480	0	0	0	0	0	0	8,700
135,000	137,000	4,490	1,640	0	0	0	0	0	0	8,800
137,000	139,000	4,600	1,750	0	0	0	0	0	0	9,000
139,000	141,000	4,710	1,860	0	0	0	0	0	0	9,200
141,000	143,000	4,820	1,970	0	0	0	0	0	0	9,400
143,000	145,000	4,930	2,080	0	0	0	0	0	0	9,500
145,000	147,000	5,030	2,180	0	0	0	0	0	0	9,700
147,000	149,000	5,140	2,290	0	0	0	0	0	0	9,900
149,000	151,000	5,250	2,400	0	0	0	0	0	0	10,000
151,000	153,000	5,380	2,530	0	0	0	0	0	0	10,200
153,000	155,000	5,500	2,650	0	0	0	0	0	0	10,400
155,000	157,000	5,630	2,780	0	0	0	0	0	0	10,600
157,000	159,000	5,750	2,900	0	0	0	0	0	0	10,700
159,000	161,000	5,880	3,030	180	0	0	0	0	0	10,900
161,000	163,000	6,010	3,160	310	0	0	0	0	0	11,100
163,000	165,000	6,130	3,280	430	0	0	0	0	0	11,200

(=)

(—)										
その月の社会	会保険料等控				F	F				
除後の給与等	の金額				扶養親族	矢等の数				Z
		0人	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人							
以上	未満		税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	田	円	円
165,000	167,000	6,260	3,410	560	0	0	0	0	0	11,400
167,000	169,000	6,380	3,530	680	0	0	0	0	0	11,600
169,000	171,000	6,510	3,660	810	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	6,640	3,790	940	0	0	0	0	0	11,900
173 000	175 000	6 760	3 910	1 060	0	0	0	0	0	12 100

175,000	177,000	6,890	4.040	1,190	0	0	0	0	l o	12,300
177,000	179,000	7,010	4,160	1,310	0	0	0	0	0	12,600
179,000	181,000	7,140	4,290	1,440	0	0	0	0	0	13,200
181,000	183,000	7,270	4,420	1,570	0	0	0	0	0	13,700
183,000	185,000	7,390	4,540	1,690	0	0	0	0	0	14,200
185,000	187,000	7,520	4,670	1,820	0	0	0	0	0	14,800
187,000	189,000	7,640	4,790	1,940	0	0	0	0	0	15,300
189,000	191,000	7,770	4,920	2,070	0	0	0	0	0	15,800
191,000	193,000	7,900	5,050	2,200	0	0	0	0	0	16,400
193,000	195,000	8,020	5,170	2,320	0	0	0	0	0	16,900
195,000	197,000	8,150	5,300	2,450	0	0	0	0	0	17,400
197,000	199,000	8,270	5,420	2,570	0	0	0	0	0	18,000
199,000	201,000	8,400	5,550	2,700	0	0	0	0	0	18,500
201,000	203,000	8,530	5,680	2,830	0	0	0	0	0	19,000
203,000	205,000	8,650	5,800	2,950	100	0	0	0	0	19,500
205,000	207,000	8,780	5,930	3,080	230	0	0	0	0	20,000
207,000	209,000	8,900	6,050	3,200	350	0	0	0	0	20,500
209,000	211,000	9,030	6,180	3,330	480	0	0	0	0	21,000
211,000	213,000	9,160	6,310	3,460	610	0	0	0	0	21,500
213,000	215,000	9,280	6,430	3,580	730	0	0	0	0	22,000
215,000	217,000	9,410	6,560	3,710	860	0	0	0	0	22,500
217,000	219,000	9,530	6,680	3,830	980	0	0	0	0	23,000
219,000	221,000	9,660	6,810	3,960	1,110	0	0	0	0	23,500
221,000	224,000	9,820	6,970	4,120	1,270	0	0	0	0	24,100
224,000	227,000	10,010	7,160	4,310	1,460	0	0	0	0	25,000
227,000	230,000	10,200	7,350	4,500	1,650	0	0	0	0	25,900
230,000	233,000	10,380	7,530	4,680	1,830	0	0	0	0	26,800
233,000	236,000	10,570	7,720	4,870	2,020	0	0	0	0	27,700
236,000	239,000	10,760	7,910	5,060	2,210	0	0	0	0	28,500
239,000	242,000	10,950	8,100	5,250	2,400	0	0	0	0	29,400
242,000	245,000	11,140	8,290	5,440	2,590	0	0	0	0	30,300
245,000	248,000	11,330	8,480	5,630	2,780	0	0	0	0	31,200
248,000	251,000	11,520	8,670	5,820	2,970	120	0	0	0	32,100
251,000	254,000	11,710	8,860	6,010	3,160	310	0	0	0	33,000
254,000	257,000	11,900	9,050	6,200	3,350	500	0	0	0	33,900
257,000	260,000	12,090	9,240	6,390	3,540	690	0	0	0	34,800
260,000	263,000	12,270	9,420	6,570	3,720	870	0	0	0	35,700
263,000	266,000	12,460	9,610	6,760	3,910	1,060	0	0	0	36,600
266,000	269,000	12,650	9,800	6,950	4,100	1,250	0	0	0	37,500
269,000	272,000	12,840	9,990	7,140	4,290	1,440	0	0	0	38,300
272,000	275,000	13,030	10,180	7,330	4,480	1,630	0	0	0	39,200
275,000	278,000	13,220	10,370	7,520	4,670	1,820	0	0	0	40,100
278,000	281,000	13,410	10,560	7,710	4,860	2,010	0	0	0	41,000
281,000	284,000	13,600	10,750	7,900	5,050	2,200	0	0	0	41,900
284,000	287,000	13,790	10,940	8,090	5,240	2,390	0	0	0	42,800

(**Ξ**)

その月の社会	会保険料等控				F	3				
除後の給与等	の金額				扶養親族	等の数				Z
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満				税	額				税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
287,000	290,000	13,980	11,130	8,280	5,430	2,580	0	0	0	43,700
290,000	293,000	14,160	11,310	8,460	5,610	2,760	0	0	0	44,600
293,000	296,000	14,350	11,500	8,650	5,800	2,950	100	0	0	45,500
296,000	299,000	14,540	11,690	8,840	5,990	3,140	290	0	0	46,000
299,000	302,000	14,740	11,890	9,040	6,190	3,340	490	0	0	46,600
302,000	305,000	14,950	12,100	9,250	6,400	3,550	700	0	0	47,200
305,000	308,000	15,170	12,320	9,470	6,620	3,770	920	0	0	47,700
308,000	311,000	15,380	12,530	9,680	6,830	3,980	1,130	0	0	48,300
311,000	314,000	15,600	12,750	9,900	7,050	4,200	1,350	0	0	48,900
314,000	317,000	15,820	12,970	10,120	7,270	4,420	1,570	0	0	49,400
317,000	320,000	16,030	13,180	10,330	7,480	4,630	1,780	0	0	50,000
320,000	323,000	16,250	13,400	10,550	7,700	4,850	2,000	0	0	50,600
323,000	326,000	16,460	13,610	10,760	7,910	5,060	2,210	0	0	51,100
326,000	329,000	16,680	13,830	10,980	8,130	5,280	2,430	0	0	51,700

329,000	332,000	16,900	14,050	11,200	8,350	5,500	2,650	0	0	52,300
332,000	335,000	17,110	14,260	11,410	8,560	5,710	2,860	0	0	52,800
335,000	338,000	17,330	14,480	11,630	8,780	5,930	3,080	230	0	53,500
338,000	341,000	17,540	14,690	11,840	8,990	6,140	3,290	440	0	54,100
341,000	344,000	17,760	14,910	12,060	9,210	6,360	3,510	660	0	54,700
344,000	347,000	17,980	15,130	12,280	9,430	6,580	3,730	880	0	55,400
347,000	350,000	18,190	15,340	12,490	9,640	6,790	3,940	1,090	0	56,000
350,000	353,000	18,410	15,560	12,710	9,860	7,010	4,160	1,310	0	56,600
353,000	356,000	18,620	15,770	12,920	10,070	7,220	4,370	1,520	0	57,400
356,000	359,000	18,840	15,990	13,140	10,290	7,440	4,590	1,740	0	58,200
359,000	362,000	19,060	16,210	13,360	10,510	7,660	4,810	1,960	0	58,900
362,000	365,000	19,270	16,420	13,570	10,720	7,870	5,020	2,170	0	59,700
365,000	368,000	19,490	16,640	13,790	10,940	8,090	5,240	2,390	0	60,500
368,000	371,000	19,700	16,850	14,000	11,150	8,300	5,450	2,600	0	61,200
371,000	374,000	19,920	17,070	14,220	11,370	8,520	5,670	2,820	0	61,900
374,000	377,000	20,140	17,290	14,440	11,590	8,740	5,890	3,040	190	62,600
377,000	380,000	20,350	17,500	14,650	11,800	8,950	6,100	3,250	400	63,300
380,000	383,000	20,570	17,720	14,870	12,020	9,170	6,320	3,470	620	64,000
383,000	386,000	20,780	17,930	15,080	12,230	9,380	6,530	3,680	830	64,700
386,000	389,000	21,000	18,150	15,300	12,450	9,600	6,750	3,900	1,050	65,400
389,000	392,000	21,220	18,370	15,520	12,670	9,820	6,970	4,120	1,270	66,200
392,000	395,000	21,430	18,580	15,730	12,880	10,030	7,180	4,330	1,480	67,600
395,000	398,000	21,650	18,800	15,950	13,100	10,250	7,400	4,550	1,700	69,000
398,000	401,000	21,860	19,010	16,160	13,310	10,460	7,610	4,760	1,910	70,400
401,000	404,000	22,080	19,230	16,380	13,530	10,680	7,830	4,980	2,130	71,800
404,000	407,000	22,300	19,450	16,600	13,750	10,900	8,050	5,200	2,350	73,200
407,000	410,000	22,510	19,660	16,810	13,960	11,110	8,260	5,410	2,560	74,600
410,000	413,000	22,730	19,880	17,030	14,180	11,330	8,480	5,630	2,780	76,000
413,000	416,000	22,940	20,090	17,240	14,390	11,540	8,690	5,840	2,990	77,400
416,000	419,000	23,160	20,310	17,460	14,610	11,760	8,910	6,060	3,210	78,800
419,000	422,000	23,380	20,530	17,680	14,830	11,980	9,130	6,280	3,430	80,300
422,000	425,000	23,590	20,740	17,890	15,040	12,190	9,340	6,490	3,640	81,700
425,000	428,000	23,810	20,960	18,110	15,260	12,410	9,560	6,710	3,860	83,100
428,000	431,000	24,020	21,170	18,320	15,470	12,620	9,770	6,920	4,070	84,500
431,000	434,000	24,240	21,390	18,540	15,690	12,840	9,990	7,140	4,290	85,900
434,000	437,000	24,460	21,610	18,760	15,910	13,060	10,210	7,360	4,510	87,300

(四)

その月の社会	会保険料等控									
除後の給与等	の金額				扶養親加	矢等の数				Z
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満				税	額				税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
437,000	440,000	24,670	21,820	18,970	16,120	13,270	10,420	7,570	4,720	88,700
440,000	443,000	25,030	22,040	19,190	16,340	13,490	10,640	7,790	4,940	90,100
443,000	446,000	25,460	22,250	19,400	16,550	13,700	10,850	8,000	5,150	91,500
446,000	449,000	25,890	22,470	19,620	16,770	13,920	11,070	8,220	5,370	92,900
449,000	452,000	26,320	22,690	19,840	16,990	14,140	11,290	8,440	5,590	94,300
452,000	455,000	26,750	22,900	20,050	17,200	14,350	11,500	8,650	5,800	95,700
455,000	458,000	27,190	23,120	20,270	17,420	14,570	11,720	8,870	6,020	97,200
458,000	461,000	27,620	23,330	20,480	17,630	14,780	11,930	9,080	6,230	98,600
461,000	464,000	28,050	23,550	20,700	17,850	15,000	12,150	9,300	6,450	100,000
464,000	467,000	28,480	23,770	20,920	18,070	15,220	12,370	9,520	6,670	101,400
467,000	470,000	28,910	23,980	21,130	18,280	15,430	12,580	9,730	6,880	102,800
470,000	473,000	29,350	24,200	21,350	18,500	15,650	12,800	9,950	7,100	104,200
473,000	476,000	29,780	24,410	21,560	18,710	15,860	13,010	10,160	7,310	105,600
476,000	479,000	30,210	24,630	21,780	18,930	16,080	13,230	10,380	7,530	107,000
479,000	482,000	30,640	24,940	22,000	19,150	16,300	13,450	10,600	7,750	108,400
482,000	485,000	31,070	25,370	22,210	19,360	16,510	13,660	10,810	7,960	109,800
485,000	488,000	31,510	25,810	22,430	19,580	16,730	13,880	11,030	8,180	111,200
488,000	491,000	31,940	26,240	22,640	19,790	16,940	14,090	11,240	8,390	112,600
491,000	494,000	32,370	26,670	22,860	20,010	17,160	14,310	11,460	8,610	114,100
494,000	497,000	32,800	27,100	23,080	20,230	17,380	14,530	11,680	8,830	115,500
497,000	500,000	33,230	27,530	23,290	20,440	17,590	14,740	11,890	9,040	116,900
500,000	503,000	33,670	27,970	23,510	20,660	17,810	14,960	12,110	9,260	118,300
503,000	506,000	34,100	28,400	23,720	20,870	18,020	15,170	12,320	9,470	119,700

506,000	509,000	34,530	28,830	23,940	21,090	18,240	15,390	12,540	9,690	121,100
509,000	512,000	34,960	29,260	24,160	21,310	18,460	15,610	12,760	9,910	122,500
512,000	515,000	35,390	29,690	24,370	21,520	18,670	15,820	12,970	10,120	123,900
515,000	518,000	35,830	30,130	24,590	21,740	18,890	16,040	13,190	10,340	125,300
518,000	521,000	36,260	30,560	24,860	21,950	19,100	16,250	13,400	10,550	126,700
521,000	524,000	36,690	30,990	25,290	22,170	19,320	16,470	13,620	10,770	128,100
524,000	527,000	37,120	31,420	25,720	22,390	19,540	16,690	13,840	10,990	129,600
527,000	530,000	37,550	31,850	26,150	22,600	19,750	16,900	14,050	11,200	131,000
530,000	533,000	37,990	32,290	26,590	22,820	19,970	17,120	14,270	11,420	132,400
533,000	536,000	38,420	32,720	27,020	23,030	20,180	17,330	14,480	11,630	133,800
536,000	539,000	38,850	33,150	27,450	23,250	20,400	17,550	14,700	11,850	135,200
539,000	542,000	39,280	33,580	27,880	23,470	20,620	17,770	14,920	12,070	136,600
542,000	545,000	39,710	34,010	28,310	23,680	20,830	17,980	15,130	12,280	138,000
545,000	548,000	40,150	34,450	28,750	23,900	21,050	18,200	15,350	12,500	139,400
548,000	551,000	40,580	34,880	29,180	24,110	21,260	18,410	15,560	12,710	140,800
551,000	554,000	41,050	35,350	29,650	24,350	21,500	18,650	15,800	12,950	142,200
554,000	557,000	41,540	35,840	30,140	24,600	21,750	18,900	16,050	13,200	143,600
557,000	560,000	42,030	36,330	30,630	24,930	21,990	19,140	16,290	13,440	145,000
560,000	563,000	42,510	36,810	31,110	25,410	22,230	19,380	16,530	13,680	146,400
563,000	566,000	43,000	37,300	31,600	25,900	22,470	19,620	16,770	13,920	147,800
566,000	569,000	43,480	37,780	32,080	26,380	22,720	19,870	17,020	14,170	149,100
569,000	572,000	43,970	38,270	32,570	26,870	22,960	20,110	17,260	14,410	150,500
572,000	575,000	44,460	38,760	33,060	27,360	23,200	20,350	17,500	14,650	151,900
575,000	578,000	44,940	39,240	33,540	27,840	23,450	20,600	17,750	14,900	153,200
578,000	581,000	45,430	39,730	34,030	28,330	23,690	20,840	17,990	15,140	154,600
581,000	584,000	45,910	40,210	34,510	28,810	23,930	21,080	18,230	15,380	156,000
584,000	587,000	46,400	40,700	35,000	29,300	24,180	21,330	18,480	15,630	157,300

(五)

その月の社会	徐保険料等控									
除後の給与等	の金額				扶養親加	笑等の数				Z
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満				税	額				税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
587,000	590,000	46,890	41,190	35,490	29,790	24,420	21,570	18,720	15,870	158,600
590,000	593,000	47,370	41,670	35,970	30,270	24,660	21,810	18,960	16,110	159,900
593,000	596,000	47,860	42,160	36,460	30,760	25,060	22,050	19,200	16,350	161,200
596,000	599,000	48,340	42,640	36,940	31,240	25,540	22,300	19,450	16,600	162,500
599,000	602,000	48,830	43,130	37,430	31,730	26,030	22,540	19,690	16,840	163,700
602,000	605,000	49,320	43,620	37,920	32,220	26,520	22,780	19,930	17,080	165,000
605,000	608,000	49,800	44,100	38,400	32,700	27,000	23,030	20,180	17,330	166,300
608,000	611,000	50,290	44,590	38,890	33,190	27,490	23,270	20,420	17,570	167,600
611,000	614,000	50,770	45,070	39,370	33,670	27,970	23,510	20,660	17,810	168,900
614,000	617,000	51,260	45,560	39,860	34,160	28,460	23,760	20,910	18,060	170,200
617,000	620,000	51,750	46,050	40,350	34,650	28,950	24,000	21,150	18,300	171,400
620,000	623,000	52,230	46,530	40,830	35,130	29,430	24,240	21,390	18,540	172,700
623,000	626,000	52,720	47,020	41,320	35,620	29,920	24,480	21,630	18,780	174,000
626,000	629,000	53,200	47,500	41,800	36,100	30,400	24,730	21,880	19,030	175,300
629,000	632,000	53,690	47,990	42,290	36,590	30,890	25,190	22,120	19,270	176,600
632,000	635,000	54,180	48,480	42,780	37,080	31,380	25,680	22,360	19,510	177,800
635,000	638,000	54,660	48,960	43,260	37,560	31,860	26,160	22,610	19,760	179,100
638,000	641,000	55,150	49,450	43,750	38,050	32,350	26,650	22,850	20,000	180,400
641,000	644,000	55,630	49,930	44,230	38,530	32,830	27,130	23,090	20,240	181,700
644,000	647,000	56,120	50,420	44,720	39,020	33,320	27,620	23,340	20,490	183,000
647,000	650,000	56,610	50,910	45,210	39,510	33,810	28,110	23,580	20,730	184,300
650,000	653,000	57,090	51,390	45,690	39,990	34,290	28,590	23,820	20,970	185,300
653,000	656,000	57,580	51,880	46,180	40,480	34,780	29,080	24,060	21,210	186,100
656,000	659,000	58,060	52,360	46,660	40,960	35,260	29,560	24,310	21,460	187,000
659,000	662,000	58,550	52,850	47,150	41,450	35,750	30,050	24,550	21,700	187,800
662,000	665,000	59,040	53,340	47,640	41,940	36,240	30,540	24,840	21,940	188,700
665,000	668,000	59,520	53,820	48,120	42,420	36,720	31,020	25,320	22,190	189,500
668,000	671,000	60,010	54,310	48,610	42,910	37,210	31,510	25,810	22,430	190,400
671,000	674,000	60,490	54,790	49,090	43,390	37,690	31,990	26,290	22,670	191,200
674,000	677,000	60,980	55,280	49,580	43,880	38,180	32,480	26,780	22,920	192,100
677,000	680,000	61,470	55,770	50,070	44,370	38,670	32,970	27,270	23,160	192,900
680,000	683,000	61,950	56,250	50,550	44,850	39,150	33,450	27,750	23,400	193,800

683,000	686,000	62,440	56,740	51,040	45,340	39,640	33,940	28,240	23,640	194,700
686,000	689,000	62,920	57,220	51,520	45,820	40,120	34,420	28,720	23,890	195,500
689,000	692,000	63,410	57,710	52,010	46,310	40,610	34,910	29,210	24,130	196,400
692,000	695,000	63,900	58,200	52,500	46,800	41,100	35,400	29,700	24,370	197,200
695,000	698,000	64,380	58,680	52,980	47,280	41,580	35,880	30,180	24,620	198,100
698,000	701,000	64,870	59,170	53,470	47,770	42,070	36,370	30,670	24,970	198,900
701,000	704,000	65,350	59,650	53,950	48,250	42,550	36,850	31,150	25,450	199,800
704,000	707,000	65,840	60,140	54,440	48,740	43,040	37,340	31,640	25,940	200,600
707,000	710,000	66,330	60,630	54,930	49,230	43,530	37,830	32,130	26,430	201,900
710,000	713,000	66,810	61,110	55,410	49,710	44,010	38,310	32,610	26,910	203,300
713,000	716,000	67,300	61,600	55,900	50,200	44,500	38,800	33,100	27,400	204,600
716,000	719,000	67,780	62,080	56,380	50,680	44,980	39,280	33,580	27,880	206,000
719,000	722,000	68,270	62,570	56,870	51,170	45,470	39,770	34,070	28,370	207,300
722,000	725,000	68,760	63,060	57,360	51,660	45,960	40,260	34,560	28,860	208,700
725,000	728,000	69,240	63,540	57,840	52,140	46,440	40,740	35,040	29,340	210,000
728,000	731,000	69,730	64,030	58,330	52,630	46,930	41,230	35,530	29,830	211,400
731,000	734,000	70,210	64,510	58,810	53,110	47,410	41,710	36,010	30,310	212,700
734,000	737,000	70,700	65,000	59,300	53,600	47,900	42,200	36,500	30,800	214,100

(六)

その月の社会	:保険料等控									
除後の給与等	の金額				扶養親族	矢等の数				Z
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満				税	額				税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
737,000	740,000	71,190	65,490	59,790	54,090	48,390	42,690	36,990	31,290	215,400
740,000	743,000	71,670	65,970	60,270	54,570	48,870	43,170	37,470	31,770	216,800
743,000	746,000	72,160	66,460	60,760	55,060	49,360	43,660	37,960	32,260	218,100
746,000	749,000	72,640	66,940	61,240	55,540	49,840	44,140	38,440	32,740	219,500
749,000	752,000	73,130	67,430	61,730	56,030	50,330	44,630	38,930	33,230	220,900
752,000	755,000	73,620	67,920	62,220	56,520	50,820	45,120	39,420	33,720	222,200
755,000	758,000	74,100	68,400	62,700	57,000	51,300	45,600	39,900	34,200	223,600
758,000	761,000	74,590	68,890	63,190	57,490	51,790	46,090	40,390	34,690	224,900
761,000	764,000	75,070	69,370	63,670	57,970	52,270	46,570	40,870	35,170	226,300
764,000	767,000	75,560	69,860	64,160	58,460	52,760	47,060	41,360	35,660	227,600
767,000	770,000	76,050	70,350	64,650	58,950	53,250	47,550	41,850	36,150	229,000
770,000	773,000	76,530	70,830	65,130	59,430	53,730	48,030	42,330	36,630	230,300
773,000	776,000	77,020	71,320	65,620	59,920	54,220	48,520	42,820	37,120	231,700
776,000	779,000	77,500	71,800	66,100	60,400	54,700	49,000	43,300	37,600	233,000
779,000	782,000	77,990	72,290	66,590	60,890	55,190	49,490	43,790	38,090	234,400
782,000	785,000	78,480	72,780	67,080	61,380	55,680	49,980	44,280	38,580	235,700
785,000	788,000	78,960	73,260	67,560	61,860	56,160	50,460	44,760	39,060	237,100
788,000	791,000	79,450	73,750	68,050	62,350	56,650	50,950	45,250	39,550	238,500
791,000	794,000	79,930	74,230	68,530	62,830	57,130	51,430	45,730	40,030	239,800
794,000	797,000	80,420	74,720	69,020	63,320	57,620	51,920	46,220	40,520	241,200
797,000	800,000	80,910	75,210	69,510	63,810	58,110	52,410	46,710	41,010	242,500
800,000	803,000	81,390	75,690	69,990	64,290	58,590	52,890	47,190	41,490	243,900
803,000	806,000	81,880	76,180	70,480	64,780	59,080	53,380	47,680	41,980	245,200
806,000	809,000	82,360	76,660	70,960	65,260	59,560	53,860	48,160	42,460	246,600
809,000	812,000	82,850	77,150	71,450	65,750	60,050	54,350	48,650	42,950	247,900
812,000	815,000	83,340	77,640	71,940	66,240	60,540	54,840	49,140	43,440	249,300
815,000	818,000	83,820	78,120	72,420	66,720	61,020	55,320	49,620	43,920	250,600
818,000	821,000	84,310	78,610	72,910	67,210	61,510	55,810	50,110	44,410	252,000
821,000	824,000	84,790	79,090	73,390	67,690	61,990	56,290	50,590	44,890	253,300
824,000	827,000	85,280	79,580	73,880	68,180	62,480	56,780	51,080	45,380	254,700
827,000	830,000	85,770	80,070	74,370	68,670	62,970	57,270	51,570	45,870	256,100
830,000	833,000	86,250	80,550	74,850	69,150	63,450	57,750	52,050	46,350	257,400
833,000	836,000	86,750	81,050	75,350	69,650	63,950	58,250	52,550	46,850	258,800
836,000	839,000	87,260	81,560	75,860	70,160	64,460	58,760	53,060	47,360	260,100
839,000	842,000	87,780	82,080	76,380	70,680	64,980	59,280	53,580	47,870	261,500
842,000	845,000	88,290	82,590	76,890	71,190	65,490	59,790	54,090	48,390	262,800
845,000	848,000	88,800	83,100	77,400	71,700	66,000	60,300	54,600	48,900	264,200
848,000	851,000	89,310	83,610	77,910	72,210	66,510	60,810	55,110	49,410	265,500
851,000	854,000	89,830	84,130	78,430	72,730	67,030	61,330	55,630	49,930	266,900
854,000	857,000	90,340	84,640	78,940	73,240	67,540	61,840	56,140	50,440	268,200
857,000	860,000		85,150	76,940	73,750	68,050	62,350	56,650		269,600
007,000	000,000	90,000	00,100	18,400	13,130	00,000	02,300	30,030	50,950	209,000

860,000	863,000	91,370	85,670	79,970	74,270	68,570	62,870	57,170	51,470	270,900
863,000	866,000	91,880	86,180	80,480	74,780	69,080	63,380	57,680	51,980	272,300
866,000	869,000	92,390	86,690	80,990	75,290	69,590	63,890	58,190	52,490	273,600
869,000	872,000	92,910	87,210	81,510	75,810	70,110	64,410	58,710	53,000	275,000
872,000	875,000	93,420	87,720	82,020	76,320	70,620	64,920	59,220	53,520	276,400
875,000	878,000	93,950	88,230	82,530	76,830	71,130	65,430	59,730	54,030	277,700
878,000	881,000	94,520	88,740	83,040	77,340	71,640	65,940	60,240	54,540	279,100
881,000	884,000	95,090	89,260	83,560	77,860	72,160	66,460	60,760	55,060	280,400
884,000	887,000	95,660	89,770	84,070	78,370	72,670	66,970	61,270	55,570	281,800

(七)

その月の社	会保険料等	甲									
控除後の給	与等の金額				扶養親族	等の数				Z	
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	_	
以上	未満	٠,٠	. , , ,	-/\	税割		577	٠,٠	,,,	税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
887,000	890,000	96,230	90,280	84,580	78,880	73,180	67,480	61,780	56,080	283,100	
890,000	893,000	96,800	90,800	85,100	79,400	73,700	68,000	62,300	56,600	284,500	
893,000	896,000	97,370	91,310	85,610	79,910	74,210	68,510	62,810	57,110	285,800	
896,000	899,000	97,940	91,820	86,120	80,420	74,720	69,020	63,320	57,620	287,200	
899,000	902,000	98,510	92,340	86,640	80,940	75,240	69,540	63,840	58,130	288,500	
902,000	905,000	99,080	92,850	87,150	81,450	75,750	70,050	64,350	58,650	289,900	
905,000	908,000	99,650	93,360	87,660	81,960	76,260	70,560	64,860	59,160	291,200	
908,000	911,000	100,220	93,890	88,170	82,470	76,770	71,070	65,370	59,670	292,600	
911,000	914,000	100,790	94,460	88,690	82,990	77,290	71,590	65,890	60,190	294,000	
914,000	917,000	101,360	95,030	89,200	83,500	77,800	72,100	66,400	60,700	295,300	
917,000	920,000	101,930	95,600	89,710	84,010	78,310	72,610	66,910	61,210	296,700	
920,000	923,000	102,500	96,170	90,230	84,530	78,830	73,130	67,430	61,730	298,000	
923,000	926,000	103,070	96,740	90,740	85,040	79,340	73,640	67,940	62,240	299,400	
926,000	929,000	103,640	97,310	91,250	85,550	79,850	74,150	68,450	62,750	300,700	
929,000	932,000	104,210	97,880	91,770	86,070	80,370	74,670	68,970	63,260	302,100	
932,000	935,000	104,780	98,450	92,280	86,580	80,880	75,180	69,480	63,780	303,400	
935,000	938,000	105,350	99,020	92,790	87,090	81,390	75,690	69,990	64,290	304,800	
938,000	941,000	105,920	99,590	93,300	87,600	81,900	76,200	70,500	64,800	306,100	
941,000	944,000	106,490	100,160	93,820	88,120	82,420	76,720	71,020	65,320	307,500	
944,000	947,000	107,060	100,730	94,390	88,630	82,930	77,230	71,530	65,830	308,800	
947,000	950,000	107,630	101,300	94,960	89,140	83,440	77,740	72,040	66,340	310,200	
950,000	953,000	108,200	101,870	95,530	89,660	83,960	78,260	72,560	66,860	311,600	
953,000	956,000	108,770	102,440	96,100	90,170	84,470	78,770	73,070	67,370	312,900	
956,000	959,000	109,340	103,010	96,670	90,680	84,980	79,280	73,580	67,880	314,300	
959,000	962,000	109,910	103,580	97,240	91,200	85,500	79,800	74,100	68,390	315,600	
962,000	965,000	110,480	104,150	97,810	91,710	86,010	80,310	74,610	68,910	317,000	
965,000	968,000	111,050	104,720	98,380	92,220	86,520	80,820	75,120	69,420	318,300	
968,000	971,000	111,620	105,290	98,950	92,730	87,030	81,330	75,630	69,930	319,700	
971,000	974,000	112,250	105,860	99,520	93,250	87,550	81,850	76,150	70,450	321,000	
974,000	977,000	113,100	106,430	100,090	93,760	88,060	82,360	76,660	70,960	322,400	
977,000	980,000	113,960	107,000	100,660	94,330	88,570	82,870	77,170	71,470	323,700 325,100	
980,000	983,000 986,000	114,810	107,570 108,140	101,230 101,800	94,900	89,090	83,390 83,900	77,690 78,200	71,990	326,400	
983,000 986,000	989,000	115,670 116,520	108, 140	101,800	95,470 96,040	89,600 90,110	84,410	78,710	72,500 73,010	327,800	
989,000	992,000	117,380	100,710	102,370	96,610	90,630	84,930	79,230	73,520	329,200	
992,000	995,000	118,230	109,850	102,540	97,180	91,140	85,440	79,740	74,040	330,500	
995,000	998,000	119,090	110,420	103,310	97,750	91,650	85,950	80,250	74,040	331,900	
998,000	1,001,000	119,940	110,990	104,650	98,320	92,160	86,460	80,760	75,060	333,200	
1,001,000	1,004,000	120,800	111,560	105,220	98,890	92,680	86,980	81,280	75,580	334,600	
1,004,000	1,007,000	121,650	112,150	105,790	99,460	93,190	87,490	81,790	76,090	335,900	
1,007,000	1,010,000	122,510	113,010	106,360	100,030	93,700	88,000	82,300	76,600	337,300	
1,010,000	1,013,000	123,360	113,860	106,930	100,600	94,270	88,520	82,820	77,120	338,600	
1,013,000	1,016,000	124,220	114,720	107,500	101,170	94,840	89,030	83,330	77,630	340,000	
1,016,000	1,019,000	125,070	115,570	108,070	101,740	95,410	89,540	83,840	78,140	341,300	
1,019,000	1,022,000	125,930	116,430	108,640	102,310	95,980	90,060	84,360	78,650	342,700	
1,022,000	1,025,000	126,780	117,280	109,210	102,880	96,550	90,570	84,870	79,170	344,000	
1,025,000	1,028,000	127,640	118,140	109,780	103,450	97,120	91,080	85,380	79,680	345,400	
1,028,000	1,031,000	128,490	118,990	110,350	104,020	97,690	91,590	85,890	80,190	346,800	
1,031,000	1,034,000	129,350	119,850	110,920	104,590	98,260	92,110	86,410	80,710	348,100	
1,034,000	1,037,000	130,200	120,700	111,490	105,160	98,830	92,620	86,920	81,220	349,500	
								•			

(八)

(//)													
その月の社	会保険料等	甲											
控除後の給与	5等の金額	扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満				税額					税額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
1,037,000	1,040,000	131,060	121,560	112,060	105,730	99,400	93,130	87,430	81,730	350,800			
1,040,000	1,043,000	131,910	122,410	112,910	106,300	99,970	93,650	87,950	82,250	352,200			
1,043,000	1,046,000	132,770	123,270	113,770	106,870	100,540	94,200	88,460	82,760	353,500			
1,046,000	1,049,000	133,620	124,120	114,620	107,440	101,110	94,770	88,970	83,270	354,900			
1,049,000	1,052,000	134,480	124,980	115,480	108,010	101,680	95,340	89,490	83,780	356,200			
1,052,000	1,055,000	135,330	125,830	116,330	108,580	102,250	95,910	90,000	84,300	357,600			
1,055,000	1,058,000	136,190	126,690	117,190	109,150	102,820	96,480	90,510	84,810	358,900			
1,058,000	1,061,000	137,040	127,540	118,040	109,720	103,390	97,050	91,020	85,320	360,300			
1,061,000	1,064,000	137,900	128,400	118,900	110,290	103,960	97,620	91,540	85,840	361,600			
1,064,000	1,067,000	138,750	129,250	119,750	110,860	104,530	98,190	92,050	86,350	363,000			
1,067,000	1,070,000	139,610	130,110	120,610	111,430	105,100	98,760	92,560	86,860	364,400			
1,070,000	1,073,000	140,460	130,960	121,460	112,000	105,670	99,330	93,080	87,380	365,700			
1,073,000	1,076,000	141,320	131,820	122,320	112,820	106,240	99,900	93,590	87,890	367,100			
1,076,000	1,079,000	142,170	132,670	123,170	113,670	106,810	100,470	94,140	88,400	368,400			
1,079,000	1,082,000	143,030	133,530	124,030	114,530	107,380	101,040	94,710	88,910	369,800			
1,082,000	1,085,000	143,880	134,380	124,880	115,380	107,950	101,610	95,280	89,430	371,100			
1,085,000	1,088,000	144,740	135,240	125,740	116,240	108,520	102,180	95,850	89,940	372,500			
1,088,000	1,091,000	145,590	136,090	126,590	117,090	109,090	102,750	96,420	90,450	373,800			
1,091,000	1,094,000	146,450	136,950	127,450	117,950	109,660	103,320	96,990	90,970	375,200			
1,094,000	1,097,000	147,300	137,800	128,300	118,800	110,230	103,890	97,560	91,480	376,500			
1,097,000	1,100,000	148,160	138,660	129,160	119,660	110,800	104,460	98,130	91,990	377,900			
1,100,000	1,103,000	149,010	139,510	130,010	120,510	111,370	105,030	98,700	92,510	379,200			
1,103,000	1,106,000	149,870	140,370	130,870	121,370	111,940	105,600	99,270	93,020	380,600			
1,106,000 1,109,000	1,109,000	150,720	141,220	131,720 132,580	122,220	112,720	106,170	99,840	93,530 94,080	381,900			
1,112,000	1,112,000 1,115,000	151,580 152,430	142,080 142,930	132,560	123,080 123,930	113,570 114,430	106,740 107,310	100,410 100,980	94,650	383,300 384,700			
1,115,000	1,118,000	153,290	142,930	134,290	124,790	115,280	107,810	100,360	95,220	386,000			
1,118,000	1,121,000	154,140	144,640	135,140	125,640	116,140	108,450	102,120	95,790	387,400			
1,121,000	1,124,000	155,000	145,500	136,000	126,500	116,990	109,020	102,690	96,360	388,700			
1,124,000	1,127,000	155,850	146,350	136,850	127,350	117,850	109,590	103,260	96,930	390,100			
1,127,000		156,710	147,210	137,710	128,210	118,700	110,160	103,830	97,500	391,400			
1,130,		157,130	147,630	138,130	128,630	119,130	110,450	104,120	97,780	392,800			
1,130,000円	を超え1,76	1,130,000	円の場合の	税額に、そ		保険料等控	除後の給与	等の金額の	うち1,13	392,800			
0,000円に満	たない金額	0,000円を	超える金額	の28.5%に	相当する金	額を加算し	た金額			円に、そ			
										の月の社			
										会保険料			
										等控除後			
										の給与等			
										の金額の			
										うち1,13			
										0,000円			
										を超える			
										金額の3			
										5%に相			
										当する金			
										額を加算			
			- m			-		-		した金額			
4 700	000⊞	円 226 690	円 227 190	円 217 690	円	円 200 600	円	円 202 670	円				
1,760,	,000円	336,680	327,180	317,680	308,180	298,680	290,000	283,670	277,33				
1,760,000円	た辺ラスタ	1 760 000	田の担合の	おった こうしゅう	の日の社会	【 保険料等控		生の今郊の	0 うち1 76				
額	ら后ての中					体険科寺控 を加算した		サい亜領の	751,10				
帜		0,000112	にんる日忠	シンシン /0 101日	コッシ亚領	こかみした	자 현심			ļ			

(九)

その月の	社会保険		甲								
料等控除											
等の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満		税額								

扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の 税額から、その7人を超える1人ごとに2,850円を控除した金額

従たる給 与につい ての扶養 控除等申 告書が提 出されて いる場合 には、当 該申告書 に記載さ れた扶養 親族等の 数に応 じ、扶養 親族等1 人ごとに 2,850円 を、上の 各欄によ って求め た税額か ら控除し た金額

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (一) 「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法第二条第一項第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十二号に規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。
 - (二) 「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除 対象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。
 - (三) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険 料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
 - (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十四条第四項 に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
 - (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十五 条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
 - (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等

の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額 が、その求める税額である。

- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,850円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、 寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が 所得税法第二条第一項第三十二号ロ又は八に掲げる者に該当するときは、 当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条 第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき)は、扶養親族等の数 にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居 住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族 等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び (3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,850円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第二 平成18年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第十一条 関係)

(-)

保険料					扶養親加 扶養親加	月 医等の数				7	丙
後の給 金額	後の給与等の 0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 金額							ی	βŊ		
以上	未満		税額								
円	円										円

2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その 日の	0	
										社会 保険 料等		
										控除		
										後の 給与		
										等の		
										金額		
										の 6 %		
										に相		
										当す る金		
										額		
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0	
2,950 3,000	3,000 3,050	10 15	0	0	0	0	0 0	0 0	0	180 190	0 0	
3,050	3,100	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0	
3,100	3,150	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0	
3,150	3,200	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0	
3,200 3,250	3,250 3,300	30 35	0	0	0 0	0	0 0	0 0	0	200 200	0 0	
3,300	3,400	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
3,400	3,500	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
3,500	3,600	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
3,600 3,700	3,700 3,800	70 80	0	0	0	0	0 0	0 0	0	230 230	0	
3,800	3,900	90	0	0	0	0	0	0	0	240	0	
3,900	4,000	95	0	0	0	0	0	0	0	250	0	
4,000	4,100	105	10	0	0	0	0	0	0	250	0	
4,100 4,200	4,200 4,300	115 125	20 30	0	0	0	0 0	0 0	0	260 270	0 0	
4,300	4,400	135	40	0	0	0	0	0	0	280	0	
4,400	4,500	140	45	0	0	0	0	0	0	290	0	
4,500	4,600	150	55	0	0	0	0	0	0	290	0	
4,600	4,700	155 160	60 65	0	0	0	0	0	0	300 310	0	
4,700 4,800	4,800 4,900	165	70	0	0	0	0 0	0 0	0	320	0 0	
4,900	5,000	170	75	0	0	0	0	0	0	330	0	
5,000	5,100	180	85	0	0	0	0	0	0	340	0	
5,100 5,200	5,200 5,300	185 190	90 95	0	0	0	0 0	0 0	0	350 350	0 0	
5,300	5,400	195	100	5	0	0	0	0	0	360	0	
5,400	5,500	205	110	15	0	0	0	0	0	370	0	
5,500	5,600	210	115	20	0	0	0	0	0	380	0	
5,600	5,700	215	120	25	0	0	0	0	0	390	0	
5,700 5,800	5,800 5,900	220 230	125 135	30 40	0	0	0 0	0 0	0	400 410	0 0	
5,900	6,000	235	140	45	0	0	0	0	0	420	0	
6,000	6,100	240	145	50	0	0	0	0	0	450	0	
6,100	6,200	245	150	55	0	0	0	0	0	470	0	
6,200 6,300	6,300 6,400	255 260	160 165	65 70	0	0	0 0	0 0	0	500 530	0 0	
0,000	0, 100	200	.00	, ,	١	٠	٠	0	J	1 300	·	

6,400	6,500	265	170	75	0	0	0	0	0	550	0	
6,500	6,600	270	175	80	0	0	0	0	0	580	0	
6,600	6,700	280	185	90	0	0	0	0	0	610	0	
6,700	6,800	285	190	95	0	0	0	0	0	630	0	
6,800	6,900	290	195	100	5	0	0	0	0	660	0	
6,900	7,000	295	200	105	10	0	0	0	0	680	0	

(=)

その日の					E	 月					
険料等!					扶養親加	矢等の数				Z	丙
給与等σ	O金額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満				税	額				税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	305	210	115	20	0	0	0	0	710	0
7,100	7,200	310	215	120	25	0	0	0	0	730	0
7,200	7,300	315	220	125	30	0	0	0	0	760	0
7,300	7,400	325	225	130	35	0	0	0	0	780	0
7,400	7,500	330	235	140	45	0	0	0	0	810	0
7,500	7,600	335	240	145	50	0	0	0	0	840	0
7,600	7,700	340	245	150	55	0	0	0	0	870	0
7,700	7,800	350	255	160	65	0	0	0	0	900	0
7,800	7,900	355	260	165	70	0	0	0	0	930	0
7,900	8,000	360	265	175	75	0	0	0	0	960	0
8,000	8,100	365	270	175	80	0	0	0	0	990	0
8,100	8,200	375	280	185	90	0	0	0	0	1,020	0
8,200	8,300	380	285	190	95	0	0	0	0	1,050	0
8,300	8,400	385	290	195	100	5	0	0	0	1,080	0
8,400	8,500	390	295	200	105	10	0	0	0	1,110	0
8,500	8,600	400	305	210	115	20	0	0	0	1,140	0
8,600	8,700	405	310	215	120	25	0	0	0	1,170	0
8,700	8,800	410	315	220	125	30	0	0	0	1,200	0
8,800	8,900	415	320	225	130	35	0	0	0	1,230	0
8,900	9,000	425	330	235	140	45	0	0	0	1,260	0
9,000	9,100	430	335	240	145	50	0	0	0	1,290	0
9,100	9,200	435	340	245	150	55	0	0	0	1,320	0
9,200	9,300	440	345	250	155	60	0	0	0	1,350	0
9,300	9,400	450	355	260	165	70	0	0	0	1,380	6
9,400	9,500	455	360	265	170	75	0	0	0	1,410	12
9,500	9,600	460	365	270	175	80	0	0	0	1,440	18
9,600	9,700	465	370	275	180	85	0	0	0	1,470	25
9,700	9,800	475	380	285	190	95	0	0	0	1,500	31
9,800	9,900	480	385	290	195	100	5	0	0	1,520	37
9,900	10,000	485	390	295	200	105	10	0	0	1,540	43
10,000	10,100	495	400	305	210	115	20	0	0	1,560	50
10,100	10,200	500	405	310	215	120	25	0	0	1,580	56
10,200	10,300	505	410	315	220	125	30	0	0	1,600	62
10,300	10,400	515	420	325	230	135	40	0	0	1,620	69
10,400	10,500	520	425	330	235	140	45	0	0	1,640	75
10,500	10,600	530	435	340	245	150	55	0	0	1,660	81
10,600	10,700	535	440	345	250	155	60	0	0	1,670	88
10,700	10,800	545	450	355	260	165	70	0	0	1,690	94
10,800	10,900	550	455	360	265	170	75 25	0	0	1,710	110
10,900	11,000	560	465	370	275	180	85	0	0	1,730	106
11,000	11,100	565	470	375	280	185	90	0	0	1,750	113
11,100	11,200	570	475	380	285	190	95	0	0	1,770	119
11,200	11,300	580	485	390	295	200	105	10	0	1,790	125
11,300	11,400	585	490	395	300	205	110	15	0	1,810	132
11,400	11,500	595	500	405	310	215	120	25	0	1,830	138
11,500	11,600	600	505	410	315	220	125	30	0	1,850	144
11,600	11,700	610	515	420	325	230	135	40	0	1,870	151
11,700	11,800	615	520 520	425	330	235	140	45	0	1,900	157
11,800	11,900	625	530	435	340	245	145	50	0	1,920	163

 11,900
 12,000
 630
 535
 440
 345
 250
 155
 60
 0
 1,950
 169

(**Ξ**)

	 その日の社会保										
					F					-	_
険料等抗		- 1			扶養親族					Z	丙
給与等の		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満					額				税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	635	540	445	350	255	160	65	0	1,970	176
12,100	12,200	645	550	455	360	265	170	75	0	2,000	182
12,200	12,300	650	555	460	365	270	175	80	0	2,030	188
12,300	12,400	660	565	470	375	280	185	90	0	2,050	195
12,400	12,500	665	570	475	380	285	190	95	0	2,070	201
12,500	12,600	675	580	485	390	295	200	105	10	2,100	207
12,600	12,700	680	585	490	395	300	205	110	15	2,120	214
12,700	12,800	685	590	495	400	305	210	115	20	2,140	220
12,800	12,900	695	600	505	410	315	220	125	30	2,170	226
12,900	13,000	700	605	510	415	320	225	130	35	2,190	232
13,000	13,100	710	615	520	425	330	235	140	45	2,220	239
13,100	13,200	715	620	525	430	335	240	145	50	2,270	245
13,200	13,300	725	630	535	440	345	250	155	60	2,320	251
13,300	13,400	730	635	540	445	350	255	160	65	2,360	258
13,400	13,500	740	645	550	455	360	265	170	75	2,410	264
13,500	13,600	745	650	555	460	365	270	175	80	2,460	270
13,600	13,700	750	655	560	465	370	275	180	85	2,500	277
13,700	13,800	760	665	570	475	380	285	190	95	2,550	283
13,800	13,900	765	670	575	480	385	290	195	100	2,600	291
13,900	14,000	775	680	585	490	395	300	205	110	2,640	298
14,000	14,100	780	685	590	495	400	305	210	115	2,690	305
14,100	14,200	790	695	600	505	410	315	220	125	2,740	312
14,200	14,300	795	700	605	510	415	320	225	130	2,780	319
14,300	14,400	805	710	615	520	425	325	230	135	2,830	327
14,400	14,500	810	715	620	525	430	335	240	145	2,880	334
14,500	14,600	815	720	625	530	435	340	245	150	2,930	341
14,600	14,700	825	730	635	540	445	350	255	160	2,970	348
14,700	14,800	840	735	640	545	450	355	260	165	3,020	355
14,800	14,900	855	745	650	555	460	365	270	175	3,070	363
14,900	15,000	865	750	655	560	465	370	275	180	3,110	370
15,000	15,100	880	760	665	570	475	380	285	190	3,160	377
15,100	15,200	895	765	670	575	480	385	290	195	3,210	384
15,200	15,300	910	770	675	580	485	390	295	200	3,250	391
15,300	15,400	925	780	685	590	495	400	305	210	3,300	399
15,400	15,500	940	785	690	595	500	405	310	215	3,350	406
15,500	15,600	955	795	700	605	510	415	320	225	3,390	413
15,600	15,700	970	800	705	610	515	420	325	230	3,440	420
15,700	15,800	980	810	715	620	525	430	335	240	3,490	427
15,800	15,900	995	815	720	625	530	435	340	245	3,540	435
15,900	16,000	1,010	825	730	635	540	445	350	255	3,580	442
16,000	16,100	1,025	835	735	640	545	450	355	260	3,630	449
16,100	16,200	1,040	850	740	645	550	455	360	265	3,680	456
16,200	16,300	1,055	865	750	655	560	465	370	275	3,720	463
16,300	16,400	1,070	880	755	660	565	470	375	280	3,770	471
16,400	16,500	1,085	895	765	670	575	480	385	290	3,820	478
16,500	16,600	1,100	910	770	675	580	485	390	295	3,860	485
16,600	16,700	1,110	920	780	685	590	495	400	305	3,910	492
16,700	16,800	1,125	935	785	690	595	500	405	310	3,960	499
16,800	16,900	1,140	950	795	700	605	505	410	315	4,010	507
16,900	17,000	1,155	965	800	705	610	515	420	325	4,050	514

(四)

その日の社会保				E	P P					
険料等控除後の				扶養親族	矢等の数				Z	丙
給与等の金額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		

以上	未満				税	額				税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,170	980	805	710	615	520	425	330	4,100	521
17,100	17,200	1,185	995	815	720	625	530	435	340	4,150	528
17,200	17,300	1,200	1,010	820	725	630	535	440	345	4,190	535
17,300	17,400	1,215	1,025	835	735	640	545	450	355	4,240	543
17,400	17,500	1,225	1,035	845	740	645	550	455	360	4,290	550
17,500	17,600	1,240	1,050	860	750	655	560	465	370	4,330	557
17,600	17,700	1,255	1,065	875	755	660	565	470	375	4,380	564
17,700	17,800	1,270	1,080	890	760	665	570	475	380	4,430	571
17,800	17,900	1,285	1,095	905	770	675	580	485	390	4,470	579
17,900	18,000	1,300	1,110	920	775	680	585	490	395	4,520	586
18,000	18,100	1,315	1,125	935	785	690	595	500	405	4,570	593
18,100	18,200	1,330	1,140	950	790	695	600	505	410	4,620	600
18,200	18,300	1,340	1,150	960	800	705	610	515	420	4,660	607
18,300	18,400	1,355	1,165	975	805	710	615	520	425	4,710	615
18,400	18,500	1,375	1,185	995	815	720	625	530	435	4,760	622
18,500	18,600	1,390	1,200	1,010	820	725	630	535	440	4,800	629
18,600	18,700	1,405	1,215	1,025	835	735	640	545	450	4,850	636
18,700	18,800	1,420	1,230	1,040	850	745	650	555	460	4,890	643
18,800	18,900	1,440	1,250	1,060	870	750	655	560	465	4,940	651
18,900	19,000	1,455	1,265	1,075	885	760	665	570	475	4,990	658
19,000	19,100	1,470	1,280	1,090	900	765	670	575	480	5,030	665
19,100	19,200	1,485	1,295	1,105	915	775	680	585	490	5,080	672
19,200	19,300	1,505	1,315	1,125	935	785	690	595	500	5,120	679
19,300	19,400	1,520	1,330	1,140	950	790	695	600	505	5,170	687
19,400	19,500	1,535	1,345	1,155	965	800	705	610	515	5,210	694
19,500	19,600	1,550	1,360	1,170	980	810	715	620	525	5,260	701
19,600	19,700	1,570	1,380	1,185	995	815	720	625	530	5,300	708
19,700	19,800	1,585	1,395	1,205	1,015	825	730	635	540	5,340	715
19,800	19,900	1,600	1,410	1,220	1,030	840	735	640	545	5,390	723
19,900	20,000	1,615	1,425	1,235	1,045	855	745	650	555	5,430	730
20,000	20,100	1,630	1,440	1,250	1,060	870	755	660	565	5,470	737
20,100	20,200	1,650	1,460	1,270	1,080	890	760	665	570	5,520	744
20,200	20,300	1,665	1,475	1,285	1,095	905	770	675	580	5,560	751
20,300	20,400	1,680	1,490	1,300	1,110	920	780	685	585	5,600	759
20,400	20,500	1,695	1,505	1,315	1,125	935	785	690	595	5,640	766
20,500	20,600	1,715	1,525	1,335	1,145	955	795	700	605	5,690	773
20,600	20,700	1,730	1,540	1,350	1,160	970	800	705	610	5,730	780
20,700	20,800	1,745	1,555	1,365	1,175	985	810	715	620	5,770	787
20,800	20,900	1,760	1,570	1,380	1,190	1,000	820	725	630	5,810	795
20,900	21,000	1,780	1,590	1,400	1,210	1,020	830	730	635	5,860	802
21,000	21,100	1,795	1,605	1,415	1,225	1,035	845	740	645	5,900	809
21,100	21,200	1,810	1,620	1,430	1,240	1,050	860	745	650	5,940	816
21,200	21,300	1,825	1,635	1,445	1,255	1,065	875	755	660	5,990	823
21,300	21,400	1,845	1,655	1,465	1,275	1,085	895	765	670	6,030	831
21,400	21,500	1,860	1,670	1,480	1,290	1,100	910	770	675	6,070	838
21,500	21,600	1,875	1,685	1,495	1,305	1,115	925	780	685	6,110	845
21,600	21,700	1,890	1,700	1,510	1,320	1,130	940	790	695	6,160	852
21,700	21,800	1,910	1,720	1,530	1,340	1,145	955	795	700	6,190	859
21,800	21,900	1,925	1,735	1,545	1,355	1,165	975	805	710	6,210	867
21,900	22,000	1,940	1,750	1,560	1,370	1,180	990	810	715	6,240	874

(五)

その日の	D社会保				F	Ħ					
険料等!	空除後の				扶養親族	笑等の数				Z	丙
給与等Œ	金額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満				税額	税額					
円	円	円									円
22,000	22,100	1,955	1,765	1,575	1,385	1,195	1,005	820	725	6,270	881
22,100	22,200	1,975	1,785	1,590	1,400	1,210	1,020	830	735	6,300	888
22,200	22,300	1,990	1,800	1,610	740	6,330	895				

22,300	22,400	2,005	1,815	1,625	1,435	1,245	1,055	865	750	6,360	903
22,400	22,500	2,020	1,830	1,640	1,450	1,260	1,070	880	760	6,380	910
22,500	22,600	2,035	1,845	1,655	1,465	1,275	1,085	895	765	6,410	917
22,600	22,700	2,055	1,865	1,675	1,485	1,295	1,105	915	775	6,440	924
22,700	22,800	2,070	1,880	1,690	1,500	1,310	1,120	930	780	6,470	931
22,800	22,900	2,085	1,895	1,705	1,515	1,325	1,135	945	790	6,500	939
22,900	23,000	2,100	1,910	1,720	1,530	1,340	1,150	960	800	6,530	946
23,000	23,100	2,120	1,930	1,740	1,550	1,360	1,170	980	805	6,560	953
23,100	23,200	2,135	1,945	1,755	1,565	1,375	1,185	995	815	6,580	960
23,200	23,300	2,150	1,960	1,770	1,580	1,390	1,200	1,010	820	6,610	967
23,300	23,400	2,165	1,975	1,785	1,595	1,405	1,215	1,025	835	6,640	975
23,400	23,500	2,185	1,995	1,805	1,615	1,425	1,235	1,045	855	6,670	982
23,500	23,600	2,200	2,010	1,820	1,630	1,440	1,250	1,060	870	6,700	989
23,600	23,700	2,215	2,025	1,835	1,645	1,455	1,265	1,075	885	6,750	996
23,700	23,800	2,230	2,040	1,850	1,660	1,470	1,280	1,090	900	6,790	1,003
23,800 23,900	23,900	2,250 2,265	2,060	1,870	1,680	1,490 1,505	1,300 1,315	1,110 1,125	915 935	6,840 6,880	1,011 1,018
24,000	24,000 24,100	2,280	2,075 2,090	1,885 1,900	1,695 1,710	1,505	1,313	1,140	950	6,930	1,016
24,000	24,100	2,280	2,090	1,900	1,710	1,535	1,345	1,155	965	6,970	1,023
24,200	24,300	2,315	2,125	1,935	1,745	1,550	1,360	1,170	980	7,020	1,032
24,300	24,400	2,330	2,140	1,950	1,760	1,570	1,380	1,190	1,000	7,060	1,047
24,400	24,500	2,345	2,155	1,965	1,775	1,585	1,395	1,205	1,015	7,110	1,054
24,500	24,600	2,360	2,170	1,980	1,790	1,600	1,410	1,220	1,030	7,150	1,061
24,600	24,700	2,380	2,190	1,995	1,805	1,615	1,425	1,235	1,045	7,200	1,068
24,700	24,800	2,395	2,205	2,015	1,825	1,635	1,445	1,255	1,065	7,240	1,075
24,800	24,900	2,410	2,220	2,030	1,840	1,650	1,460	1,270	1,080	7,290	1,083
24,900	25,000	2,425	2,235	2,045	1,855	1,665	1,475	1,285	1,095	7,330	1,090
25,000	25,100	2,440	2,250	2,060	1,870	1,680	1,490	1,300	1,110	7,380	1,097
25,100	25,200	2,460	2,270	2,080	1,890	1,700	1,510	1,320	1,130	7,420	1,105
25,200	25,300	2,475	2,285	2,095	1,905	1,715	1,525	1,335	1,145	7,470	1,113
25,300	25,400	2,490	2,300	2,110	1,920	1,730	1,540	1,350	1,160	7,510	1,121
25,400	25,500	2,505	2,315	2,125	1,935	1,745	1,555	1,365	1,175	7,560	1,134
25,500	25,600	2,525	2,335	2,145	1,955	1,765	1,575	1,385	1,195	7,600	1,150
25,600 25,700	25,700 25,800	2,540 2,555	2,350 2,365	2,160 2,175	1,970 1,985	1,780 1,795	1,590 1,605	1,400 1,415	1,210 1,225	7,650 7,690	1,167 1,183
25,700	25,800	2,550	2,380	2,173	2,000	1,793	1,620	1,413	1,240	7,740	1,103
25,900	26,000	2,590	2,400	2,210	2,020	1,830	1,640	1,450	1,260	7,780	1,135
26,000	26,100	2,605	2,415	2,225	2,035	1,845	1,655	1,465	1,275	7,830	1,231
26,100	26,200	2,620	2,430	2,240	2,050	1,860	1,670	1,480	1,290	7,870	1,248
26,200	26,300	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	1,685	1,495	1,305	7,920	1,264
26,300	26,400	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	1,515	1,320	7,960	1,280
26,400	26,500	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	1,720	1,530	1,340	8,010	1,296
26,500	26,600	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	1,735	1,545	1,355	8,050	1,312
26,600	26,700	2,700	2,510	2,320	2,130	1,940	1,750	1,560	1,370	8,100	1,329
26,700	26,800	2,720	2,530	2,340	2,150	1,955	1,765	1,575	1,385	8,140	1,345
26,800	26,900	2,735	2,545	2,355	2,165	1,975	1,785	1,595	1,405	8,190	1,361
26,900	27,000	2,750	2,560	2,370	2,180	1,990	1,800	1,610	1,420	8,230	1,377

(六)

(/ \	.)										
その日の	D社会保				F	Ħ					
険料等!	空除後の				扶養親族	矢等の数				Z	丙
給与等Œ	金額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満				税	額				税額	税額
円	円	田	田	田	円	円	円	田	田	田	円
27,000	27,100	2,765	2,575	2,385	2,195	2,005	1,815	1,625	1,435	8,280	1,393
27,100	27,200	2,785	2,595	2,400	2,210	2,020	1,830	1,640	1,450	8,320	1,410
27,200	27,300	2,800	2,610	2,420	2,230	2,040	1,850	1,660	1,470	8,370	1,426
27,300	27,400	2,815	2,625	2,435	2,245	2,055	1,865	1,675	1,485	8,420	1,442
27,400	27,500	2,830	2,640	2,450	2,260	2,070	1,880	1,690	1,500	8,460	1,458
27,500	27,600	2,845	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	1,515	8,510	1,474
27,600	27,700	2,865	2,675	2,485	2,295	2,105	1,915	1,725	1,535	8,550	1,491
27,700	27,800	2,880	2,690	2,500	2,310	2,120	1,930	1,740	1,550	8,600	1,507
27,800	27,900	2,895	2,705	2,515	2,325	2,135	1,945	1,755	1,565	8,640	1,523

27,900	28,000	2,915	2,725	2,535	2,345	2,155	1,965	1,775	1,585	8,690	1,539
28,000	28,100	2,930	2,740	2,550	2,360	2,170	1,980	1,770	1,600	8,730	1,555
28,100	28,200	2,950	2,760	2,570	2,380	2,170	1,995	1,805	1,615	8,780	1,572
28,200	28,300	2,965	2,775	2,585	2,395	2,205	2,015	1,825	1,635	8,820	1,588
28,300	28,400	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	1,840	1,650	8,870	1,604
28,400	28,500	3,000	2,730	2,620	2,410	2,240	2,050	1,860	1,670	8,910	1,620
28,500	28,600	3,000	2,825	2,635	2,430	2,255	2,065	1,875	1,685	8,960	1,636
28,600	28,700	3,035	2,845	2,655	2,445	2,275	2,005	1,895	1,705	9,000	1,653
28,700	28,800	3,050	2,860	2,670	2,480	2,273	2,003	1,893	1,703	9,050	1,669
28,800	28,900	3,030	2,800	2,670	2,400		2,100	1,910	1,720	9,030	1,685
	· ·		-			2,305			-		
28,900	29,000	3,085	2,895	2,705	2,515	2,325	2,135	1,945	1,755	9,140	1,701
29,000	29,100	3,100	2,910	2,720	2,530	2,340	2,150	1,960	1,770	9,180	1,717
29,100	29,200	3,120	2,930	2,740	2,550	2,360	2,170	1,980	1,790	9,230	1,734
29,200	29,300	3,135	2,945	2,755	2,565	2,375	2,185	1,995	1,805	9,270	1,750
29,300	29,400	3,155	2,965	2,775	2,585	2,395	2,205	2,015	1,820	9,320	1,766
29,400	29,500	3,175	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	1,840	9,360	1,782
29,500	29,600	3,195	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	2,045	1,855	9,410	1,798
29,600	29,700	3,215	3,015	2,825	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	9,450	1,815
29,700	29,800	3,230	3,030	2,840	2,650	2,460	2,270	2,080	1,890	9,500	1,831
29,800	29,900	3,250	3,050	2,860	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	9,540	1,847
29,900	30,000	3,270	3,065	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	9,590	1,863
30,000	30,100	3,290	3,085	2,895	2,705	2,510	2,320	2,130	1,940	9,630	1,879
30,100	30,200	3,310	3,100	2,910	2,720	2,530	2,340	2,150	1,960	9,680	1,896
30,200	30,300	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	2,165	1,975	9,720	1,912
30,300	30,400	3,345	3,135	2,945	2,755	2,565	2,375	2,185	1,995	9,770	1,928
30,400	30,500	3,365	3,155	2,960	2,770	2,580	2,390	2,200	2,010	9,810	1,944
30,500	30,600	3,385	3,175	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	9,860	1,960
30,600	30,700	3,405	3,190	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	2,045	9,900	1,977
30,700	30,800	3,420	3,210	3,010	2,820	2,630	2,440	2,250	2,060	9,950	1,993
30,800	30,900	3,440	3,230	3,030	2,840	2,650	2,460	2,270	2,080	9,990	2,009
30,900	31,000	3,460	3,250	3,045	2,855	2,665	2,475	2,285	2,095	10,040	2,025
31,000	31,100	3,480	3,270	3,065	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	10,090	2,041
31,100	31,200	3,500	3,285	3,080	2,890	2,700	2,510	2,320	2,130	10,130	2,058
31,200	31,300	3,515	3,305	3,100	2,910	2,720	2,530	2,335	2,145	10,170	2,074
31,300	31,400	3,535	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	2,165	10,220	2,090
31,400	31,500	3,555	3,345	3,135	2,940	2,750	2,560	2,370	2,180	10,270	2,106
31,500	31,600	3,575	3,365	3,150	2,960	2,770	2,580	2,390	2,200	10,310	2,122
31,600	31,700	3,595	3,380	3,170	2,975	2,785	2,595	2,405	2,215	10,360	2,139
31,700	31,800	3,610	3,400	3,190	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	10,400	2,155
31,800	31,900	3,630	3,420	3,210	3,010	2,820	2,630	2,440	2,250	10,450	2,171
31,900	32,000	3,650	3,440	3,230	3,025	2,835	2,645	2,455	2,265	10,490	2,187

(七)

その日の	り社会保				Ħ	3					
険料等 持	空除後の				扶養親於	等の数				Z	丙
給与等の	O金額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満				税	額				税額	税額
円	円	円	円	田	円	円	田	田	円	円	円
32,000	32,100	3,670	3,460	3,245	3,045	2,855	2,665	2,475	2,285	10,540	2,203
32,100	32,200	3,690	3,475	3,265	3,060	2,870	2,680	2,490	2,300	10,580	2,220
32,200	32,300	3,705	3,495	3,285	3,080	2,890	2,700	2,510	2,320	10,630	2,236
32,300	32,400	3,725	3,515	3,305	3,095	2,905	2,715	2,525	2,335	10,670	2,252
32,400	32,500	3,750	3,535	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	10,720	2,268
32,500	32,600	3,780	3,555	3,340	3,130	2,940	2,750	2,560	2,370	10,760	2,284
32,600	32,700	3,805	3,570	3,360	3,150	2,955	2,765	2,575	2,385	10,810	2,301
32,700	32,800	3,835	3,590	3,380	3,170	2,975	2,785	2,595	2,405	10,850	2,317
32,800	32,900	3,865	3,610	3,400	3,190	2,990	2,800	2,610	2,420	10,900	2,333
32,900	33,000	3,890	3,630	3,420	3,205	3,010	2,820	2,630	2,440	10,940	2,349
33,000	33,100	3,920	3,650	3,435	3,225	3,025	2,835	2,645	2,455	10,990	2,365
33,100	33,200	3,950	3,665	3,455	3,245	3,045	2,850	2,660	2,470	11,030	2,382
33,200	33,300	3,980	3,685	3,475	3,265	3,060	2,870	2,680	2,490	11,080	2,398
33,300	33,400	4,005	3,705	3,495	3,285	3,075	2,885	2,695	2,505	11,120	2,414
33,400	33,500	4,035	3,725	3,515	3,300	3,095	2,905	2,715	2,525	11,170	2,430

33,500	33,600	4,065	3,745	3,530	3,320	3,110	2,920	2,730	2,540	11,210	2,446
33,600	33,700	4,090	3,775	3,550	3,340	3,130	2,940	2,750	2,560	11,260	2,463
33,700	33,800	4,120	3,805	3,570	3,360	3,145	2,955	2,765	2,575	11,300	2,479
33,800	33,900	4,150	3,830	3,590	3,380	3,165	2,970	2,780	2,590	11,350	2,495
33,900	34,000	4,175	3,860	3,610	3,395	3,185	2,990	2,800	2,610	11,390	2,511
34,000	34,100	4,205	3,890	3,625	3,415	3,205	3,005	2,815	2,625	11,440	2,527
34,100	34,200	4,235	3,920	3,645	3,435	3,225	3,025	2,835	2,645	11,480	2,544
34,200	34,300	4,265	3,945	3,665	3,455	3,240	3,040	2,850	2,660	11,530	2,560
34,300	34,400	4,290	3,975	3,685	3,475	3,260	3,060	2,870	2,675	11,570	2,576
34,400	34,500	4,320	4,005	3,705	3,490	3,280	3,075	2,885	2,695	11,620	2,592
34,500	34,600	4,350	4,030	3,720	3,510	3,300	3,090	2,900	2,710	11,660	2,608
34,600	34,700	4,375	4,060	3,745	3,530	3,320	3,110	2,920	2,730	11,710	2,625
34,700	34,800	4,405	4,090	3,770	3,550	3,335	3,125	2,935	2,745	11,750	2,641
34,800	34,900	4,435	4,115	3,800	3,570	3,355	3,145	2,955	2,765	11,800	2,657
34,900	35,000	4,460	4,145	3,830	3,585	3,375	3,165	2,970	2,780	11,840	2,673
35,000	35,100	4,490	4,175	3,855	3,605	3,395	3,185	2,985	2,795	11,890	2,689
35,100	35,200	4,520	4,205	3,885	3,625	3,415	3,200	3,005	2,815	11,930	2,706
35,200	35,300	4,550	4,230	3,915	3,645	3,430	3,220	3,020	2,830	11,980	2,722
35,300	35,400	4,575	4,260	3,945	3,665	3,450	3,240	3,040	2,850	12,030	2,738
35,400	35,500	4,605	4,290	3,970	3,680	3,470	3,260	3,055	2,865	12,070	2,754
35,500	35,600	4,635	4,315	4,000	3,700	3,490	3,280	3,075	2,885	12,120	2,770
35,600	35,700	4,660	4,345	4,030	3,720	3,510	3,295	3,090	2,900	12,160	2,787
35,700	35,800	4,690	4,375	4,055	3,740	3,525	3,315	3,105	2,915	12,210	2,803
35,800	35,900	4,720	4,400	4,085	3,770	3,545	3,335	3,125	2,935	12,250	2,819
35,900	36,000	4,745	4,430	4,115	3,795	3,565	3,355	3,145	2,950	12,300	2,835
36,000	36,100	4,775	4,460	4,140	3,825	3,585	3,375	3,160	2,970	12,340	2,851
36,100	36,200	4,805	4,490	4,170	3,855	3,605	3,390	3,180	2,985	12,390	2,868
36,200	36,300	4,835	4,515	4,200	3,885	3,620	3,410	3,200	3,000	12,430	2,884
36,300	36,400	4,860	4,545	4,230	3,910	3,640	3,430	3,220	3,020	12,480	2,900
36,400	36,500	4,890	4,575	4,255	3,940	3,660	3,450	3,240	3,035	12,520	2,916
36,500	36,600	4,920	4,600	4,285	3,970	3,680	3,470	3,255	3,055	12,570	2,932
36,600	36,700	4,945	4,630	4,315	3,995	3,700	3,485	3,275	3,070	12,610	2,949
36,700	36,800	4,975	4,660	4,340	4,025	3,715	3,505	3,295	3,090	12,660	2,965
36,800	36,900	5,005	4,685	4,370	4,055	3,735	3,525	3,315	3,105	12,700	2,981
36,900	37,000	5,030	4,715	4,400	4,080	3,765	3,545	3,335	3,120	12,750	2,997

(八)

その日の社	+ 今 保				Ħ	3					
険料等控除					扶養親族					Z	丙
給与等の金		0.1	1	2 1			ЕТ	6 1	7 1	ی	ΡŊ
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	IM OX	14 ex
以上	未満				税					税額	税額
_	_	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
37,000		5,045	4,730	4,415	4,095	3,780	3,555	3,345	3,130	12,790	3,013
37,000円を	超え	37,000円	∃の場合の)税額に、	その日の	社会保険料	科等控除征	後の給与₹	等の金額	12,790	3,013
58,500円に	満た	のうち37	7,000円を	超える金	額の28.5	%に相当す	する金額を	を加算し#	と金額	円に、	円に、
ない金額										その日	その日
										の社会	の社会
										保険料	保険料
										等控除	等控除
										後の給	後の給
										与等の	与等の
										金額の	金額の
										うち3	うち3
										7,000	7,000
										円を超	円を超
										える金	える金
										額の3	額の2
										5 % に	2 % に
										相当す	相当す
										る金額	る金額
										を加算	を加算
										した金	した金
										額	額

									1	
50 500 TI	円	円	円		円	円	円	円		円
58,500円				10,225	9,910	9,685	9,475	9,260		7,743
58,500円を超え				その日の						7,743
る金額	07550	5,500円を	他んる並	額の35%		の並領でん	川昇した。	立賀		円に、 その日
										の社会
										保険料
										等控除
										後の給
										与等の
										金額の
										うち5
										8,500
										円を超
										える金
										額の2
										8%に
										相当す
										る金額
										を加算
										した金
										額
扶養親族等の数か					の数が7.	人の場合の	の税額から	ら、その	従たる	
7人を超える1人	、ごとに95	円を控除	した金額						給与に	
									ついて	
									の扶養	
									控除等 申告書	
									が提出	
									が提出	
									いる場	
									合に	
									は、当	
									該申告	
									書に記	
									載され	
									た扶養	
									親族等	
									の数に	
									応じ、	
									扶養親	
									族等 1	
									人こと	
									に95円 を、上	
									の各欄	
									によっ	
									て求め	
									た税額	
									から控	
									除した	
									金額	

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (一) 「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税 法第二条第一項第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十二号に規定する 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。
 - (二) 「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対 象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

- (三) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料 及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十四条第四項に 規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十五条 第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考)税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から 控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、 (1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の 金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応 じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求 める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、 (1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして (2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、 寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が所 得税法第二条第一項第三十二号ロ又は八に掲げる者に該当するときは、当該 申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項 に規定する書類の提出又は提示があったとき)は、扶養親族等の数にこれら の一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養 親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその 障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親 族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した

金額)が、その求める税額である。

(2)その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 平成18年1月1日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第十一 条関係)

賞与の金	甲							
額に乗ず		扶養親族等の数						
べき率	0	人	1	人	2	人	3	人
		前月	の社会係	R 険料等排	空除後の約	合与等の会	金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	64千円	月未満	88千円	日未満	122千日	円未満	157千日	円未満
2	64	69	88	95	122	136	157	175
4	69	75	95	109	136	154	175	198
6	75	82	109	349	154	378	198	403
8	82	350	349	381	378	407	403	432
10	350	385	381	413	407	439	432	466
12	385	418	413	447	439	476	466	505
14	418	525	447	525	476	525	505	551
16	525	698	525	721	525	744	551	766
18	698	735	721	759	744	783	766	807
20	735	776	759	801	783	826	807	853
22	776	821	801	849	826	878	853	906
24	821	875	849	906	878	936	906	967
26	875	951	906	983	936	1,016	967	1,048
28	951	1,331	983	1,356	1,016	1,382	1,048	1,407
30	1,331	1,471	1,356	1,498	1,382	1,526	1,407	1,554
32	1,471	1,745	1,498	1,778	1,526	1,811	1,554	1,844
35	1,745千円以上		1,778千	円以上	1,811干	円以上	1,844干	円以上

								Z	١,٩
4	人	5	人	6	人	7人	以上		
							前月の 険料等 の給与 額	控除後	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
192=	千円未満	2257	F 円未満	256=	F円未満	286=	F円未満		
192	214	225	247	256	281	286	314		

1 044	007	0.47	074	004	044	044	040		l I
214	237	247	274	281	311	314	348		
237	426	274	449	311	472	348	495		
426	457	449	481	472	506	495	530		
457	492	481	519	506	545	530	574	278千日	円未満
492	533	519	563	545	594	574	622		
533	586	563	616	594	647	622	677		
586	789	616	812	647	835	677	859		
789	831	812	856	835	881	859	907		
831	880	856	907	881	933	907	960	278	510
880	935	907	963	933	992	960	1,021		
935	997	963	1,028	992	1,059	1,021	1,089		
997	1,081	1,028	1,114	1,059	1,146	1,089	1,179		
1,081	1,432	1,114	1,457	1,146	1,482	1,179	1,508		
1,432	1,582	1,457	1,610	1,482	1,638	1,508	1,665	510	563
1,582	1,877	1,610	1,910	1,638	1,943	1,665	1,976		
1,877千	円以上	1,910干	円以上	1,943干	円以上	1,976 ⊺	円以上	563千日	円以上

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (一) 「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法 第二条第一項第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十二号に規定する障 害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。
 - (二) 「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対 象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。
 - (三) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料 及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
 - (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十四条第四項に 規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
 - (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十五条 第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。
- (備考) 賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。
 - (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、(四) に該当する場合を除き、
 - (1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において 同じ。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額 (以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除し た金額を求める。
 - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

- (二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又は八に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)については、(四)に該当する場合を除き、
 - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を 控除した金額を求める。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の 給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
- (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、所得税法第百八十六条第一項第一号口若しくは第二号口又は第二項の規定(同条第三項の規定を含む。)により税額を計算する。
- (五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次に掲げる規定 平成十七年七月一日
 - イ 第一条中所得税法第二百二十八条の三の改正規定(「記録した」の下に「光デ

- ィスク、」を加える部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分 に限る。)及び附則第九条の規定
- ロ 第三条の規定及び附則第十三条の規定
- ハ 第五条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十 一条の十二第二十三項の改正規定(「記録した」の下に「光ディスク、」を加え る部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分に限る。)及び同 法第四十一条の十四の改正規定並びに附則第二十四条、第二十七条及び第二十八 条の規定
- ニ 第六条の規定及び附則第五十九条の規定
- 二 次に掲げる規定 平成十七年十月一日
 - イ 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規 定(同表第三十四号の六(一)に掲げる登録に係る部分に限る。)
 - 口 第五条中租税特別措置法第二十六条第二項の改正規定、同法第三十七条の十一 第一項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第三項第一号の改正規定、 同法第五十六条を削る改正規定、同法第五十六条の二第十二項、第十四項、第十 六項及び第十八項の改正規定、同条を同法第五十六条とする改正規定、同法第五 十六条の三第十項の改正規定、同条を同法第五十六条の二とする改正規定、同法 第六十八条の四十七の改正規定、同法第六十八条の四十八の改正規定並びに同法 第六十八条の四十九の改正規定並びに附則第二十条、第二十三条、第三十四条第 二項、第四十八条第二項及び第七十四条の規定
- 三 次に掲げる規定 平成十八年一月一日
 - イ 第一条中所得税法第百七十四条第七号の改正規定及び附則第七条の規定
 - ロ 第五条中租税特別措置法第四十一条の四の次に一条を加える改正規定
 - ハ 第八条の規定及び附則第六十一条から第六十四条までの規定
- 四 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定(同表第四十六号の三に係る部分に限る。) 平成十八年二月一日
- 五 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定(同表第四十六号の四に係る部分に限る。) 平成十八年三月一日
- 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日
 - イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定(同表第八号の二(一)に掲げる登記に係る部分並びに同号(三)及び(四)に掲げる登記に係る部分のうち同号(一)に掲げる登記に係る部分を除く。)並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八条中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十八号)附則第二条第三項の改正規定
 - ロ 第五条中租税特別措置法第八十四条の四の改正規定(同条第一項第一号に掲げ

- る登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲 げる登記に係る部分を除く。)
- 七 次に掲げる規定 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第号)の施行の日
 - イ 第一条中所得税法第二百二十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十八条の三の改正規定(「(信託に関する計算書)」の下に「、第二百二十七条の二(有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書)」を加える部分及び「第二百二十七条、」を「第二百二十七条、第二百二十七条の二、」に改める部分に限る。)
 - 口 第五条中租税特別措置法第二十七条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条の十一の次に二条を加える改正規定(第六十七条の十三に係る部分に限る。)及び同法第六十八条の百五の次に二条を加える改正規定(第六十八条の百五の三に係る部分に限る。)並びに附則第四十条第二項及び第五十三条第二項の規定
- 八 次に掲げる規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部 を改正する法律の施行の日
 - イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定(同表 第八号の二(一)に掲げる登記に係る部分並びに同号(三)及び(四)に掲げる 登記に係る部分のうち同号(一)に掲げる登記に係る部分に限る。)
 - 口 第五条中租税特別措置法第八十四条の四の改正規定(同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分に限る。)
- 九 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の二の次に次のように加える改正規定 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (平成十六年法律第六十九号)の施行の日
- 十 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の四の次に次のように加える改正規定 (同表第二十九号の十に係る部分に限る。) 薬事法及び採血及び供血あつせん業 取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行の日
- 十一 第四条中登録免許税法別表第一第三十一号の改正規定及び同号の次に次のように加える改正規定商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)の施行の日
- 十二 第四条中登録免許税法別表第一第三十三号の二の改正規定(同号(二)に掲げる揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十七条の十二第一項において準用する同法第十七条の三第二項の登録に係る部分及び同法第十七条の十二第二項又は第三項において準用する同法第十七条の四第三項の登録に係る部分に限る。) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正

する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日

- 十三 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規定(同表第三十四号の七に係る部分に限る。) 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第七十六号)附則第一条第三号に定める日
- 十四 第四条中登録免許税法別表第一第四十号の改正規定 港湾の活性化のための港 湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条第二号に定める日の翌日
- 十五 第四条中登録免許税法別表第一第四十一号の二の次に次のように加える改正規定 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十五号)附則第一条ただし書に規定する日
- 十六 第四条中登録免許税法別表第一第四十三号の改正規定 旅行業法の一部を改正 する法律(平成十六年法律第七十二号)の施行の日
- 十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七号の二及び第四十八号の改正規定(同号(二)に掲げる登録に係る部分に限る。) 電波法及び有線電気通信法の一部を 改正する法律(平成十六年法律第四十七号)附則第一条第三号に定める日
- 十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のように加える改正規定(同表第五十四号に係る部分に限る。) 警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)の施行の日
- 十九 第五条中租税特別措置法第十条の四第一項第六号及び第七号の改正規定、同項 に一号を加える改正規定、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十 三第一項第一号の改正規定、同法第四十二条の七第一項第六号及び第七号の改正規 定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定(「、第五号又は第六 号」を「又は第五号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十第一項の改正 規定、同法第四十四条の二第一項の改正規定(「平成十七年三月三十一日」を「平 成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を 「百分の七」に改める部分を除く。)、同法第六十六条の十二第一項の改正規定、 同法第六十八条の二第一項の改正規定、同法第六十八条の十二第一項第六号及び第 七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定(「、第五 号又は第六号」を「又は第五号」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十四 第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百九の改正規定(同条第四項中「書類」 の下に「(前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算 に関する明細書)」を加える部分を除く。)並びに附則第十六条、第十七条、第二 十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十九条、第四十三条第一項、第四十 五条、第四十六条及び第五十四条の規定 中小企業経営革新支援法の一部を改正す

る法律(平成十七年法律第 号)の施行の日

- 二十 第五条中租税特別措置法第十四条の二第一項の改正規定(「次項第三号」を 「次項第二号又は第三号」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(同項 第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。)、同法第三十一条の二の改 正規定(同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の 譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める 土地等の譲渡」を加える部分及び同号口に係る部分を除く。)、同法第四十七条の 二第一項の改正規定(「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部 分に限る。)、同条第三項の改正規定(同項第二号を削る部分及び同項第五号に係 る部分を除く。)、同法第六十八条の三十五第一項の改正規定(「第三項第三号」 を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規定 (同項第二号を削る部分を除く。)、同法第八十三条の二(見出しを含む。)の改 正規定及び同法第九十七条の表の改正規定(同表の都道府県の項中「第三十一条の 二第二項第十三号八及び第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第 十五号二」に改める部分及び「第六十二条の三第四項第十三号八及び第十四号二」 を「第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に改める部分並びに同表の 市町村の項中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号 二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に 改める部分に限る。)並びに附則第十八条第十三項、第二十一条第一項、第三十三 条第二十項、第四十七条第二十項及び第六十五条(別表第一租税特別措置法(昭和 三十二年法律第二十六号)の項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八及び第 十四号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」に改める部分及 び「第六十二条の三第四項第十三号八及び第十四号二」を「第六十二条の三第四項 第十四号八及び第十五号ニ」に改める部分並びに同項第二号中「第三十一条の二第 二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第 十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める部分に限る。)の規定 民 間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の 一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条ただし書に規定する
- 二十一 第五条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十六第一項の改正規定並びに附則第十八条第十五項及び第十六項、第三十三条第二十二項及び第二十三項並びに第四十七条第二十二項及び第二十三項の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日
- 二十二 第五条中租税特別措置法第二十八条第一項第三号の改正規定、同法第四十一 条の十二第一項の改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第三号の改正規定 日

本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の施行の日

- 二十三 第五条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定(同項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号口に係る部分に限る。)、同法第三十三条第一項第三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十一号の改正規定(「取得するとき」の下に「(政令で定める場合に該当する場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十四条第一項第三号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第二十一号の改正規定(「取得するとき」の下に「(政令で定める場合に該当する場合を除く。)」を加える部分に限る。)並びに附則第二十一条第二項、第三項及び第八項、第三十五条第一項及び第六項並びに第四十九条第一項及び第六項の規定 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日
- 二十四 第五条中租税特別措置法第三十四条の三第二項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。)、同法第六十五条の五第一項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。)、同法第六十五条の七第一項の表の第十六号の改正規定(「土地等又は」を「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等(同条第二項に規定する特定農業法人が取得をするものに限る。)又は」に改める部分に限る。)、同法第七十六条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第二十一条第九項、第三十五条第七項及び第十項並びに第四十九条第七項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日
- 二十五 第五条中租税特別措置法第五十七条の三の改正規定、同法第五十七条の四第 二項の改正規定及び同法第六十八条の五十三の改正規定並びに附則第三十四条第四 項から第十四項まで及び第四十八条第四項から第十二項までの規定 原子力発電に おける使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成 十七年法律第 号)の施行の日

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税 法(以下附則第九条までにおいて「新所得税法」という。)の規定は、平成十七年分 以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例 にょる

(非居住者又は外国法人の組合事業から生ずる利益に対する所得税の課税に関する経過措置)

第三条 新所得税法第七条第一項第五号、第百六十一条第一号の二、第百七十八条、第百八十条第一項、第二百十二条第一項及び第五項、第二百十四条第一項並びに第二百二十五条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する同号に規定する組合契約に定める新所得税法第二百十二条第五項に規定する計算期間(以下この条において「組合の計算期間」という。)において生ずる同号に掲げる国内源泉所得について適用し、施行日前に開始した組合の計算期間において生じた第一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第八条までにおいて「旧所得税法」という。)第百六十一条第一号に掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等に関する経過措置)

第四条 新所得税法第四十四条の二の規定は、施行日以後に同条に規定する外国所得税 の額が減額される場合について適用し、施行日前に旧所得税法第九十五条第一項に規 定する外国所得税の額が減額された場合については、なお従前の例による。

(外国税額控除に関する経過措置)

第五条 新所得税法第九十五条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国所得税の額が減額される場合について適用し、施行日前に旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合については、なお従前の例による。

(確定申告書の添付書類に関する経過措置)

第六条 新所得税法第百二十条第三項(新所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項(これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。)並びに第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、平成十七年分以後の所得税に係る確定申告書を施行日以後に提出する場合について適用し、施行日前に当該確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

(内国法人が支払を受ける差益に対する所得税の課税に関する経過措置)

第七条 新所得税法第百七十四条第七号の規定は、平成十八年一月一日以後に預入をする同号に規定する預貯金で同日以後に支払を受けるべき同号に掲げる差益について適用する。

(年末調整等に関する経過措置)

- 第八条 新所得税法第百九十条の規定は、平成十七年中に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。
- 2 新所得税法第百九十六条第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第九条 新所得税法第二百二十八条の三の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する 同条に規定する光ディスク等について適用する。

(資産の評価益の益金不算入等に関する経過措置)

- 第十条 法人(第二条の規定による改正後の法人税法(以下附則第十二条までにおいて「新法人税法」という。)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十二条までにおいて同じ。)が施行日前に行った第二条の規定による改正前の法人税法(次条第一項において「旧法人税法」という。)第二十五条第一項に規定する法律の規定に従って行う評価換え及び同項に規定する政令で定める評価換えについては、なお従前の例による。
- 2 新法人税法第二十五条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する評価換えについて適用する。
- 3 新法人税法第二十五条第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

(資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置)

- 第十一条 新法人税法第三十三条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定 する評価換えについて適用し、法人が施行日前に行った旧法人税法第三十三条第二項 に規定する評価換えについては、なお従前の例による。
- 2 新法人税法第三十三条第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる 場合について適用する。

(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置)

- 第十二条 新法人税法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続開始の決定がされる場合について適用する。
- 2 新法人税法第五十九条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度(施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度のうち、附則第十条第三項又は前条第二項に規定する事実の生じた日の属する事業年度で当該事実の生じた日が施行日前であるもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を除く。)の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度(経過事業年度を含む。)の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第三条の規定による改正後の相続税法第五十九条第三項の規定は、平成十七 年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録 免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)の規定は、施行日以後 に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は 登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二(三)、第三十三号の二(二)、第三十三号の三、第三十四号(三)若しくは(四)、第三十四号の三(二)若しくは(三)、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六(二)若しくは(三)、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十二号(三)、第四十三号(三)、第四十三号の二(二)、第四十四号(二)若しくは(三)、第四十五号(二)、第四十五号の二(二)、第四十八号(二)、第四十六号(二)、第四十六号の二、第四十七号の二(二)、第四十八号(三)から(六)まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録(第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。)の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。
- 3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第百二号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。)附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録(施行日以後に受けるものに限る。)は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。
- 4 新登録免許税法別表第一第二十九号の十二(一)、第二十九号の十三、第三十号の 二、第四十七号の二(二)、第四十八号(三)から(五)まで又は第四十八号の四に 掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出し た者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出 に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、 新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付し たものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。
- 5 厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備 法第五条の規定による改正後の作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条 又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生 労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録(施行日 以後に受けるものに限る。)は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三 (一)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

- 6 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)及び(二)中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号(三)中「三万円」とあるのは「一万円」とする。
- 7 新登録免許税法別表第一第三十四号の六(二)又は(三)に掲げる登録の申請書を 平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施 行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、 当該登録については、登録免許税を課さない。
- 8 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、同号(二)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号。(四)において「海洋汚染防止法等改正法」という。)附則第六条第一項」と、同号(三)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十二第一項」と、同号(四)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」と、「)の登録」とあるのは「)又は海洋汚染防止法等改正法附則第十二条第二項(登録検定機関の登録)の登録」と、同号(五)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」と、「)の登録」とあるのは「)とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項」とする。
- 9 附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五(五)に掲げる登録に係る同号(五)の規定の適用については、同号(五)中「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。
- 10 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第九十六号)附則第七条第二項の規定により同法第六条の規定による改正後の気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第九条の登録を受けているものとみなされている者が公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日以後最初に受ける同条の登録(施行日以後に受けるものに限る。)は、新登録免許税法別表第一第四十三号の二(二)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第十五条 第五条の規定による改正後の租税特別措置法(以下附則第五十六条までにおいて「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十六条 新租税特別措置法第十条の四(第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした第五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下附則第五十六条までにおいて「旧租税特別措置法」という。)第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める 日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第十条の五 第一項に規定する経営革新設備等について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作 若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新 設備等については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

- 第十八条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする 同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした 旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、な お従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする 同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした 旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、な お従前の例による。
- 4 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする 同項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取 得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償 却資産については、なお従前の例による。

- 5 新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする 同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等 をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する製造過程管理高度化設備等に ついては、なお従前の例による。
- 6 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項 の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個 人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄 又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 7 旧租税特別措置法第十三条の二第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日以後における同条(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。
- 8 新租税特別措置法第十三条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施 行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資 産について適用する。
- 9 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同 号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限 る。)の規定は、なおその効力を有する。
- 10 新租税特別措置法第十四条(第一項に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。
- 11 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する 特定優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその 効力を有する。
- 12 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第二号 に掲げる建築物については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効 力を有する。
- 13 新租税特別措置法第十四条の二(第二項第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 14 新租税特別措置法第十四条の二(第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

- 15 新租税特別措置法第十五条の規定は、個人が附則第一条第二十一号に定める日以後 に取得又は建設をする新租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等につ いて適用する。
- 16 個人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法 第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を 有する。
- 17 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項各号に定める費用又は 負担金については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第十九条 旧租税特別措置法第二十条の五第一項に規定する日本国際博覧会出展準備金を有する個人の平成十八年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成十七年十二月三十一日までに」とする。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

- 第二十条 新租税特別措置法第二十六条の規定は、平成十七年十月一日以後に行われる 同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、同日前に行われた旧租税特別措 置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。
 - (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
- 第二十一条 新租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する 優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。
- 2 新租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号及び第十四号の規定は、個人が附 則第一条第二十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に 規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行っ た旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該 当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当す る譲渡については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第三十三条(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。
- 4 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二号の規定は、個人が施行日以後に行う 同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税 特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例 による。

- 5 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号の規定は、個人が施行日以後に行う 同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 6 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十七号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。
- 7 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十八号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。
- 8 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十号の規定は、個人が附則第一条第二 十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地 等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第 一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。
- 9 新租税特別措置法第三十四条の三第二項第三号の規定は、個人が附則第一条第二十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。
 - (特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する 経過措置)
- 第二十二条 新租税特別措置法第三十七条の十の二の規定は、施行日以後に同条第一項 に規定する特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった同項に 規定する特定管理株式につき、施行日以後に同項に規定する事実が発生する場合について適用する。
 - (上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過 措置)
- 第二十三条 新租税特別措置法第三十七条の十一(第一項第三号に係る部分に限る。)、第三十七条の十一の三(第八項に係る部分を除く。)、第三十七条の十一の四、第三十七条の十一の五及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が平成十七年十月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
 - (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に係る報告書に関する 経過措置)
- 第二十四条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の規定は、平成十七年九月 一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。
 - (特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置)
- 第二十五条 新租税特別措置法第三十七条の十三(第一項第一号に係る部分に限る。) 並びに同号に係る新租税特別措置法第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三 の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に払込みにより取得をする同項 第一号に定める特定株式について適用し、個人が同日前に払込みにより取得をした旧

租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第三十七条の十三(第一項第四号に係る部分に限る。)並びに同 号に係る新租税特別措置法第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三の規定は、 個人が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。 (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
- 第二十六条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第四十条の四第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定 外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の 金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会 社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損 の金額については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第四十条の五第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定 する外国関係信託につき施行日以後に生ずる同項第四号に掲げる事実について適用す る。
 - (償還差益等に係る分離課税等の特例に係る特定振替国債等の譲渡対価の支払調書等 に関する経過措置)
- 第二十七条 新租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項の規定は、平成十七年九月 一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。
 - (先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)
- 第二十八条 新租税特別措置法第四十一条の十四(第五項に係る部分を除く。)及び第四十一条の十五の規定は、個人が平成十七年七月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用する。
- 2 新租税特別措置法第四十一条の十四第五項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。
 - (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との 調整)
- 第二十九条 附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条又 は前条第一項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に構

ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、 同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正す る法律(平成十七年法律第 号)附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二 十三条まで、第二十五条及び第二十八条第一項の規定並びに」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人 (法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

- 第三十一条 新租税特別措置法第四十二条の七(第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第四十二条の七第一項第六号に掲げる法人の同号に規定する承認経営革新計画(以下この項において「承認経営革新計画」という。)が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二条の規定により承認経営革新計画とみなされたものである場合には、当該法人の新租税特別措置法第四十二条の七の規定の適用については、同条第二項中「又は第五号」とあるのは、「、第五号又は第六号」とする。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第四十二条の十の規定は、法人が附則第一条第十九号に 定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第四 十二条の十第一項に規定する経営革新設備等について適用し、法人が同日前に取得若 しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規 定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定 する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第 四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。
- 3 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。
- 4 新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。
- 5 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。
- 6 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。
- 7 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。
- 8 新租税特別措置法第四十四条の七第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 9 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第四 号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 10 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の八第一項に規定する 飼料製造設備等については、なお従前の例による。
- 11 新租税特別措置法第四十四条の八第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の八第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。
- 12 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第

- 三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 13 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 14 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項第一号に掲げる建物及びその附属設備については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十九第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第
 - 号) 附則第四十七条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法 第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項」とする。
- 15 旧租税特別措置法第四十六条第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該法人の同項に規定する適用事業年度が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日以後に終了する場合における同条(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。
- 16 法人の新租税特別措置法第四十六条第一項に規定する適用事業年度が施行日から中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日の前日までの間に終了する場合における同条の規定の適用については、同項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」とあるのは、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」とする。
- 17 新租税特別措置法第四十七条(第一項に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行 日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。
- 18 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第四十七条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。
- 19 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第二号に掲げる建築物については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第四十七条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定に

よる改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

- 20 新租税特別措置法第四十七条の二(第三項第三号に係る部分に限る。)の規定は、 法人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第 四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 21 新租税特別措置法第四十七条の二(第三項第五号に係る部分に限る。)の規定は、 法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等に ついて適用する。
- 22 新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が附則第一条第二十一号に定める日以 後に取得又は建設をする新租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等 について適用する。
- 23 法人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第四十七条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。
- 24 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

- 第三十四条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する同条第一項に規定する特定法人の株式(出資を含む。)又は債権について適用する。
- 2 旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する整備事業計画につき同項に規定する 認定を平成十七年十月一日前に受けた同項に規定する法人の当該整備事業計画に係る 同項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法 第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)については、旧租税 特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表 の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と する。

第 一 項 第 二号	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正 する法律(平成十七年法 律第 号)附則第四 十八条第二項の規定による りなおその効力を有する ものとされる同法第五条 の規定による改正前の租 税特別措置法(以下この
		税特別措置法(以下この条において「旧効力措置

	<u> </u>	N > > 575 \ 1.11
		法」という。)第六十八 条の四十七第一項
第三項か	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条
ら第八項	357 (17 (3/4) [1 5/5 5/4	の四十七第一項
まで		0011033
第十三項	第六十八条の四十七第一項	
为 1 —炽	第八十八宗の四十七弟 - 填	の四十七第一項
	<u> </u>	
	第六十八条の四十七第十二項前段	旧効力措置法第六十八条
	<u> </u>	の四十七第十二項前段
	第五十五条第十二項中「第六十八条の	第五十五条第十二項中
	四十三第十項」とあるのは「第六十八	「第六十八条の四十三第
	条の四十七第十二項	十項」とあるのは「所得
		税法等の一部を改正する
		法律(平成十七年法律第
		号)附則第四十八
		条第二項の規定によりな
		おその効力を有するもの
		とされる同法第五条の規
		定による改正前の租税特
		別措置法(以下この条に
		おいて「旧効力連結措置
		法」という。)第六十八
		条の四十七第十二項
	同条第十三項中「第六十八条の四十三	同条第十三項中「第六十
	第十項」とあるのは「第六十八条の四	八条の四十三第十項」と
	十七第十二項	あるのは「旧効力連結措
		置法第六十八条の四十七
		第十二項
	第五十六条第一項	所得税法等の一部を改正
		する法律(平成十七年法
		律第 号)附則第三
		十四条第二項の規定によ
		りなおその効力を有する
		ものとされる同法第五条
		の規定による改正前の租
		税特別措置法(以下この
		条において「旧効力単体
		措置法」という。)第五
		十六条第一項
	「同条第十項」とあるのは「第六十八	「同条第十項」とあるの
	条の四十七第十二項	は「旧効力連結措置法第
		六十八条の四十七第十二
		項
	 第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十
	N	六条第四項
第十四項	 第六十八条の四十七第一項	八京界四点 旧効力措置法第六十八条
ᅔᆝᅛᅜ	ઋ/\ 八亦以曰 しわ - 切 	ロガガ指量伝第八 八赤 の四十七第一項
I		VCI U차 성

第十五項	第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十 六条第一項
	第六十八条の四十七第十三項	旧効力連結措置法第六十 八条の四十七第十三項
	第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十 六条第四項
第十六項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条 の四十七第一項
第十七項	第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十 六条第一項
	第六十八条の四十七第十五項	旧効力連結措置法第六十 八条の四十七第十五項
	第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十 六条第四項
第十八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条 の四十七第一項
第十九項	第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十 六条第一項
	第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十 六条第四項

3 旧租税特別措置法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を有する法人の平成十八年三月二十四日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算(同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度前の事業年度の所得の金額の計算)については、旧租税特別措置法第五十七条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の五十二第一項	所得税法等の一部を では では では では では では では では では では
第三項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条 の五十二第一項
第四項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条 の五十二第一項
	法人が	法人が、平成十七年三月

İ		
		二十四日を含む事業年度
		終了の日までに
第五項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条
		の五十二第一項
第八項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条
		の五十二第一項
	(第六十八条の五十二第七項	(旧効力措置法第六十八
		条の五十二第七項
	「第六十八条の五十二第七項	「所得税法等の一部を改
		正する法律(平成十七年
		法律第 号)附則第
		四十八条第三項の規定に
		よりなおその効力を有す
		るものとされる同法第五
		条の規定による改正前の
		租税特別措置法第六十八
		条の五十二第七項
	第五十七条の二第一項	所得税法等の一部を改正
		する法律(平成十七年法
		律第 号)附則第三
		十四条第三項の規定によ
		りなおその効力を有する
		ものとされる同法第五条
		の規定による改正前の租
		税特別措置法(第十六項
		において「旧効力措置
		法」という。)第五十七
		条の二第一項
第九項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条
		の五十二第一項
第十項	第六十八条の五十二第九項	旧効力措置法第六十八条
		の五十二第九項
	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条
		の二第一項
-		•

- 4 新租税特別措置法第五十七条の三の規定は、法人の附則第一条第二十五号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。
- 5 新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が、附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日(同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)以後十五年以内の日を含む各事業年度(連結事業年度に該当する事業年度を除く。)において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第三条第一項に規定する使用済燃料の同法第二条第四項に規定する再処理等に要する費用の支出に充てるため、当該事業年度において同法附則第三条第一項、第三項及び第四項の規定により同条第一項に規定する資金管理法人に積み立てた金額で同条第二項の規定によ

り使用済燃料再処理等積立金とみなされた金額(同条第三項の規定により分割して行われる積立てに係る利息に相当する金額を除く。)に相当する金額以下の金額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。)の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該法人が積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額は、新租税特別措置法第五十七条の三第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項の使用済燃料再処理準備金として積み立てた金額とみなす。

- 6 旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が、附則第一条第二十五号に定める日において同項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む事業年度開始の日(同条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)以後十五年以内の日を含む各事業年度(連結事業年度に該当する事業年度を除く。)において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額(次項において「十五年均等取崩金額」という。)に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 7 前項の場合において、十五年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額(その日までに同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額(附則第四十八条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度)終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額(同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該十五年均等取崩金額は、当該使用済核燃料再処理準備金の金額とする。
- 8 第六項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により合併法人に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第一項に規定する使用済燃料(以下この項及び第十二項において「使用済燃料」という。)を移転した場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業

を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

- 二 合併により合併法人に使用済燃料を移転した場合 その合併直前における使用済 核燃料再処理準備金の金額
- 三 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における使用済 核燃料再処理準備金の金額
- 四 第六項、前三号、次項及び第十項の場合以外の場合において使用済核燃料再処理 準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における使用済核燃料再処理準 備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 9 第六項の規定の適用を受ける法人が、附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日(同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)以後十四年を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における使用済核燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日であいて「二年経過日」という。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済核燃料再処理準備金の金額については、第六項、前項及び第十二項の規定は、適用しない。
- 10 第六項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第六項、前二項及び第十二項の規定は、適用しない。
- 11 第六項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを 一月とする。
- 12 第六項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に使用済燃料を移転した場合(附則第四十八条第十項前段に規定する場合を除く。)には、その適格合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

- この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第六項の使用済核燃料再処理準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第六項の使用済核燃料再処理準備金の金額)とみなす。
- 13 前項又は附則第四十八条第十項の場合において、これらの規定の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 14 第十二項又は附則第四十八条第十項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度(当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度)に係る第六項の規定の適用については、同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額は、第十二項又は同条第十項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額については、第六項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数(当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを百八十月から経過期間(附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日(同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

- 第三十五条 新租税特別措置法第六十四条(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定 は、法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等 の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十 四条第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例に よる。
- 2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に行う 同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った 旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税につい ては、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に行う 同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。
- 4 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十七号に規定す

- る土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 5 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 6 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号の規定は、法人が附則第一条第二 十三号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用 し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等 の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 7 新租税特別措置法第六十五条の五第一項第三号の規定は、法人が附則第一条第二十 四号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用す る。
- 8 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 9 法人が施行日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日の前日までの間に行う新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る同条から第六十五条の九まで(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「同条第二項第二号」とあるのは、「同条第二項第一号」とする。
- 10 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の下欄に掲げる資産のうち農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする資産に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に取得をする当該資産について適用する。
 - (共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)
- 第三十六条 法人が旧租税特別措置法第六十六条第一項に規定する特定共同出資により 施行日前に取得した同項の株式又は出資については、なお従前の例による。
 - (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
- 第三十七条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第六十六条の六第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定は、同項に規定する内国法人に係る 同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後 に同項各号に掲げる事業が生ずる場合における当該内国法人の同項に規定する課税済 留保金額(旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該内国法人の平成 十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した 金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六 第一項の規定により当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入 する金額に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の八第 一項に規定する内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社に つき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該内国法人の同項に規 定する課税済留保金額については、なお従前の例による。
- 4 新租税特別措置法第六十六条の八第二項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合において、同条第二項の規定により内国法人の同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされる新租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該内国法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用する。
- 5 新租税特別措置法第六十六条の八第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格合併等が行われる場合において、同項の規定により内国法人の同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされる同条第三項に規定する被合併法人等の同項各号に定める金額に係る同条第一項に規定する課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)又は新租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した

金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上 益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用する。

6 新租税特別措置法第六十六条の八第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりないものとされる当該適格分割等に係る同項に規定する分割法人等の同条第一項に規定する課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該分割法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該分割法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用する。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第三十八条 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に 取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第三十九条 旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項第二号に規定する中小企業者又は特定中小企業者の附則第一条第十九号に定める日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(組合事業に係る損失がある場合の課税の特例に関する経過措置)

- 第四十条 新租税特別措置法第六十七条の十二の規定は、施行日以後に締結される組合契約(同条第三項第一号に規定する組合契約(平成十九年四月一日前に締結される航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条第一項の許可に係る事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)及び施行日以後に組合契約に係る新租税特別措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合員(以下この項において「組合員」という。)たる地位の承継(施行日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併による承継その他の政令で定める承継を除く。)を受ける法人の当該承継に係る組合契約について適用する。
- 2 新租税特別措置法第六十七条の十三の規定は、附則第一条第七号に定める日以後に 締結される新租税特別措置法第六十七条の十三第一項に規定する有限責任事業組合契 約について適用する。

(特定短期国債の償還差益の課税の特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第六十七条の十六第四項の規定は、同項に規定する外国 投資信託の受託者である外国法人が施行日以後に新租税特別措置法第四十一条の十二 第九項に規定する特定振替記載等を受ける新租税特別措置法第六十七条の十六第四項 に規定する外国投資信託の信託財産に属する同項に規定する特定短期国債の同項に規 定する償還差益について適用し、旧租税特別措置法第五条の二第二項に規定する外国 投資信託の受託者である外国法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第 九項に規定する特定振替記載等を受けた旧租税特別措置法第五条の二第二項に規定す る外国投資信託の信託財産に属する旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定 する特定短期公社債のうち同項第一号から第八号までに掲げるものの同条第七項に規 定する償還差益については、なお従前の例による。

(分離振替国債の課税の特例に関する経過措置)

- 第四十二条 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項から第三項までの規定は、外国法人が施行日以後に同条第一項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額(以下この条において「損失額」という。)及び施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債(同項第一号の規定よる同号の非課税適用申告書の提出があるものに限る。以下この条において「旧分離振替国債」という。)の保有又は譲渡により施行日以後に生ずる所得又は損失額について適用し、旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日前に生じた所得又は旧租税特別措置法第六十七条の十七第二項に規定する損失の額その他の政令で定める金額(次項において「損失の額等」という。)については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、同項に規定する外国投資信託 の受託者である外国法人(以下この項において「受託者である外国法人」という。) が、施行日以後に同条第一項に規定する振替記載等を受ける同条第四項に規定する外 国投資信託(以下この項において「外国投資信託」という。)の信託財産に属する同 条第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は損失額及び外 国投資信託の信託財産に属する旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日以後に生 ずる所得又は損失額について適用し、受託者である外国法人の外国投資信託の信託財 産に属する旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日前に生じた所得又は損失の額 等については、なお従前の例による。

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)

- 第四十三条 新租税特別措置法第六十八条の二第一項の規定は、同項第一号及び第二号 に掲げる同族会社の附則第一条第十九号に定める日以後に開始する事業年度の法人税 について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の二第一項第一号から第三号までに掲 げる同族会社の同日(同号に掲げる同族会社にあっては、平成十七年四月十三日)前 に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 2 法人が施行日から附則第一条第十九号に定める日の前日までの間に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十八条の二第二項に規定する書類を添付する場合における同項の規定の適用については、同項中「前項第三号」とあるのは、「前項第四号」とする。

(特定信託の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

- 第四十四条 新租税特別措置法第六十八条の三の七第一項、第二項第一号及び第三号、 第三項並びに第五項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後 に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金 額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十 八条の三の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係 る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する 課税対象留保金額については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第六十八条の三の七第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第六十八条の三の九第一項の規定は、同項に規定する特定信託に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該特定信託に係る同項に規定する課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十八条の三の七第一項の規定により当該特定信託の平成十二年四月一日以後に終了した各計算期間(法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。)の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の三の七第一項の規定により当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る同項に規定する特定分割を持定は外国関係会社につき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該特定信託に係る同項に規定する課税済留保金額については、なお従前の例による。

(連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 に関する経過措置)

- 第四十五条 新租税特別措置法第六十八条の十二(第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第六十八条の十二第一項第六号に掲げる連結法人の同号に規定する承認経営革新計画(以下この項において「承認経営革新計画」という。)が中小企

業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二条の規定により承認経営革新計画とみなされたものである場合には、当該連結法人の新租税特別措置法第六十八条の十二の規定の適用については、同条第二項中「又は第五号」とあるのは、「、第五号又は第六号」とする。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第六十八条の十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する経営革新設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

- 第四十七条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法 人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定 する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第 一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。
- 3 連結親法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第 一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。
- 4 新租税特別措置法第六十八条の十八第一項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。
- 5 新租税特別措置法第六十八条の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

- 6 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法 人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定 する特定資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第 一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。
- 7 新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親 法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規 定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連 結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十 八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。
- 8 新租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 9 連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項 の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第一項に規定する飼料製造設備等については、なお従前の例による。
- 11 新租税特別措置法第六十八条の二十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。
- 12 新租税特別措置法第六十八条の二十七(新租税特別措置法第四十五条第一項の表の 第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人に よる連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同表の第一号の 第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当 該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧 租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる 減価償却資産については、なお従前の例による。
- 13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の表の第二号の

中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

- 14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項(旧租税特別措置法第四十五条の二第二項第一号に係る部分に限る。)に規定する特定医療用建物については、旧租税特別措置法第六十八条の二十九(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十五条の二第二項に」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第三十三条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。)第四十五条の二第二項に」と、「第四十五条の二第二項各号」とあるのは、「旧効力措置法第四十五条の二第二項各号」と、同条第三項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の二第二項」とする。
- 15 旧租税特別措置法第六十八条の三十第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する適用事業年度が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日以後に終了する場合における同条(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。
- 16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の新租税特別措置法第六十八条の三十第一項に規定する適用事業年度が施行日から中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日の前日までの間に終了する場合における同条の規定の適用については、同項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」とあるのは、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」とする。
- 17 新租税特別措置法第六十八条の三十四(第一項に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。
- 18 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第三十三条第十八

項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の 租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

- 19 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第二号に掲げる建築物については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第三十三条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。
- 20 新租税特別措置法第六十八条の三十五(第三項第三号に係る部分に限る。)の規定 は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則 第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の 三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 21 新租税特別措置法第六十八条の三十五(新租税特別措置法第四十七条の二第三項第 五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六 十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 22 新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。
- 23 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第三十三条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。
- 24 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十九第一項に規定する費用又は負担金については、なお従前の例による。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第四十八条 新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結 親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に適格現物出資により 外国法人である被現物出資法人に移転する同条第一項に規定する特定法人の株式(出 資を含む。)又は債権について適用する。 2 旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画につき旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)については、旧租税特別措置法第六十八条の四十七の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	 	<u> </u>
第一項	第五十六条第一項に	所得税法等の一部を改正
		する法律(平成十七年法
		律第 号)附則第三
		十四条第二項の規定によ
		りなおその効力を有する
		ものとされる同法第五条
		の規定による改正前の租
		税特別措置法(以下この
		条において「旧効力措置
		法」という。)第五十六
		条第一項に
	第五十六条第一項第一号	旧効力措置法第五十六条
		第一項第一号
	第五十六条第一項の	旧効力措置法第五十六条
		第一項の
第三項か	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条
ら第六項	., _ ,	第一項
まで		
第十二項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条
		第一項
	「第五十五条第十一項」とあるのは	「第五十五条第十一項」
	「第五十六条第十三項	とあるのは「所得税法等
		の一部を改正する法律
		(平成十七年法律第
		号)附則第三十四条第
		二項の規定によりなおそ
		の効力を有するものとさ
		れる同法第五条の規定に
		よる改正前の租税特別措
		置法(以下この条におい
		て「旧効力単体措置法」
		という。)第五十六条第
		十三項
	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正
		する法律(平成十七年法
1		/ JAH (1 M 1 DTA

1		
		律第 号)附則第四
		十八条第二項の規定によ
		りなおその効力を有する
		ものとされる同法第五条
		の規定による改正前の租
		税特別措置法(以下この
		条において「旧効力連結
		措置法」という。)第六
		十八条の四十七第一項
	「同条第十一項」とあるのは「第五十	「同条第十一項」とある
	六条第十三項	のは「旧効力単体措置法
		第五十六条第十三項
	第六十八条の四十七第四項	旧効力連結措置法第六十
		八条の四十七第四項
第十三項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条
		第一項
第十四項	第六十八条の四十七第一項	旧効力連結措置法第六十
		八条の四十七第一項
	第五十六条第十四項	旧効力単体措置法第五十
		六条第十四項
	第六十八条の四十七第四項	旧効力連結措置法第六十
		八条の四十七第四項
第十五項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条
		第一項
第十六項	第六十八条の四十七第一項	旧効力連結措置法第六十
20 1 7 12	SIST OF SISTER	八条の四十七第一項
	第五十六条第十六項	旧効力単体措置法第五十
	721/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	六条第十六項
	第六十八条の四十七第四項	旧効力連結措置法第六十
		八条の四十七第四項
第十七項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条
77 1 6块	<u> </u>	ロガガョュムデューハボ 第一頃
第十八項	第六十八条の四十七第一項	^{第一년} 旧効力連結措置法第六十
加 八块 	オハーハホツビー 6年 - 現	四郊万建紀領皇伝第八 八条の四十七第一項
	第二十八名の四十七笠四百 第二十八名の四十七笠四百	
	第六十八条の四十七第四項	旧効力連結措置法第六十
		八条の四十七第四項

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を有するものの平成十八年三月二十四日を含む連結事業年度以前の連結事業年度の連結所得の金額の計算(同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算)については、旧租税特別措置法第六十八条の五十二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第五十七条の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第 号)附則 第三十四条第三項の規定によりなお その効力を有するものとされる同法 第五条の規定による改正前の租税特 別措置法(以下この条において「旧 効力措置法」という。)第五十七条 の二第一項
第三項及び 第七項	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条の二第一項
第八項	第五十七条の二第八項	旧効力措置法第五十七条の二第八項
第九項	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条の二第一項
第十項	第五十七条の二第九項	旧効力措置法第五十七条の二第九項

- 4 新租税特別措置法第六十八条の五十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第二十五号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。
- 5 新租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親 法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第一条第二十五号に定める日 を含む連結事業年度開始の日(同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当 しない場合には、当該事業年度開始の日)以後十五年以内の日を含む各連結事業年度 において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管 理に関する法律附則第三条第一項に規定する使用済燃料の同法第二条第四項に規定す る再処理等に要する費用の支出に充てるため、当該連結事業年度において同法附則第 三条第一項、第三項及び第四項の規定により同条第一項に規定する資金管理法人に積 み立てた金額で同条第二項の規定により使用済燃料再処理等積立金とみなされた金額 (同条第三項の規定により分割して行われる積立てに係る利息に相当する金額を除 く。)に相当する金額以下の金額を損金経理(法人税法第八十一条の二十第一項第一 号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の 決算において費用又は損失として経理することをいう。)の方法(当該連結親法人又 はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる 方法を含む。)により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立 てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に 算入する。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が積み立てた使用 済燃料再処理準備金の金額は、新租税特別措置法第六十八条の五十三第一項の規定に より当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された同項の使用済 燃料再処理準備金として積み立てた金額とみなす。
- 6 旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親 法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第一条第二十五号に定める日

において同項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、 同日を含む連結事業年度開始の日(同条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結 事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)以後十五年以内の日を含む 各連結事業年度において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各連結事業年 度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額(次項において「十五年均等取 崩金額」という。)に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算 上、益金の額に算入する。

- 7 前項の場合において、十五年均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額(その日までに同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額(附則第三十四条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度(当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度)終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額(同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該十五年均等取崩金額は、当該使用済核燃料再処理準備金の金額とする。
- 8 第六項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により合併法人に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第一項に規定する使用済燃料(以下この項及び第十項において「使用済燃料」という。)を移転した場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する一般電気事業又は卸電気 事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額
 - 二 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法 第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第十項において「連 結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合 併法人に使用済燃料を移転した場合 その合併直前における使用済核燃料再処理準 備金の金額
 - 三 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。) その解散の日における 使用済核燃料再処理準備金の金額
 - 四 第六項及び前三号の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のう

ちその取り崩した金額に相当する金額

- 9 第六項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを 一月とする。
- 10 第六項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に使用済燃料を移転した場合には、その適格合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の使用済核燃料再処理準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、附則第三十四条第六項の使用済核燃料再処理準備金の金額)とみなす。
- 11 前項又は附則第三十四条第十二項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第六項の規定の適用については、同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額は、前項又は同条第十二項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額については、第六項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを百八十月から経過期間(附則第一条第二十五号に定める日を含む連結事業年度開始の日(同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。
- 12 第五項、第六項及び第八項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十九条 新租税特別措置法第六十八条の七十(新租税特別措置法第六十四条第一項 第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完 全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三 号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親 法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第 六十四条第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の 例による。

- 2 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第 十号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡に係る法 人税について適用する。
- 4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項(旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十七号に係る部分に限る。)に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項(旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十八号に係る部分に限る。)に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 6 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第二十号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十一号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
- 7 新租税特別措置法第六十八条の七十六(新租税特別措置法第六十五条の五第一項第 三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に行う同項第三号 に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。
- 8 新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで(新租税特別措置 法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行 う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該 連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別

措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法 人税については、なお従前の例による。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日の前日までの間にする新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡及び同号の下欄に掲げる資産の取得に係る同条から第六十八条の八十まで(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「同条第二項第二号」とあるのは「同条第二項第一号」と、「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等(当該連結親法人又はその連結子法人で、同条第二項に規定する特定農業法人に該当するものが取得をするものに限る。)」とあるのは「土地等」とする。

(連結法人が共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が 旧租税特別措置法第六十八条の八十六第一項に規定する特定共同出資により施行日前 に取得した同項の株式又は出資については、なお従前の例による。

(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

- 第五十一条 新租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第三項及び第六項の規定は、 同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項 に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課 税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定す る特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留 保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額につい ては、なお従前の例による。
- 2 新租税特別措置法第六十八条の九十第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する 特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠 損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定 外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定 する欠損の金額については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第六十八条の九十二第一項の規定は、同項に規定する連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該連結法人の同項に規定する個別課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該連結法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該連結法人の各連結事業年度の連結所得

- の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用し、旧租 税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する連結法人に係る同項に規定する特 定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場 合における当該連結法人の同項に規定する個別課税済留保金額については、なお従前 の例による。
- 4 新租税特別措置法第六十八条の九十二第二項の規定は、同条第一項に規定する特定 外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる 事実が生ずる場合において、同条第二項の規定により連結法人の同条第一項に規定す る個別課税済留保金額とみなされる新租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定す る課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該連結法 人の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に 算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十 六条の六第一項の規定により当該連結法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の 額に算入する金額に係るものに限る。)について適用する。
- 5 新租税特別措置法第六十八条の九十二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格合併等が行われる場合において、同項の規定により連結法人の同条第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされる同条第三項に規定する被合併法人等の同項各号に定める金額に係る同条第一項に規定する個別課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)又は新租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用する。
- 6 新租税特別措置法第六十八条の九十二第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりないものとされる当該適格分割等に係る同項に規定する分割法人等の同条第一項に規定する個別課税済留保金額(旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該分割法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該分割法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。)について適用する。

(連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第五十二条 旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する連結親法人が施行 日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固 定資産については、なお従前の例による。

(連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例に関する経過措置)

- 第五十三条 新租税特別措置法第六十八条の百五の二の規定は、施行日以後に締結される組合契約(新租税特別措置法第六十七条の十二第三項第一号に規定する組合契約(平成十九年四月一日前に締結される航空法第百条第一項の許可に係る事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)及び施行日以後に組合契約に係る新租税特別措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合員(以下この項において「組合員」という。)たる地位の承継(施行日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併による承継その他の政令で定める承継を除く。)を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該承継に係る組合契約について適用する。
- 2 新租税特別措置法第六十八条の百五の三の規定は、附則第一条第七号に定める日以 後に締結される新租税特別措置法第六十八条の百五の三第一項に規定する有限責任事 業組合契約について適用する。

(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過 措置)

- 第五十四条 新租税特別措置法第六十八条の百九第一項の規定は、同項に規定する連結 法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業 年度をいう。以下この条において同じ。)が附則第一条第十九号に定める日以後に開 始する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の百九 第一項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分 の法人税については、なお従前の例による。
- 2 旧租税特別措置法第六十八条の百九第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成十七年四月十三日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

- 第五十五条 新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する農地等の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)に係る贈与税について適用する。
- 2 施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等(以下この条において「農地等」という。)の贈与に係る贈与税については、旧租税特別措置法第七十条の四の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の

四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者(以下第十五項までにおいて「受贈者」という。)が施行日から平成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者の死亡の日前に、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの(以下この条において「特定農業生産法人」という。)に対し旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等のすべて(第五項の規定の適用を受ける同項の借受代替農地等に係る同項の貸付特例適用農地等を除く。)につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なかったものとみなす。

- 4 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 当該農地等につき前項の使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人(次号において「被設定者」という。)がその有する当該権利の旧租税特別措置法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該譲渡等若しくは当該転用又は当該廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは当該転用又は当該廃止をしたものとみなす。
 - 二 被設定者が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合(政令で定める場合を除く。)には、前項の規定にかかわらず、当該該当しないこととなった日において当該農地等につき使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。
- 5 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受けている受贈者が、施行日から平成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者の死亡の日前に、特定農業生産法人に対し同条第八項の規定の適用を受ける同項に規定する貸付特例適用農地等(以下この条において「貸付特例適用農地等」という。)に係る同項に規定する借受代替農地等(以下この条において「借受代替農地等」という。)のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定(以下この項において「借受代替農地等に係る設定」という。)をした場合(当該受贈者が旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等(当該貸付特例適用農地等を除く。)を有している場合には、当該特定農業生産法人に対し当該農地等のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときに限る。)において、当該借受代替農地等に係る設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該借

受代替農地等に係る設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の 所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第十項の規定の適用につい ては、当該借受代替農地等が当該特定農業生産法人の農業の用に供されているときに 限り、当該借受代替農地等が当該受贈者の農業の用に供されているものとみなす。

- 6 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 当該借受代替農地等につき前項の使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人(以下この項及び次項において「被設定者」という。)がその有する当該権利の旧租税特別措置法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等若しくは当該借受代替農地等の転用をした場合又は当該借受代替農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは当該転用又は当該廃止をした日において当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき同条第八項に規定する賃借権等(以下この項及び次項において「賃借権等」という。)の設定をしたものとみなす。
 - 二 被設定者が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合(政令で定める場合を除く。)には、当該該当しないこととなった日において当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき賃借権等の設定をしたものとみなす。
 - 三 当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了した場合において、当該受贈者が、当該貸付特例適用農地等であった農地等で政令で定めるものにつき当該存続期間の満了の日から二月を経過する日までに被設定者に対し政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしないときは、同日において当該農地等につき賃借権等の設定をしたものとみなす。
- 7 第五項の場合において、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての 賃借権等の存続期間が満了し、かつ、当該貸付特例適用農地等であった農地等で政令 で定めるものにつき当該存続期間の満了の日から二月を経過する日までに被設定者に 対し、政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときは、この条の 規定の適用については、当該農地等は第三項の規定の適用を受ける農地等とみなす。
- 8 第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における旧租税特別措置法第七十条の四第十項及び第十一項の規定の適用については、同条第十項第一号中「当該受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五十五条第五項の規定の適用を受ける受贈者に係る同条第三項に規定する特定農業生産法人(次項において「特定農業生産法人」という。)」と、同条第十一項中「前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合」とあるのは「前項第二号に掲げる場合」と、「同項各号に定める

日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地(第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。)を借り受けたとき(当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限る。)又は当該受贈者が同日」とあるのは「同号に定める日から二月を経過する日」と、「消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第九項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす」とあるのは「消滅させ、かつ、当該貸付特例適用農地等であった農地等で政令で定めるものにつき同日までに特定農業生産法人で政令で定めるものに対し政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときに限り、同項の規定は適用しない」とする。

- 9 第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該設定をした受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人とみなす。
- 10 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、旧租税特別措置法第七十条の四第十六項に規定する一時的道路用地等(以下第十三項までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下第十二項までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限(以下この項において「貸付期限」という。)の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等について特定農業生産法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、第四項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
 - 当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかったもの

とみなす。

- 二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、特定農業生産法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があったものとみなす。
- 11 前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「継続貸付届出書」という。)を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 12 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかった場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等につき地上権等の設定があったものとして、旧租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかった場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限までにその提出がなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。
- 13 前二項に定めるもののほか、第十項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における同条第五項の規定の適用に関する事項その他第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第三項又は第五項に規定する届出書を提出した受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用については、同項中「及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る同条第四項第一号又は第六項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事項及び当該被設定者が同条第三項に規定する特定農業生産法人に該当する事実の明細」とする。
- 15 旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項又は第 五項の規定の適用を受けたものが当該農地等又は当該借受代替農地等につき使用貸借 による権利の設定をした後当該農地等又は当該借受代替農地等を引き続き特定農業生 産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条の規定の適用に関し必要 な事項は、政令で定める。
- 16 次に掲げる者は、旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、第三項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこ

れらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 一 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)附則第二十条 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特 別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 二 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十九条第 一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前 の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定す る受贈者
- 三 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第三十六 条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税 特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈 者
- 四 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 五 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定 による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている 同項に規定する受贈者
- 六 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第三十 二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条 の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受け ている同項に規定する受贈者
- 七 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第百二十三条第 十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規 定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けてい る同項に規定する受贈者
- 17 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農用地の買入れをする場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地の買入れをした場合にお

けるこれらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例 による。

- 2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、施行日以後に同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第七十八条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第 二項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る 登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規 定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許 税については、なお従前の例による。
- 4 農林中央金庫が、平成十七年十二月三十一日までに旧租税特別措置法第七十八条の 二第三項に規定する特定漁業協同組合等から同項に規定する全部事業譲渡により不動 産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転 の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会が、平成十七年十二月三十一日までに同項に規定する特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合から同項に規定する信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 新租税特別措置法第七十八条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第 六項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る 登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第六項に規 定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許 税については、なお従前の例による。
- 7 旧租税特別措置法第八十二条第三項に規定する指定会社が、施行日前に同項各号に 掲げる事項について受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 8 旧租税特別措置法第八十三条に規定する民間都市開発推進機構が、施行日前に受けた同条に規定する事業見込地である土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する一般的経過措置)

第五十七条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十八条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 第六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外 送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項の規定は、平成十七年九月一日 以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報(同法第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則)

第六十一条 第八条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき 所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下附則第六十四条までにおいて 「新所得税等負担軽減措置法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除くほ か、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税について は、なお従前の例による。

(平成十八年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例に関する経過措置)

第六十二条 平成十八年において所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額がある場合における同法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第八条の規定による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(附則第六十四条において「旧所得税等負担軽減措置法」という。)第四条から第六条までの規定を適用して計算した所得税の額による。

(居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

第六十三条 新所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法 第四編第二章第一節の規定及び新所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三まで は、平成十八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給 与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべ き給与等については、なお従前の例による。 (居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

第六十四条 新所得税等負担軽減措置法第十四条の規定は、平成十八年一月一日以後に 支払うべき新所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等につい て適用し、同日前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特 定公的年金等については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 別表第一租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八及び第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」に、「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」に、「第六十二条の三第四項第十三号八及び第十四号二」を「第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に、「第六十五条の四第一項第十号及び第十二号」を「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第三十八項」に改める。

(消防法の一部改正)

第六十六条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。 第二十一条の四十五第二項を削る。

第二十一条の四十六第一項中「前条第一項の」を「前条の」に改め、同項第四号イ中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第二十一条の四十七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の 一項を加える。

登録の更新を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

別表第二中「第二十一条の四十五第一項第一号」を「第二十一条の四十五第一号」に、「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第二号」に改める。 別表第三中「第二十一条の四十五第一項第一号」を「第二十一条の四十五第一号」に、「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第二号」に、「第二十一条の四十五第一項第三号」を「第二十一条の四十五第三号」に、「第二十一条の四十五第一項第四号」を「第二十一条の四十五第四号」に改める。

(電波法の一部改正)

第六十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。 第百三条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九 号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第 二十二号までを三号ずつ繰り上げる。

(農産物検査法の一部改正)

第六十八条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」を削る。 第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同 項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第十九条第二項中「、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」を削る。 (鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第六十九条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のよう に改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(労働安全衛生法の一部改正)

第七十条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第百十二条第一項第一号の二中「、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「登録又はその」を「登録の」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

(中小小売商業振興法の一部改正)

第七十一条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条第一号」を「第六条」に改め、同条第二項中「(第六条第一号において「事業協同組合等」という。)」を削る。

第五条中「(以下「認定計画」という。)」を削る。

第六条を次のように改める。

(減価償却の特例)

第六条 第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員(中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。)であるものに限る。)は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、第四条第一項の規定に

よる認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

(作業環境測定法の一部改正)

第七十二条 作業環境測定法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第二号中「若しくは」を「又は」に、「登録又はその」を「登録の」に改め、同項第四号中「又は第三十三条」を削る。

(電気通信事業法の一部改正)

第七十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正 する。

第百七十四条第一項中「第八十六条第一項の規定による登録を受けようとする者若しくは」を削る。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第七十四条 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)の一部 を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)

第七十五条 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第二十六条中「第十三条及び」を削る。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の 一部改正)

第七十六条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。 第百四十八条第三項を削る。

第三百二十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 施行日前に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生 手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第七十九条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十 九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条とする。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第八十条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号中「中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業協同組合等」を「事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会」に、「同項の」を「中小小売商業振興法第四条第二項に規定する」に改める。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第八十一条 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成 十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十三条第一項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条 第一項」に改める。

第二十一条第一項中「次に掲げる者」を「登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者」に、「、債権の個数及び債権譲渡登記又は質権設定登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに」を「及び」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の申請又は」を「前項の」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第八十二条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年 法律第二十六号)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。 (会社更生法の一部改正)

第八十三条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 施行日前に会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

第八十五条 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)の一部 を次のように改正する。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部改正)

第八十六条 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち第百三条第一項の改正規定を次のように改める。

第百三条第一項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号中「免許状」の下に「、登録状」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者

八 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第八十七条 日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を次のように改正する。

第四十五条のうち租税特別措置法第八十四条の三の改正規定を次のように改める。

第八十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の 一項を加える。

3 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下この項において「会社」と総称する。)が受ける設立の登記並びに同法第七条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の一 部改正)

第八十八条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する 法律の一部を次のように改正する。

第十六条の改正規定中「「債権の個数及び債権譲渡登記」を「動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記、債権譲渡登記」」を「「債権譲渡登記の」を「債権譲渡登記又は質権設定登記の」に改め、同項第一号中「、質権設定登記、延長登記又は」を「若しくは質権設定登記又はこれらの登記に係る延長登記若しくは」」に改める。

附則第二条第三項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税を縮減する改正、特定管理株式が価値を失った場合の譲渡所得等の課税の特例の創設等の金融・証券税制の改正、非居住者等の組合事業から生ずる利益に対する源泉徴収制度の創設及び外国子会社合算税制の見直し等の国際課税の改正並びに中小企業等基盤強化税制の対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る措置を追加する等の中小企業関係税制の改正を行うとともに、所得税の寄付金控除の控除限度額の引上げ、民事再生等の場合の資産評価損益と欠損金の損金算入等に関する措置の改正、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の創設、登録検査機関等の登録等に対し登録免許税の負担を求める改正等を行うほか、共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。